

**令和4年度
情報公開・個人情報保護制度
運用状況報告書**

令和5年8月

宮崎市

目次

I 情報公開制度の概要

1	情報公開制度の意義	1
2	情報公開制度の概要	2
3	公開請求に関する事務の流れ	5
4	審査請求に関する事務の流れ	6
5	情報公開制度導入までの経過	7

II 情報公開制度の運用状況

1	公開請求（申出）の件数及びその処理状況	9
2	実施機関別の請求（申出）件数及びその処理状況	10
3	請求者の内訳	11
4	非公開理由の適用状況	11
5	審査請求の状況	12
6	情報提供の状況	12

III 個人情報保護制度の概要

1	個人情報保護制度の意義	13
2	個人情報保護制度の概要	13
3	自己情報の開示・訂正請求に関する事務の流れ	17
4	審査請求に関する事務の流れ	18
5	個人情報保護制度導入までの経過	19

IV 個人情報保護制度の運用状況

1	開示・訂正請求の件数及びその処理状況	21
2	実施機関別の請求件数及びその処理状況	21
3	不開示理由の適用状況	22
4	審査請求の状況	22
5	事務の届出状況	23

V 資料

1	情報公開請求申出の内容と処理状況（令和4年度）	24
2	個人情報開示請求の内容と処理状況（令和4年度）	74
3	情報公開関係例規	76
4	個人情報保護関係例規	89

情報公開制度の概要

1 情報公開制度の意義

「情報公開」とは、行政機関が保有する情報（公文書等）を広く市民に提供するという広い概念を指すものです。

この情報公開は、行政機関が任意に情報を提供する「情報提供制度」と法令により公開を義務づける「公表制度」及び「閲覧制度」等の既存の制度に加え、市民の請求に応じて、行政機関情報の公開を義務付ける、いわゆる「公文書公開制度」も含んだものです。

本市の情報公開制度は、市民の「知る権利の尊重」「情報の公開を求める権利の保障」「市政に対する理解と信頼の確保」「市政への市民参加の促進」「公正で開かれた市政の推進」を目的として創設され、従来から行われている広報紙や各種刊行物による情報提供に加え、市民からの請求に応じ、市が保有する公文書の行政情報を原則として全て公開する制度として、市民の公開請求権と行政の公開義務という権利義務関係を確立したものです。

このように市民の必要とする行政情報の公開が適正かつ的確に行われることにより、市民の行政に対する信頼性が確保され、さらに行政への市民参加を推進するための具体的な手段が保障されることとなります。

なお、本市の情報公開制度は、次の基本原則に従って制度化しています。

(1) 公開の原則

市が保有する公文書の行政情報は、原則として全て公開するものとし、例外的に非公開とする情報は、必要最小限にとどめなければなりません。この非公開とする情報は、合理的な理由に基づき保護が必要であるものに限るとしています。

(2) 個人のプライバシーの保護

原則公開の情報公開制度においても、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護します。

(3) 簡明な公開手続の確立

情報公開制度は、市民にとって利用しやすいものでなければなりません。そのためには、請求窓口と職員体制の充実、保有する情報の管理・検索体制の整備に努めるものとします。

(4) 公正な救済手続の確立

情報公開制度は、市民の公文書の公開を請求する権利を保障するものですが、公開を拒否された場合の救済制度を確立する必要があります。この救済手続は、簡易で迅速なものとし、その過程では第三者機関による公平な判断を行います。

2 情報公開制度の概要

(1) 実施機関

情報公開条例における「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人をいいます。

(2) 対象となる公文書

公開対象となる公文書は、次の要件を備えたものです。

- ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。）であること。
- イ 当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもので、次に掲げるものを除いたもの。
 - ・ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍、その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - ・ 一般の利用に供することを目的として発行されるもの
 - ・ 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの
- ウ 平成11年7月1日以後に決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了したものであること。なお、議会が保有する公文書については、平成14年4月1日以後に決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了したものの、また合併前の佐土原町、田野町、高岡町及び清武町の実施機関の職員が平成15年4月1日以後に作成又は取得した公文書であること。

(3) 請求権者

公文書の公開請求をできる人は、次のア～オのいずれかに該当する場合です。

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者
- オ アからエまでに掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

(4) 請求の方法

公文書の公開を請求しようとする人は、「公開請求書」を実施機関に提出しなければなりません。

なお、全ての実施機関に対する請求書の受付事務は、市民情報センターで行います。

(5) 公開・非公開の決定等

実施機関は、公文書の受付日の翌日から起算して14日以内（やむを得ない理由がある場合、60日以内）に請求のあった公文書を公開するかどうかの決定をし、請求者に対して、速やかに決定内容を文書で通知しなければなりません。

(6) 第三者の意見聴取

請求に係る情報の中に第三者に関する情報が記録されているとき、実施機関は必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができます。

(7) 公開しないことができる文書

公文書の原則公開の例外として、次の6項目に該当する情報を公開しないことができるようにしています。

ア 法令秘に関する情報

（法令又は条例の規定により、非公開とされている情報）

イ 個人に関する情報

（ただし、職務の遂行に係る公務員の職、氏名は除く。）

ウ 法人等に関する情報

（法人等の競争上の地位等に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められる情報）

エ 公共の安全等に関する情報

（人命等の保護、犯罪の予防、捜査等に支障が生ずるおそれのある情報）

オ 審議、検討又は協議に関する情報

（率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱や特定の者に不当に利益若しくは不利益を与えるおそれのある情報）

カ 事務事業執行情報

（市又は国等が行う事務又は事業に関する情報で、公開することにより、当該事業の目的を損ない、経費の増大を招き、又は事業実施期間が長引くなど当該事業の適正な執行に支障を及ぼすと認められる情報）

(8) 公開の方法

公文書の公開は、原則として市民情報センターで行います。

公開は、原則として当該公文書の原本（部分公開の場合は、当該公文書の写し）を閲覧させることやその写しを交付することにより行います。

(9) 費用負担

公文書の公開に係る手数料は、無料とします。ただし、写しの作成及び送付に要する費用については、請求者の負担となります。

(10) 審査請求

請求の決定について、審査請求があった場合には、実施機関は、審査請求が不適法である場合を除き、宮崎市情報公開審査会に諮問をし、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決を行うものとしします。

審査請求の受付は、市民情報センターで行います。

(11) 任意的公開

条例第5条に定める請求権者に対する義務的公開に対し、権利義務を伴わない請求権者以外のものからの公文書の公開の申出についても、実施機関は、これに応じるよう努めるものとしします。

また、平成11年6月30日以前に決裁、供覧等の手続が終了している公文書についても同様としします。なお、議会が保有する公文書については平成14年3月31日以前に決裁、供覧等の手続が終了しているもの、また合併前の佐土原町、田野町、高岡町及び清武町の実施機関の職員が平成15年3月31日以前に作成又は取得した公文書についても同様としします。

ただし、この任意的公開の申出に対する実施機関の決定は、行政処分ではないため、審査請求や行政事件訴訟の対象とはなりません。

なお、任意的公開の手続は、公開請求に準じて行うものとしします。

(12) 他の制度との調整

この条例は、法令又は他の条例により公文書の閲覧、縦覧又は写しの交付の手続が定められている場合は、適用しません。

また、図書館その他の市の施設で、市民の利用を目的として保管している公文書についても適用しません。

(13) 情報の提供

市民が必要とする情報を積極的に提供するものとしします。

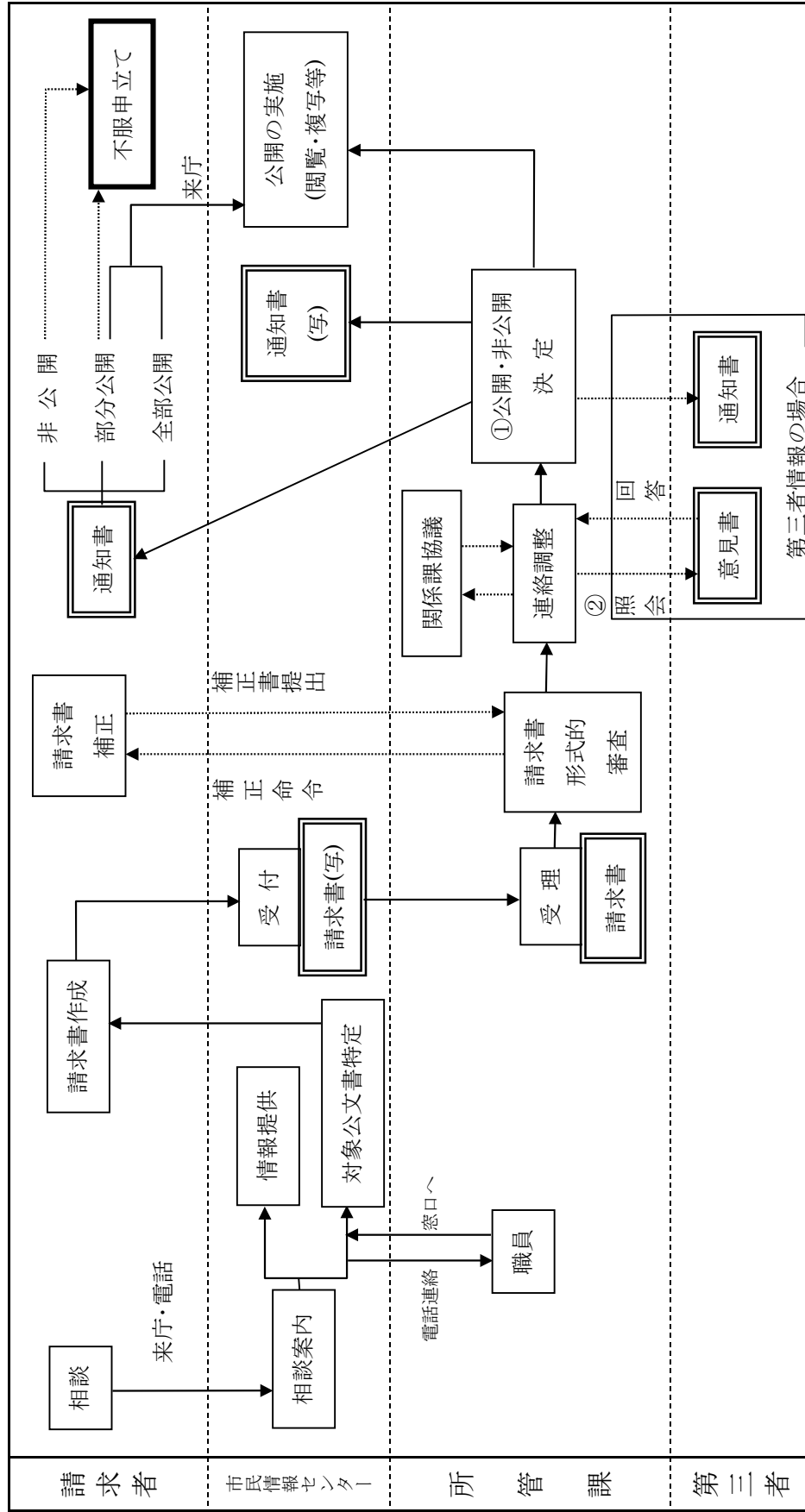
(14) 運用状況の公表

毎年、この条例の運用状況を公表します。

(15) 公文書の管理

実施機関は、公文書の適切な管理に努めるものとしします。

3 公開請求に関する事務の流れ



※ 表中の点線矢印は、「必要に応じて」を意味する。

- ① 公開・非公開決定の期間を延長する場合、所管課は公開決定等期間延長通知書を請求者、その写しを総務法制課に送付する。
- ② 第三者に対する意見書提出の機会の付与は、条例第14条第2項の規定に該当する場合は、必ず実施しなければならない。

5 情報公開制度導入までの経過

(1) 庁内検討組織について

情報公開制度の調査研究及び条例素案づくり等を目的として、庁内検討組織で検討を重ねました。

ア 宮崎市情報公開検討委員会（平成8年6月18日設置）

助役を長として、各部局長（20名）で構成され、平成10年度に5回開催しました。

イ 宮崎市情報公開検討委員会幹事会（平成8年6月18日設置）

総務課長を長として、各調整課長（19名）で構成され、平成10年度に7回開催しました。

(2) 市民の声の反映について（懇話会の組織化）

平成10年4月、宮崎市情報公開懇話会設置要綱に基づき、市民代表及び学識経験者あわせて15名の委員で、宮崎市情報公開懇話会を設置し、平成10年度、懇話会を6回開催しました。

(3) 制度の導入経過等について

平成10年 5月～10月	懇話会審議 提言（10月28日）
平成10年12月25日	12月議会にて条例制定後、公布
平成11年 2月下旬	管理職研修（課長級以上）
平成11年 4月下旬	文書主任研修（情報公開及び新文書管理システムについて）
平成11年 6月上～中旬	『市広報』6月号に記事掲載、庁内へのポスター掲出等
平成11年 6月中旬	『情報公開の手引き』を各課に配布 『庁内広報』に特集記事を掲載
平成11年 7月 1日	宮崎市情報公開条例の施行 本庁舎5階に「市民情報センター」を設置
平成11年 7月19日	第1回宮崎市情報公開審査会の開催
平成11年10月中旬	「情報公開リーフレット」を自治会班回覧
平成14年10月 1日	宮崎市情報公開条例の全部改正
平成17年 4月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（水道局と下水道部の統合に伴うもの）
平成18年 1月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（佐土原町、田野町、高岡町との合併に伴うもの）
平成19年10月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（独立行政法人、地方独立行政法人等に関する規定を定めるもの）
平成22年 3月23日	宮崎市情報公開条例の一部改正（清武町との合併に伴うもの）
平成28年 4月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（行政不服審査法の改正に伴うもの）

平成30年10月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（個人情報保護法の改正に伴うもの）
令和4年12月19日	宮崎市情報公開条例の一部改正（宮崎市個人情報の保護に関する法律施行条例等の制定に伴うもの）

情報公開制度の運用状況

1 公開請求(申出)の件数及びその処理状況

令和4年度における公文書公開請求(申出)件数及びその処理状況は、次のとおりです。

表1 令和4年度 公開請求の処理状況

	公開請求 (申出)件数	処理状況				取下げ
		公開	部分公開	非公開	うち不存在	
請求	672	425	222	14	14	11
申出	265	201	37	19	19	8
合計	937	626	259	33	33	19

2 実施機関別の請求(申出)件数及びその処理状況

令和4年度における実施機関別の請求(申出)件数は、次のとおりです。

表2 令和4年度 実施機関別請求(申出)件数及び処理状況

実施機関	請求申出		区分	公開	部分公開	非公開	うち		取下げ	小計	期間延長
	件数	割合					不存在				
市長	732	78.1%	請求	310	155	12	12	5	482	0	
			申出	193	31	18	18	8	250	0	
			計	503	186	30	30	13	732	0	
議会	3	0.3%	請求	1	2	0	0	0	3	0	
			申出	0	0	0	0	0	0	0	
			計	1	2	0	0	0	3	0	
選挙管理委員会	2	0.2%	請求	1	0	0	0	1	2	0	
			申出	0	0	0	0	0	0	0	
			計	1	0	0	0	1	2	0	
監査委員	0	0.0%	請求	0	0	0	0	0	0	0	
			申出	0	0	0	0	0	0	0	
			計	0	0	0	0	0	0	0	
農業委員会	0	0.0%	請求	0	0	0	0	0	0	0	
			申出	0	0	0	0	0	0	0	
			計	0	0	0	0	0	0	0	
教育委員会	7	0.7%	請求	2	3	0	0	0	5	0	
			申出	1	0	1	1	0	2	0	
			計	3	3	1	1	0	7	0	
上下水道事業管理者	106	11.3%	請求	88	10	1	1	1	100	0	
			申出	3	3	0	0	0	6	0	
			計	91	13	1	1	1	106	0	
消防長	84	9%	請求	22	50	1	1	4	77	0	
			申出	4	3	0	0	0	7	0	
			計	26	53	1	1	4	84	0	
公立大	3	0.3%	請求	1	2	0	0	0	3	0	
			申出	0	0	0	0	0	0	0	
			計	1	2	0	0	0	3	0	
合計	937	100%	請求	425	222	14	14	11	672	0	
			申出	201	37	19	19	8	265	0	
			計	626	259	33	33	19	937	0	

3 請求者の内訳

令和4年度における公文書公開請求(申出)者の内訳は、次のとおりです。

表3 令和4年度 請求(申出)者の内訳

区分	請求		申出		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
市内に住所を有する者	120	17.9%	4	1.5%	124	13.3%
市内に事務所等を有する者	538	80.1%	5	1.9%	543	58.1%
市内の事務所等に勤務する者	13	1.9%	2	0.8%	15	1.6%
市内の学校に在学している者	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
事務事業に利害関係を有する者	1	0.1%	0	0.0%	1	0.1%
その他の申出	0	0.0%	254	95.8%	254	27.0%
合計	672	100.0%	265	100.0%	937	100.0%

4 非公開理由の適用状況

非公開(部分公開を含む。)となった事案の理由別内訳は、次のとおりです。

表4 令和4年度 非公開理由別集計表

項目	件数	割合
条例第7条第1号 法令秘情報/法令秘に関する情報	0	0.0%
条例第7条第2号 個人情報/個人に関する情報	152	40.5%
条例第7条第3号 法人等事業活動情報/法人等に関する情報	85	22.7%
条例第7条第4号 公共安全保護情報/公共の安全等に関する情報	7	1.9%
条例第7条第5号 意思形成過程情報/審議、検討又は協議に関する情報	2	0.5%
条例第7条第6号 事務事業執行情報/事務事業に関する情報	96	25.6%
条例第9条 公文書存否情報	0	0.0%
不存在(一部不存在を含む。)	33	8.8%
合計	375	100.0%

注) 1件につき複数の理由がある場合は、それぞれの項目に重複して計上しています。

5 審査請求の状況

公文書の公開請求に対する非公開等の決定について不服があるときは、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。

令和4年度においては、審査請求はありませんでした。

6 情報提供の状況

市民情報センターには、市が作成及び取得した行政資料を展示しており、市民が自由に利用し、閲覧に供することで、これらの情報を広く提供しています。

また、所管課に保管されている行政資料についても、所管課において閲覧できることとしています。

なお、市民情報センターでは、情報提供についても利用者の希望に応じ、写しの交付を行っています。

個人情報保護制度の概要

1 個人情報保護制度の意義

情報処理技術及び電気通信技術の急速な進歩により、行政運営においても、また、民間の事業活動においても、情報の価値が飛躍的に高まり、個人に関する情報が大量に収集、蓄積、利用されるようになってきています。このような情報化社会の進展は、生活に便利さと豊かさをもたらしている反面、個人情報そのものの取扱いに適正さを欠いた場合は、プライバシーを中心とする個人の権利利益を侵害するおそれも一層深刻なものとなってきています。

本市においては、「宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」を昭和59年3月に制定し、本市の機関が電子計算機により処理する個人情報について、その保護を図ってきましたが、本市における個人情報を取り扱う事務は、大半が手作業処理となっており、これら手作業処理に係る個人情報についても保護措置を講じる必要性が生じてきていました。

このような状況の中、本市においても、平成13年7月から宮崎市個人情報保護制度懇話会による検討を進め、市民のプライバシーをより一層保護するとともに、今後の市政の適正な運営に資するため、平成14年10月1日に「宮崎市個人情報保護条例」を施行しました。

この制度は、新しいプライバシーに対する考え方である「自分の情報の流れをコントロールする権利」に対応するため、自己情報の開示請求権等を保障し、手作業処理に係る個人情報も含めた個人情報の取扱いの基本的事項を定めるとともに、民間部門が保有する個人情報についても保護措置を講じています。

なお、本市における個人情報保護制度は、昭和57年7月に報告された「プライバシー保護研究会意見」の5原則を基本とし、制度化しています。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 目的

この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権を擁護し、及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的としています。

(2) 個人情報

個人情報とは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

(3) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人

(4) 個人情報取扱事務の届出及び閲覧

ア 実施機関は、個人情報取扱事務を開始、変更又は廃止するに当たっては、一定の事項を市長に報告しなければなりません。ただし、本市の職員等に係る事務については、適用しません。

イ 市長は個人情報取扱事務の目録を作成し、市民の閲覧に供しなければなりません。

(5) 収集の制限

ア 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければなりません。

イ 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人の同意があるときや個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、事務の執行上やむを得ないと認められるとき等を除き、本人から収集しなければなりません。

ウ 実施機関は、法令等に定めがあるとき、又は個人情報保護審査会の意見を聴いて、事務の執行上必要があると認められるときを除き、思想、信条及び宗教等に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集しません。

(6) 利用及び提供の制限

ア 実施機関は、本人の同意があるときや個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、事務の執行上やむを得ないと認められるとき等を除き、個人情報を取り扱う事務の目的以外のために個人情報を利用又は提供しません。

イ 実施機関が、実施機関以外のものへ個人情報を提供する場合は、必要に応じ、提供先に対し、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずること等を求めることができます。

(7) 電子計算機の結合による提供の制限

実施機関は、法令等に定めがあるとき、又は個人情報保護審査会の意見を聴いたうえで必要と認めた場合を除き、実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供するため、通信回線による電子計算機の結合をしません。

(8) 適正な管理

ア 実施機関は、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければなりません。

イ 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止等の個人情報の適切な管理に必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する責任体制を明確にし

なければなりません。

ウ 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を確実にかつ速やかに廃棄又は消去しなければなりません。

(9) 委託に伴う措置

実施機関は、個人情報を取り扱う事務の委託に当たっては、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければなりません。

(10) 個人情報の開示請求

ア 何人も、実施機関の保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができます。

イ 開示請求をしようとする者は、本人であることを証明する書類の提示等を行わなければなりません。

ウ 実施機関は、原則として、開示請求があった日の翌日から14日以内に、当該個人情報を開示するか否かを決定しなければなりません。

エ 開示請求に対しては、次に掲げる情報のいずれかに該当する個人情報を除き、開示しなければなりません。

(ア) 法令秘情報

(イ) 評価・診断等情報

(ウ) 調査・争訟等情報

(エ) 公共安全等情報

(オ) 国等関係情報

(カ) 第三者情報

(キ) 未成年関係情報

オ 自己に関する個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときの手数料は、無料とします。ただし、写しの作成及び送付に要する費用については、請求者の負担となります。

(11) 個人情報の訂正請求

ア 何人も、開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）請求ができます。

イ 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出しなければなりません。

ウ 実施機関は、原則として、訂正請求があった日の翌日から30日以内に、当該個人情報を訂正するか否かを決定しなければなりません。

(12) 個人情報の利用停止請求

ア 何人も、自己に関する個人情報が、収集、利用、保管、記録、提供の制限に違反して取り扱っていると認めるときは、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができます。

イ 実施機関は、原則として、利用停止請求があった日の翌日から30日以内に当該個人情報を利用停止するか否かを決定しなければなりません。

(13) 個人情報保護審査会

ア 実施機関は、個人情報の開示、訂正、利用停止の請求に対する決定について、審査請求があった場合は、個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行わなければなりません。

イ 個人情報保護審査会は、条例によりその権限に属する事項を処理するとともに、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について審議し、実施機関に意見を述べることができます。

(14) 事業者が保有する個人情報の保護

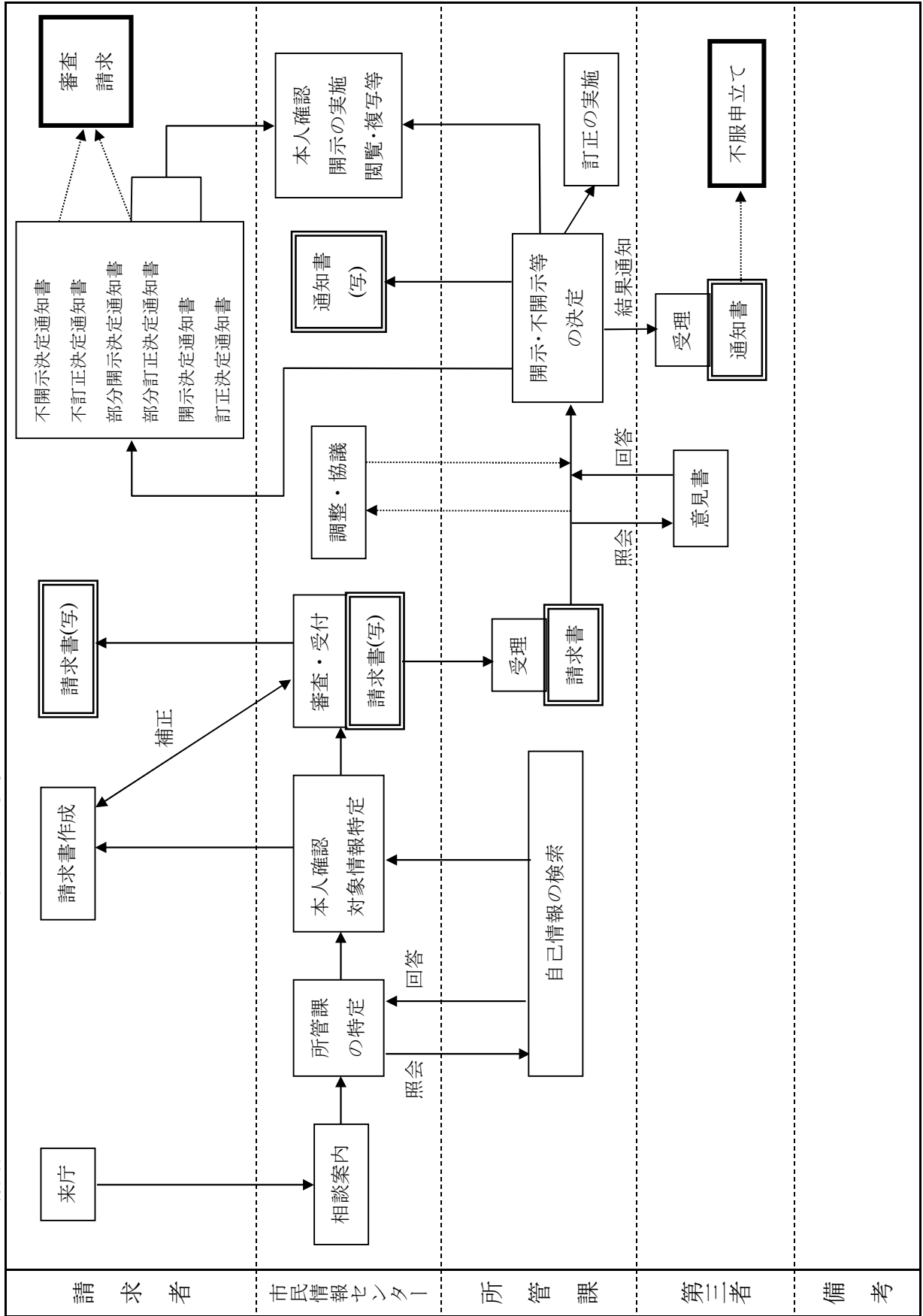
ア 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報保護に関する本市の施策に協力しなければなりません。

イ 本市が出資する法人で市長が定めるものは、この条例に基づく本市の施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

(15) 市民が保有する個人情報の保護

市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めなければなりません。

3 自己情報の開示・訂正請求に関する事務の流れ



5 個人情報保護制度導入までの経過

(1) 「宮崎市個人情報保護制度懇話会」の設置

平成13年5月、宮崎市個人情報保護制度懇話会設置要綱に基づき、市民及び学識経験者あわせて12名の委員で構成する「宮崎市個人情報保護制度懇話会」を設置し、本市における個人情報保護制度のあり方について平成13年度に懇話会を7回開催しました。

(2) 制度の導入経過等

平成13年11月22日	宮崎市における個人情報保護制度についての提言を行う
平成14年 3月31日	平成14年3月議会にて条例制定案が議決され、「宮崎市個人情報保護条例」を公布
平成14年 4月下旬	文書主任者(庶務担当係長)を対象とした個人情報保護制度説明会を開催
平成14年 7月 1日	「宮崎市個人情報保護条例」の一部(宮崎市個人情報保護審査会に係る部分)施行
平成14年 9月17日	出資法人を対象とした個人情報保護制度説明会を開催
平成14年 9月下旬	文書主任者(庶務担当係長)を対象とした第2回個人情報保護制度説明会を開催
平成14年10月 1日	「宮崎市個人情報保護条例」の全面施行
平成14年10月中旬	個人情報保護制度リーフレットを各団体等に発送
平成17年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正(水道局と下水道部の統合に伴うもの)
平成18年 1月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正(佐土原町、田野町、高岡町との合併に伴うもの)
平成19年 3月23日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正(独立行政法人、地方独立行政法人等に関する規定を定めるもの)
平成21年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正(郵送による個人情報の開示に関するもの)
平成22年 3月23日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正(清武町との合併に伴うもの)
平成27年 9月18日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴うもの)
平成28年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正(行政不服審査法の改正に伴うもの)
平成29年 5月30日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正(個人情報を訂正した場合の通知先に関するもの)
平成29年 6月27日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正(情報提供ネットワークシステムの運用開始に伴うもの)
平成30年 3月30日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正(要配慮個人情報の取扱いを定めるもの)

令和 3年 9月30日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正(個人情報を訂正した場合の通知先に関するもの)
令和 4年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の廃止に伴うもの)

個人情報保護制度の運用状況

1 開示・訂正請求の件数及びその処理状況

令和4年度における個人情報の開示請求件数及びその処理状況は次のとおりです。
 なお、訂正・利用停止の請求はありませんでした。

表1 令和4年度 開示請求の処理状況

開示請求 件数	処理状況				
	開示	部分開示	不開示		取下げ
				うち不存在	
61	42	10	8	4	1

2 実施機関別の請求件数及びその処理状況

令和4年度における実施機関別の開示請求件数は、次のとおりです。

表2 令和4年度 実施機関別開示請求件数及び処理状況

実施機関	請求		開示	部分開示	不開示	うち不存在	取下げ	小計	期間延長
	件数	割合							
市長	54	88.6%	39	6	8	4	1	54	0
消防長	7	11.4%	3	4	0	0	0	7	0
合計	61	100%	42	10	8	4	1	61	0

3 不開示理由の適用状況

開示請求に係る不開示（部分開示を含む。）となった事案の理由別内訳は、次のとおりです。

表3 令和4年度 不開示理由別集計表

項 目	件数	割合
条例第15条第1号 法令秘情報 / 法令秘に関する情報	0	0%
条例第15条第2号 評価等情報 / 評価、診断、判定、選考等に関する情報	0	0%
条例第15条第3号 事務事業執行情報 / 事務事業に関する情報	4	18.2%
条例第15条第4号 公共安全保護情報 / 公共安全等に関する情報	0	0%
条例第15条第5号 国等協力関係情報 / 国等との協力関係に関する情報	0	0%
条例第15条第6号 第三者情報 / 第三者に関する情報	12	54.6%
条例第15条第7号 未成年者等保護情報 / 未成年者等の保護に関する情報	0	0%
不存在（一部不存在を含む。）	4	18.2%
自己に関する個人情報に該当しない請求（条例第13条第1項）	1	4.5%
他の法令等の規定により自己に関する個人情報の開示の手続が定められている請求（条例第35条第1項）	1	4.5%
合計	22	100%

注）1件につき複数の理由がある場合は、それぞれの項目に重複して計上しています。

4 審査請求の状況

個人情報の開示請求に対する不開示等の決定について不服があるときは、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。

令和4年度においては、審査請求が1件ありました。

表4 令和4年度 審査請求の状況

請求年月日	対象文書	受付機関	諮問年月日
令和4年11月1日	戸籍の附票等の閲覧制限がかけられていることがわかる文書	市長	（審理手続中）

5 事務の届出状況

個人情報を取り扱う事務の実施機関別届出件数は、次のとおりです。

表5 令和4年度 個人情報取扱事務届出状況

実施機関		届出件数		
		開始	変更	廃止
市長	企画財政部	9	4	3
	総務部	2	7	2
	危機管理部	1	0	1
	税務部	0	2	0
	地域振興部	18	2	2
	佐土原総合支所	1	0	0
	田野総合支所	38	0	0
	高岡総合支所	2	0	0
	清武総合支所	36	1	0
	環境部	4	27	3
	福祉部	28	29	5
	子ども未来部	10	8	1
	健康管理部	12	7	0
	農政部	2	0	1
	観光商工部	19	19	2
	建設部	10	1	1
	都市整備部	9	39	3
	会計課	0	0	0
	教育委員会	7	3	2
	選挙管理委員会	1	0	0
	公平委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0	
農業委員会	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	
上下水道事業管理者	1	2	4	
消防長	2	3	0	
議会	1	1	0	
公立大	0	1	1	
合計		213	156	31

V 資料

1 情報公開請求申出の内容と処理状況(令和4年度)

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
1	4/1	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 建築物除去届受付台帳 令和4年3月22日～令和4年3月31日までの受付分		4/6	部分公開	第7条第2号	建築行政課
2	4/1	請求	令和3年度 幹線管路耐震化事業 祇園工区配水管布設替工事(但し小松川推進工)における、第1回変更契約後の金額入り設計書及び第2回変更契約後の金入り設計書		4/6	公開		水道整備課
3	4/4	請求	宮崎市営住宅生目台団地198棟外壁改修工事の金額・内訳明細書入り設計書		4/4	公開		建築住宅課
4	4/4	申出	令和3年4月1日以降、本書受理日までに提出された、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項(建設リサイクル法)の規定による解体等の届出書(様式第一号)のうち、別紙「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。なお、対象物件の「工事の種類」は全て、「建築物の解体」です。公開請求の対象は様式第一号の「届出書」、いわゆる頭紙のA4用紙1枚。付随する別表や様式第2号の工程表などは不要		-	取下		建築行政課
5	4/4	請求	宮崎市平和が丘児童センター屋上防水改修工事の金入り設計書(図面は除く)		4/11	公開		子育て支援課
6	4/4	請求	きよたけ児童文化センター屋上防水改修工事 大淀川学習館自然学習館屋根改修工事 の金入り設計書(図面は除く)		4/5	公開		生涯学習課
7	4/4	請求	宮崎市民文化ホール中庭外壁改修工事の金入り設計書(図面は除く)		4/5	公開		文化市民活動課
8	4/4	請求	生目地域複合型施設新築工事のうち外構工事(二期工事)の金額・内訳明細入設計書		4/8	公開		地域コミュニティ課
9	4/4	請求	宮崎市内において令和4年3月1日から令和4年3月31日までに食品衛生法に基づく飲食店営業の新規許可を取得したもの、及び廃止したもののうち、次の事項 ①屋号 ②営業所在地 ③営業所電話番号 ④種目 ⑤初回許可年月日 ⑥廃止年月日 ただし、携帯電話番号、自動販売機、自動車、短期、臨時、仮設移動、実演販売を除く。		4/15	公開		保健衛生課
10	4/5	申出	宮崎市内において、令和4年3月1日から令和4年3月31日までに食品衛生法に基づく飲食店営業の新規許可を取得したもの及び廃止したものうち、次の事項 ①屋号 ②営業所所在地 ③営業所電話番号 ④種目 ⑤初回許可年月日 ⑥廃止年月日 ただし、携帯電話番号、自動販売機、自動車、短期、臨時、仮設移動、実演販売を除く。		4/20	公開		保健衛生課
11	4/5	申出	令和4年3月1日から令和4年3月31日までに新規・更新の食品営業許可を取得した施設における、以下の項目の一覧・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名・代表者氏名(法人)・申請者住所(法人)・申請者電話番号(法人)・業種および種目・許可年月日・初回許可年月日・終了年月日・許可番号(ただし、携帯電話番号、臨時営業を除く)		4/19	公開		保健衛生課
12	4/5	申出	令和4年3月1日から令和4年3月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目・屋号・営業所所在地・営業所電話番号(携帯電話を除く)申請者氏名・種目・初回許可年月日・満了年月日についての一覧表(移動・短期営業、自動販売機等を除く)		4/18	公開		保健衛生課
13	4/5	申出	令和4年3月1日から3月31日までに、宮崎市内で新規確認を受けた理容所・美容所・クリーニング所の一覧表。(施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名)(※理容所、クリーニング所は該当なし)		4/18	公開		保健衛生課
14	4/5	申出	宮崎市内で令和4年3月1日から令和4年3月31日に新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧。【項目】施設名称・施設所在地・開設年月日・開設者名・業務種類		4/13	公開		保健医療課
15	4/5	申出	宮崎市内で令和4年3月1日から令和4年3月31日の期間に新規で開設した診療所の一覧。【項目】施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類		4/13	非公開	文書不存在	保健医療課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
16	4/5	申出	宮崎市内で令和4年3月1日から令和4年3月31日までの期間に新規で開設した歯科診療所・歯科技工所の一覧。【項目】施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類		4/13	非公開	文書不存在	保健医療課
17	4/5	請求	1.田野第1浄水場薬品沈殿池改良工事 2.田野第1浄水場No.2ろ過ポンプ外更新工事 4.清武第2水源中継加圧施設送水No.2電動仕切弁更新工事 6.清武第3水源第8配水池用No.2送水ポンプ更新工事 8.持田地区小規模給水施設ポンプユニット更新工事 の金額入設計書		4/15	公開		営業所工務課
18	4/5	請求	3.宮崎処理場No.2ろ過水送水ポンプ外更新工事 5.大淀川処理場No.1余剰汚泥ポンプ吐出弁改築工事 9.青島浄化センターNo.2-1循環水ポンプ外改築工事 10.大淀処理区マンホールポンプ改築工事(その1) 11.大淀処理区マンホールポンプ改築工事(その2) 12.小松台2号中継ポンプ場No.1主ポンプ外改築工事 13.麓7号マンホールポンプ場No.1汚水ポンプ更新工事 14.青島処理区外マンホールポンプ改築工事 15.宮崎処理場塩素混和池耐震補強工事(但し仮設機械電気設備工) 16.宮崎処理場反応タンク設備冷却水ポンプ外改築工事 17.佐土原浄化センターNo.1スラム移送ポンプ外改築工事 18.宮崎処理場No.2汚泥加温用熱交換器外改築工事 ①宮崎処理場分流ポンプ棟電気室外換気設備改築工事 の金額入設計書		4/14	公開		下水道施設課
19	4/5	請求	7.下北方浄水場2系10号ろ過池流量調整弁及び表洗弁更新工事の金額入設計書		4/15	公開		浄水課
20	4/5	請求	②佐土原学校給食センター浄化槽回転円板取替工事の金額入設計書		4/12	公開		保健給食課
21	4/5	請求	宮崎市立宮崎港小学校プールろ過機更新工事の金額入設計書		4/12	公開		学校施設課
22	4/7	請求	小戸保育所解体工事の金額入り設計書		4/19	公開		保育幼稚園課
23	4/7	申出	宮崎市内において令和4年3月1日から令和4年3月31日の間に新規で飲食店営業許可を取得している施設(臨時を除く)の屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話番号を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日、許可番号、開始年月日、終了年月日。法人については申請者住所、申請者電話番号(携帯電話番号を除く)、代表者氏名。		4/20	公開		保健衛生課
24	4/7	申出	令和4年3月1日から令和4年3月31日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所(廃業しているものは除く)の以下の事項の一覧表。(※理容所は該当なし) 1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号 4.開設者名 5.代表者氏名(法人のみ) 6.開設者住所(法人のみ) 7.開設者電話番号(法人のみ) 8.確認年月日 9.確認番号		4/18	公開		保健衛生課
25	4/7	請求	(1)工番(更)第14号幹線管路耐震化事業本郷北方工区配水管布設替工事(その6) (2)工番(更)第20号大塚台1号線配水管布設替工事(その2) (3)工番(更)第33号 境田8号線外1線配水管布設替工事 (4)工番(更)第26号宮本4号線外3線配水管布設替工事 の金入り設計変更書		4/18	公開		水道整備課
26	4/7	請求	(5)工番(営)第20号県道宮崎北郷線道路改良工事に伴う配水管移設工事の位置図、図面、金入り設計変更書		4/18	公開		営業所工務課
27	4/7	請求	1.宮崎市立広瀬中学校北校舎西棟外壁改修工事 の金額入り設計書		4/15	公開		学校施設課
28	4/7	請求	2.宮崎市佐土原総合支所南庁舎外壁改修工事の金額入り設計書		4/13	公開		管財課
29	4/7	請求	3.宮崎市営住宅清武新町団地54-1棟外壁改修工事の金額入り設計書		4/11	公開		建築住宅課
30	4/7	請求	4.東大宮地区コミュニティセンター大集会室外壁及び屋根改修工事の金額入り設計書		4/12	公開		地域コミュニティ課
31	4/7	請求	5.青島浄化センター電気棟新築工事の金額入り設計書		4/15	公開		下水道施設課
32	4/7	請求	令和4年3月16日作成「二役協議」報告書		4/20	公開		新型コロナウイルスワクチン対策課
33	4/7	請求	令和4年3月14日及び3月15日の請願第2号に関する文教民生委員会会議録及び配布資料		4/20	公開		議事調査課
34	4/8	請求	①青島ビーチパーク景観整備事業コンテナ設置工事の金入り設計書		4/20	公開		観光戦略課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定期日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
35	4/8	請求	②宮崎中央公園トイレ改修工事の金入り設計書		4/14	公開		公園緑地課
36	4/8	請求	③宮崎市立住吉中学校屋内運動場北側倉庫設置工事 ⑥宮崎市立宮崎小学校プール改修工事 ⑦宮崎市立生目南中学校プール改修工事の金入り設計書		4/20	公開		学校施設課
37	4/8	請求	④宮崎中央卸売市場冷蔵庫棟便所増築工事の金入り設計書		4/15	公開		市場課
38	4/8	請求	⑤宮崎市立穂小学校屋内運動場トイレ整備工事の金入り設計書		4/18	公開		地域安全課
39	4/11	申出	令和4年3月1日～令和4年3月31日に、食品衛生業の営業許可を取得した及び届出を出した全施設の(すでに廃業済みの施設を除く)、固定店舗のみ(自動販売機・催事・イベント・露店・自動車・列車・船舶を除く)の件所管内全域の以下の項目 施設名称・施設所在地・施設電話番号・業種・開設者氏名(個人名、法人の場合は法人名と代表者氏名)・開設者住所(法人のみ)・初回許可年月日・許可年月日(届出年月日)・許可番号(確認番号)		4/25	公開		保健衛生課
40	4/11	申出	令和4年3月1日から令和4年3月31日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所(廃業しているものは除く)の以下の事項の一覧表。(※理容所は該当なし) 1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号 4.開設者名 5.代表者氏名(法人のみ) 6.開設者電話番号(法人のみ) 7.確認年月日 8.許可番号		4/18	公開		保健衛生課
41	4/11	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和4年4月1日～令和4年4月10日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和4年4月1日～令和4年4月10日までの受付分		4/20	部分公開	第7条第2号	建築行政課
42	4/11	請求	宮崎市内において令和4年1月1日から令和4年3月31日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場業法について開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業の区分(業種、種別、内容名称) ②営業所の屋号 ③営業所の所在、郵便番号 ④営業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) ⑤営業所の電話番号 ※クリーニング店、興行場、公衆浴場は該当なし		4/25	公開		保健衛生課
43	4/11	請求	宮崎市内において令和4年1月1日から令和4年3月31日までに食品衛生法に基づく飲食店営業・食肉販売業・食肉処理業について新規で営業許可を取得したもの新規に営業許可を取得したものうち、次の事項 ①業種・種目 ②屋号 ③営業所所在地 ④申請者氏名(法人の場合は代表者氏名含む) ⑤営業所電話番号 ただし、携帯電話番号、自動販売機、短期、臨時、仮設移動を除く。		4/25	公開		保健衛生課
44	4/12	請求	宮崎駅東通線(2工区)道路改良工事(その4)の金額入り工事設計書		4/12	公開		市街地整備課
45	4/12	請求	令和3年10月19日申請者住所地の臭気測定をした結果 9月21日受付分			取下		環境指導課
46	4/12	請求	宮崎駅東通線(2工区)道路改良工事(その4)の金入り実施設計書		4/13	公開		市街地整備課
47	4/13	請求	宮崎市高千穂通一丁目□□□地先 境界立会申請書(令和〇年〇月〇日立会分)		4/14	部分公開	第7条第2号	用地管理課
48	4/13	申出	令和4年3月8日開札分の 都市公園等管理業務委託(都司分公園外)、都市公園等管理業務委託(木花公園外)、都市公園等管理業務委託(天神山公園外)、都市公園等管理業務委託(生目公園外)、都市公園等管理業務委託(大塚台公園外)の金額入設計書		4/21	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
49	4/14	請求	合流地区外管渠改築工事(3-18工区)の単価入り設計書		4/19	公開		下水道整備課
50	4/14	請求	宮崎市大字島之内□□□ ○○○(株)○○○センター 自動火災報知設備 図面		4/20	公開		北消防署
51	4/15	申出	○○○ 自動火災報知設備平面図		4/25	公開		北消防署
52	4/15	申出	宮崎市消防局管内においてガソリン・灯油・軽油・重油を貯蔵する屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所及び給油取扱所、一般取扱書、屋内貯蔵所、屋外貯蔵所の危険物施設管理者(社名)の名称、施設所在地、施設区分、危険物の品名、容量及び設置年月日の一覧		4/22	公開		予防課
53	4/15	請求	(株)○○○ 宮崎市大塚町□□□ 各消防用設備等設置届出一式		4/25	部分公開	第7条第2号、第3号	南消防署

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
54	4/15	申出	有限会社〇〇〇が所有する移動式タンク貯蔵所の設置許可に係る申請書類一式		4/22	公開		予防課
55	4/15	請求	生目地域複合型施設外構工事のうち電気整備工事(二期工事)に関わる金額入り設計書		4/26	公開		地域コミュニティ課
56	4/15	申出	建築計画概要書 令和4年1月1日から直近のものまで		4/19	公開		建築行政課
57	4/18	請求	令和4年度電気受給契約書、仕様書(〇〇〇榎と宮崎市本庁舎外8施設分)		4/22	部分公開	第7条第3号	管財課
58	4/18	請求	大淀処理場管理本館耐津波補強に伴う暖気設備工事 金入り設計書・代価表		4/26	公開		下水道施設課
59	4/18	申出	令和4年3月31日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所・クリーニング店・旅館業(廃業しているものは除く)の以下の事項の一覧表。1.業種類)2.施設の名称 3.施設の所在地 4.施設電話番号 5.営業者名 6.営業者所在地 7.法人代表者名 8.代表者肩書 9.営業者電話番号 10.許可または確認年月日 11.許可または確認番号		4/28	公開		保健衛生課
60	4/18	請求	本郷小学校給食室床塗装改修工事の単価入り設計書		4/27	公開		保健給食課
61	4/18	請求	かのう児童センター外壁改修工事 平和が丘児童センター外壁改修工事 平和が丘児童プール改修工事 の単価入り設計書		4/22	公開		子育て支援課
62	4/18	請求	小戸団地146棟外壁改修工事 生目団地196棟外壁改修工事 清武新町団地54-1棟外壁改修工事 生目台団地197棟外壁改修工事 学園木花台団地215棟外壁改修工事 大島団地160棟外壁改修工事 国富が丘団地99棟外2棟南面外壁改修工事 大塚台団地108棟・109棟南面外壁改修工事 国富が丘団地95棟外3棟南面外壁改修工事 生目台団地198棟外壁改修工事 学園木花台団地216棟外壁改修工事 大島西団地175棟外壁改修工事 の単価入り設計書		4/21	公開		建築住宅課
63	4/18	請求	生目南公民館外壁改修工事 東大宮地区コミュニティセンター管理棟外壁改修工事 の単価入り設計書		4/26	公開		地域コミュニティ課
64	4/18	請求	地蔵橋橋梁修繕工事 南宮崎駅二号歩道橋修繕工事 の単価入り設計書		4/21	公開		道路維持課
65	4/18	請求	佐土原総合支所南庁舎外壁改修工事の単価入り設計書		4/25	公開		管財課
66	4/18	請求	広瀬中学校北校舎西棟外壁改修工事の単価入り設計書		4/25	公開		学校施設課
67	4/18	請求	北消防署東分署B訓練棟外壁改修工事の単価入り設計書		4/26	公開		総務課
68	4/18	請求	富吉浄水場ろ過地塗装工事 生目台配水池No.1外壁塗装工事 の単価入り設計書		4/26	公開		浄水課
69	4/18	請求	天神西橋橋梁架管塗装工事の単価入り設計書		4/27	公開		配水管理課
70	4/18	請求	令和4年1月1日から現在までの宮崎市管内に届出のあった美容所(新規届出)・店舗名・所在地・電話番号・代表者		4/27	公開		保健衛生課
71	4/18	請求	令和4年4月1日付け新規採用職員名簿		4/20	公開		人事課
72	4/19	請求	「一般社団法人〇〇〇」における、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく第一種動物取扱業の登録申請に係る書式一式及び登録証		5/2	部分公開	第7条第2号、第4号	保健衛生課
73	4/19	請求	「一般社団法人〇〇〇」における、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく第一種動物取扱業の登録申請に係る書式一式及び登録証		5/2	部分公開	第7条第2号、第3号、第4号	保健衛生課
74	4/19	請求	宮崎市大字芳士□□□の周辺の航空写真 縮尺1/250 H13年、16年、19年、22年、25年、28年		4/21	公開		資産税課
75	4/21	請求	令和4年度都市公園等管理業務委託(二葉街区公園外)の金入り設計書		4/26	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
76	4/21	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和4年4月11日～令和4年4月20日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和4年4月11日～令和4年4月20日までの受付分		4/25	部分公開	第7条第2号	建築行政課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
77	4/21	請求	・大淀川市民緑地管理業務委託(桜提) ・大淀川市民緑地芝生管理業務委託(親水公園) ・大淀川市民緑地管理業務委託(水辺の楽校) ・後田川緑道外1公園管理業務委託 ・橋公園管理業務委託 ・橋公園芝生管理業務委託 ・蓮ヶ池史跡公園維持管理業務委託 ・生目古墳群史跡公園管理業務委託 の金額入り設計書		4/26	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
78	4/21	請求	・都市公園等管理業務委託(二葉街区公園外) ・都市公園等管理業務委託(垂水公園外) ・都市公園等管理業務委託(平原公園外) ・都市公園等管理業務委託(大塚台公園外) ・都市公園等管理業務委託(生目台公園外) ・都市公園等管理業務委託(天神山公園外) ・都市公園等管理業務委託(郡司分公園外) ・都市公園等管理業務委託(木花公園外) の金額入り設計書		4/26	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
79	4/21	請求	生目の杜医療防災拠点草刈等維持管理業務委託の金額入り設計書		4/27	部分公開	第7条第6号	危機管理課
80	4/21	請求	宮崎公立大学植栽管理業務委託の金額入り設計書		4/26	部分公開	第7条第6号	企画総務課
81	4/22	申出	宮崎市大字芳士□□□□周辺の航空写真 H7、H10 1/100 1/250		4/27	公開		資産税課
82	4/25	申出	建築計画概要書 令和3年10月1日～令和4年3月31日		4/27	公開		建築行政課
83	4/25	請求	①生目地域複合施設新設工事のうち外構工事(一期工事)(変更設計書)		4/28	公開		地域コミュニティ課
84	4/25	申出	第一種動物取扱業者の登録簿(申出日時点のもの)		5/2	公開		保健衛生課
85	4/25	申出	令和4年度予算について 1. 有害鳥獣対策に関わる予算書		5/6	公開		森林水産課
86	4/25	申出	令和4年度予算について 2. 有害鳥獣対策協議会がある場合はその予算書		5/6	非公開	文書不存在	森林水産課
87	4/25	申出	令和4年度予算について 3. 1. 2のうち、電気柵、メッシュ(防護)柵の購入に使用する予算の内訳が分かる書類(事業名、購入商品、数量、購入予定時期とその予算額が分かるもの)		5/6	公開		森林水産課
88	4/25	申出	令和4年度予算について 4. 1. 2のうち、3以外の狩猟(有害鳥獣対策)商品(罟箱、くくり罟、止め刺し、ICT関連用品の等を含む)購入に使用する予算の内訳が分かる書類(事業名、購入商品、数量、購入予定時期とその予算額が分かるもの)		5/6	非公開	文書不存在	森林水産課
89	4/25	申出	令和4年度予算について 1. 有害鳥獣対策に関わる予算書(例:年度会計予算の該当部分) 2. 有害鳥獣対策協議会がある場合はその予算書 3. 上記1. 2のうち、電気柵、メッシュ(防護)柵の購入に使用する予算の内訳が分かる書類(事業名、購入商品、数量、購入予定時期とその予算額が分かるもの) 例:侵入防止柵設置費予算内訳 メッシュ柵 購入予定6月 予算1,000,000円、電気柵 1セット 購入予定6月 予算1,000,000円 4. 上記1. 2のうち、上記3以外の狩猟(有害鳥獣対策)商品(罟箱、くくり罟、止め刺し、ICT関連用品の等を含む)購入に使用する予算の内訳が分かる書類(事業名、購入商品、数量、購入予定時期とその予算額が分かるもの) 例:鳥獣被害対策費予算内訳 罟箱 1其 購入予定6月 予算3,300円、くくり罟 10本 購入予定6月 予算5,500円 5. 中山間地域等直接支払対策事業及び多面的機能支払対策事業に関する予算書とその内訳が分かる書類(年度会計予算の該当部分とその内容の使用内訳が分かるもの) 例:中山間地域等直接支払交付金50,000,000円・内訳 ○○費 30,000,000円、○○費20,000,000円、○○費 10,000,000円		5/2	非公開	文書不存在	農政企画課
90	4/25	申出	多面的機能支払対策事業に関する予算書とその内訳が分かる書類(年度会計予算の該当部分とその内容の使用内訳が分かるもの)		5/6	公開		農村整備課
91	4/27	請求	平成30年9月19日～平成30年10月4日までの宮崎市消防局宮崎東諸県広域防災センターの勤務日誌		5/9	公開		総務課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
92	4/27	請求	令和3年度4月～3月 落札率(総計)		5/9	公開		契約課
93	5/2	請求	令和4年4月末日における宮崎市内の以下の情報 ○高度管理医療機器販売業・貸与業に関する許可台帳の情報 販売業者名(営業所名)、所在地、申請者名、許可番号、有効期限(終期) ○毒物劇物販売業者に関する登録票情報 営業所名、所在地、申請者名、登録番号、有効期限(終期)		5/16	公開		保健医療課
94	5/2	請求	宮崎市内において令和4年4月1日から令和4年4月30日までに食品衛生法に基づく飲食店営業の新規許可を取得したもの、及び廃止したもののうち、次の事項 ①屋号 ②営業所在地 ③営業所電話番号 ④種目 ⑤初回許可年月日 ⑥廃止年月日 ただし、携帯電話番号、自動販売機、自動車、短期、臨時、仮設移動、実演販売を除く。		5/16	公開		保健衛生課
95	5/2	請求	令和3年度市民課他14箇所映像記録装置保守点検業務委託の契約金額及び業者名(契約者)		5/6	部分公開	第7条第3号	市民課
96	5/2	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和4年4月21日～令和4年5月1日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和4年4月21日～令和4年5月1日までの受付分		5/9	部分公開	第7条第2号	建築行政課
97	5/6	申出	宮崎市内において、令和4年4月1日から令和4年4月30日までに食品衛生法に基づく飲食店営業の新規許可を取得したもの及び廃止したもののうち、次の事項 ①屋号 ②営業所所在地 ③営業所電話番号 ④種目 ⑤初回許可年月日 ⑥廃止年月日 ただし、携帯電話番号、自動販売機、自動車、短期、臨時、仮設移動、実演販売を除く。		5/18	公開		保健衛生課
98	5/6	申出	令和4年4月1日から令和4年4月30日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号(携帯電話を除く) 申請者氏名 ・種目 ・初回許可年月日 ・満了年月日についての一覧表(移動・短期営業、自動販売機等を除く)		5/18	公開		保健衛生課
99	5/6	申出	令和4年4月1日から4月30日までに、宮崎市内で新規確認を受けた理容所・美容所・クリーニング所の一覧表。(施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名)(※理容所、クリーニング所は該当なし)		5/18	公開		保健衛生課
100	5/6	申出	宮崎市管内で令和4年4月1日から令和4年4月30日に新規で開設した施術所の一覧。【項目】施設名称・施設所在地・開設年月日・開設者名・業務種類		5/16	部分公開	第7条第2号	保健医療課
101	5/6	申出	宮崎市管内で令和4年4月1日から令和4年4月30日に新規で開設した診療所・薬局の一覧。【項目】施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類		5/16	公開		保健医療課
102	5/6	申出	宮崎市管内で令和4年4月1日から令和4年4月30日に新規で開設した歯科診療所の一覧。【項目】施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類		5/16	非公開	文書不存在	保健医療課
103	5/9	請求	・生目台配水池No.1屋上防水塗装工事 ・下北方浄水場2系統沈殿池躯体補修工事 の金入り設計書		5/13	公開		浄水課
104	5/9	請求	飛江田団地4号線外2線配水管布設替工事の金入り設計書		5/17	公開		水道整備課
105	5/10	申出	宮崎市内において令和4年4月1日から令和4年4月30日の間に新規で飲食店営業許可を取得している施設(臨時を除く)の屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話番号を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日、許可番号、開始年月日、終了年月日。法人については申請者住所、申請者電話番号(携帯電話番号を除く)、代表者氏名。		5/20	公開		保健衛生課
106	5/10	申出	令和4年4月1日から令和4年4月30日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所(廃業しているものは除く)の以下の事項の一覧表。(※理容所は該当なし)1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号 4.開設者名 5.代表者氏名(法人のみ) 6.開設者住所(法人のみ) 7.開設者電話番号(法人のみ) 8.確認年月日 9.確認番号		5/18	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
107	5/10	申出	令和4年4月1日～令和4年4月30日に、食品衛生業の営業許可を取得した及び届出を出した全施設の(すでに廃業済みの施設を除く)、固定店舗のみ(自動販売機・催事・イベント・露店・自動車・列車・船舶を除く)の件所管内全域の以下の項目 施設名称・施設所在地・施設電話番号・業種・開設者氏名(個人名、法人の場合は法人名と代表者氏名)・開設者住所(法人のみ)・初回許可年月日・許可年月日(届出年月日)・許可番号(確認番号)		5/23	公開		保健衛生課
108	5/10	申出	令和4年4月1日から令和4年4月30日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所(廃業しているものは除く)の以下の事項の一覧表。(※理容所は該当なし) 1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号 4.開設者名 5.代表者氏名(法人のみ) 6.開設者電話番号(法人のみ) 7.確認年月日 8.許可番号		5/18	公開		保健衛生課
109	5/10	請求	〇〇〇 宮崎市太田1丁目〇〇〇 連結送水管設備着工届一式(平成19年)		5/16	部分公開	第7条第2号、第3号	南消防署
110	5/10	請求	(株)〇〇〇 宮崎市大塚町〇〇〇 の消防設備各設置設備平面図、各設置設備届書類		5/16	部分公開	第7条第2号、第3号	南消防署
111	5/10	請求	宮崎市総合発達支援センター機能拡充工事のうち電気設備工事の金額入り設計書		5/19	公開		親子保健課
112	5/11	請求	宮崎市大字恒久〇〇〇 〇〇〇 使用開始届の平面図1F・2F		5/17	部分公開	第7条第2号、第3号	南消防署
113	5/12	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和4年5月2日～令和4年5月11日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和4年5月2日～令和4年5月11日までの受付分		5/18	部分公開	第7条第2号	建築行政課
114	5/12	請求	・古城坂谷線配水管布設替工事 ・幹線管路耐震化事業本郷北方工区配水管布設替工事(その5) ・鈴町宮本原線配水管布設替工事 ・前平住宅1号線外1線配水管布設替工事 ・島之内境下1号線外3線配水管布設替工事 ・幹線管路耐震化事業生目台工区配水管布設替工事(その3) の金額・内訳明細入り設計書(当初)		5/19	公開		水道整備課
115	5/13	申出	令和4年4月1日から令和4年4月30日までに新規・更新の食品営業許可を取得した施設における、以下の項目の一覧 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・代表者氏名(法人) ・申請者住所(法人) ・申請者電話番号(法人) ・業種および種目 ・許可年月日 ・初回許可年月日 ・終了年月日 ・許可番号(ただし、携帯電話番号、臨時営業を除く)		5/26	公開		保健衛生課
116	5/16	申出	平成24年4月1日から令和4年3月31日までの間に受理した温泉法第15条に基づく温泉利用許可申請及び宮崎市温泉法施行細則第8条に基づく温泉利用許可申請書記載事項変更届に添付された温泉分析書		5/25	部分公開	第7条第2号、第3号	保健衛生課
117	5/16	請求	宮崎市川原町〇〇〇 〇〇〇 自動火災報知設備の消防用設備等設置届 使用開始届出書		5/25	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
118	5/17	請求	花ヶ島通線歩道改修工事(8工区但し車道舗装を含む)の金入り設計書		5/26	公開		道路維持課
119	5/17	請求	〇〇〇株式会社(△△△棟)宮崎県東諸県郡国富町大字木脇〇〇〇 屋内消火栓設備 工事設備対象設備等着工届出書・配管系統図 配管摩擦損失計算書・ポンプの吐出及び全揚程計算書 ポンプの試験成績表及び予想曲線等 消防用設備等設置届出書図面等 平面図:試験結果表		5/30	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
120	5/17	申出	建築計画概要書 令和4年1月1日から直近のものまで		5/19	公開		建築行政課
121	5/17	申出	建築計画概要書 第11号 R4.4.13		5/19	公開		建築行政課
122	5/17	請求	令和4年度宮崎市清武総合支所樹木維持管理業務委託の金入り設計書		5/19	部分公開	第7条第6号	管財課
123	5/17	請求	令和4年度都市公園維持管理業務委託(2工区)の金入り設計書		5/24	部分公開	第7条第6号	農林建設課
124	5/17	請求	令和4年4月22日に宮崎市における新型コロナウイルス感染症のクラスターとして発表された高齢者福祉施設に係る介護保険課の対応記録		5/30	部分公開	第7条第2号、第3号	介護保険課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
125	5/17	請求	宮崎市内において令和4年1月1日から令和4年3月31日までに食品衛生法に基づく飲食店営業・食肉販売業・食肉処理業について新規で営業許可を取得したものの新規に営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①業種・種目 ②屋号 ③営業所所在地 ④申請者氏名(法人の場合は代表者氏名含む) ⑤営業所電話番号 ただし、携帯電話番号、自動販売機、短期、臨時、仮設移動を除く。		5/30	公開		保健衛生課
126	5/18	請求	宮崎市立宮崎小学校校長室外空気調和設備更新工事の金額入設計書		5/24	公開		学校施設課
127	5/18	請求	宮崎市清武町大字加納□□□、□□□についての地籍調査票(現地調査用)		5/23	部分公開	第7条第2号	農村整備課
128	5/20	請求	大島線(JRA北)2工区道路改良工事(その1) 給水施設移設工の金入り設計書		5/27	公開		土木課
129	5/20	請求	県道宮崎島之内線配水管布設替工事(その1)の金入り設計書		5/30	公開		水道整備課
130	5/20	申出	建築計画概要書 令和4年1月1日～令和4年3月31日に確認されたもの		5/24	公開		建築行政課
131	5/23	請求	①2016年7月に自殺した生徒の重大事態について、報告書の一切と最終調査報告書		6/6	部分公開	第7条第2号、 第6号	学校教育課
132	5/23	請求	②宮崎市のいじめ対応に関する予算(過去10年間) ③宮崎市の全対予算(過去10年間) ④いじめが原因で「加害者」を別室登校および出席停止にした件数(過去10年間)		5/26	公開		学校教育課
133	5/23	請求	・山口-1地区急傾斜地崩壊対策工事(2工区) ・高浜小山田線道路改良工事(1工区) の金額入設計書(当初設計書)		5/26	公開		農林建設課
134	5/23	請求	・林道大谷・上郷良線災害復旧工事(2号箇所)の金額入設計書(当初設計書)		5/24	公開		森林水産課
135	5/23	請求	・第141号折し迫停車場線道路災害復旧工事の金額入設計書(当初設計書)		5/27	公開		道路維持課
136	5/23	請求	・合流地区管渠改築工事(3-12工区) ・合流地区管渠改築工事(3-22工区) ・合流地区管渠改築工事(3-23工区) の金額入設計書(当初設計書)		5/26	公開		下水道整備課
137	5/23	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和4年5月12日～令和4年5月22日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和4年5月12日～令和4年5月22日までの受付分		5/27	部分公開	第7条第2号	建築行政課
138	5/23	請求	宮崎市内の下記の内容について(令和4年4月30日時点)①薬局の開設許可施設 名所、所在地、薬局電話番号、開設者氏名、許可番号、有効期間、販売・授受する医薬品の区分 ②薬局製剤製造販売業の許可施設 名称、所在地、薬局電話番号、開設者氏名、許可番号、有効期間 ③医薬品店舗販売業の許可施設 名所、所在地、店舗電話番号、開設者氏名、許可番号、有効期間 ④毒物劇物一般販売業の登録施設 販売業者氏名 名所、所在地、店舗電話番号、登録番号、有効期間 ⑤高度管理医療機器販売業・貸与業の許可施設 販売業者氏名 名所、所在地、店舗電話番号、許可番号、有効期間		5/31	公開		保健医療課
139	5/23	請求	宮崎市内における、公的診療所及び特殊診療所 名称、所在地、開設者氏名、電話番号、許可番号、開設者が法人である時は代表者氏名(令和3年4月1日～令和4年3月31日の新規開設分)		5/31	非公開	文書不存在	保健医療課
140	5/24	請求	合流地区管渠改築工事(3-22工区)(第1回変更)金入り設計書		5/26	公開		下水道整備課
141	5/24	請求	・飛江田川外7箇所河川草刈業務委託(南部) ・跡江川外4箇所河川草刈業務委託(西部) ・大淀川以南雨水幹線等年間維持業務委託 の金入り設計書		6/3	公開		土木課
142	5/24	請求	・光陽台北街区公園外26公園管理業務委託 ・宝塔山公園外9公園管理業務委託 ・石崎川ふれあい公園外4公園管理業務委託 の金入り設計書		6/2	部分公開	第7条第6号	農林建設課
143	5/24	請求	・市道農業試験場線外13線樹木管理業務委託 ・市道那珂東春田線外6線樹木管理業務委託 ・市道佐土原駅那珂線外5線樹木管理業務委託 ・市道テクノリサーチパーク線外3線樹木管理業務委託 の金入り設計書		6/2	公開		農林建設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
144	5/24	請求	・令和4年度都市公園維持管理業務委託(1工区)・令和4年度都市公園維持管理業務委託(2工区)・令和4年度都市公園維持管理業務委託(3工区)・令和4年度都市公園維持管理業務委託(4工区)・令和4年度都市公園維持管理業務委託(5工区)の金入り設計書		6/3	部分公開	第7条第6号	農林建設課
145	5/24	請求	1.宮崎市高岡学校給食センター調理室照明設備更新工事 4.宮崎市清武学校給食センター調理室外照明設備更新工事 に関わる金額入設計書		5/31	公開		保健給食課
146	5/24	請求	2.佐土原町一般廃棄物埋め立て処理場仮設電源工事に関わる金額入設計書		5/30	公開		環境施設課
147	5/24	請求	3.宮崎市総合発達支援センター機能拡充工事のうち電気設備工事 11.宮崎市総合発達支援センター機能拡充工事のうち機械設備工事 に関わる金額入設計書		6/1	公開		親子保健課
148	5/24	請求	5.道路維持事務所低圧受電設備切替改修工事に関わる金額入設計書		5/26	公開		道路維持課
149	5/24	請求	6.宮崎市立高岡中学校保健室空調機更新工事 7.宮崎市立住吉小学校特別教室棟空調機設置工事 8.宮崎市立加納小学校図書室空調機更新工事 10.宮崎市立宮崎南小学校保健室系統空調機更新工事 12.宮崎市立宮崎小学校校長室外空調機更新工事 13.宮崎市立赤江中学校保健室系統外空調機更新工事 に関わる金額入設計書		5/31	公開		学校施設課
150	5/24	請求	9.大島線(JRA北)2工区道路改良工事(その1)但し給水施設移設工に関わる金額入設計書		5/27	公開		土木課
151	5/26	請求	令和〇年〇月〇日〇時ごろ、宮崎市大字新名爪〇〇〇株式会社〇〇〇で発生した建物火災についての火災調査報告書		6/7	部分公開	第7条第2号、第3号、第4号、第6号	北消防署
152	5/26	請求	令和4年度中央西地区都市公園等維持修繕工事(単価契約)変更(金入り)設計書		6/2	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
153	5/26	請求	令和4年度錦町通線外2線草花植栽管理業務委託の金入り設計書		5/31	部分公開	第7条第6号	景観課
154	5/26	請求	令和4年度小松台南27号線外18線草刈業務委託 令和4年度大島通線外29線街路樹維持管理業務委託 ※上記の金入り設計書		5/30	公開		道路維持課
155	5/27	申出	宮崎市管内で令和4年2月1日～令和4年4月30日に新規で開設した医科診療所の施設一覧(すでに廃業しているものは除く)[項目]施設名称・施設所在地・開設者氏名・電話番号・開設年月日・診療科目		6/1	公開		保健医療課
156	5/27	請求	宮崎神宮のオオシラフジ保護管理業務委託金入り設計書		6/7	部分公開	第7条第6号	文化財課
157	5/27	請求	宮崎市民プラザ空調設備更新工事の金額入設計書		6/2	公開		文化・市民活動課
158	5/27	請求	令和4年3月分の柔道整復療養費支給申請書のうち3部位の施術を受けた者の「負傷名」と「負傷の原因」を30件分		6/2	部分公開	第7条第2号	国保年金課
159	5/30	請求	第一種動物取扱業者登録簿(令和4年5月25日現在)			取下		保健衛生課
160	6/1	申出	有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設が設置されている工場若しくは事業場名簿の一覧(令和4年3月31日現在)・特定施設の種類・名称・所在地・有害物質名		6/6	公開		環境指導課
161	6/1	請求	宮崎処理場No.5-1最初沈殿池排泥弁外改築工事に関わる金入り設計書		6/7	公開		下水道施設課
162	6/1	請求	大淀処理場次亜塩素酸ソーダ貯槽外改築工事に関わる金入り設計書		6/7	公開		下水道施設課
163	6/1	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和4年5月23日～令和4年5月31日までの受付分 建築物除却届受付台帳 令和4年5月23日～令和4年5月31日までの受付分		6/8	部分公開	第7条第2号	建築行政課
164	6/2	請求	宮崎市青島地域複合型防災施設基本・実施設計業務委託プロポーザル応募要領 当該プロポーザルにおける評価順位表、評価総括表		6/7	部分公開	第7条第3号	都市戦略課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
165	6/2	請求	宮崎市内において令和4年5月1日から令和4年5月31日までに食品衛生法に基づく飲食店営業の新規許可を取得したもの、及び廃止したもののうち、次の事項 ①屋号 ②営業所所在地 ③営業所電話番号 ④種目 ⑤初回許可年月日 ⑥廃止年月日 ただし、携帯電話番号、自動販売機、自動車、短期、臨時、仮設移動、実演販売を除く。		6/10	公開		保健衛生課
166	6/2	請求	扶養届書		6/6	部分公開	第7条第2号	社会福祉第一課
167	6/2	申出	〇〇〇医院(宮崎市〇〇〇〇)の廃院日が確認できる書類		6/13	公開		保健医療課
168	6/2	申出	〇〇〇医院(宮崎市〇〇〇〇)の廃院日が確認できる書類		6/13	非公開	文書不存在	保健医療課
169	6/2	申出	第一種動物取扱業者登録簿(申出日時点のもの)		6/10	公開		保健衛生課
170	6/2	請求	令和4年度 工番(配)第2号 第2花見工業団地中継ポンプ所設置工事に関する金入り設計書および共通費算定資料		6/7	公開		水道整備課
171	6/3	申出	第一種動物取扱業者登録簿(令和4年6月1日現在)		6/14	公開		保健衛生課
172	6/3	請求	・令和4年度 第2花見工業団地中継ポンプ所設置工事 第2花見工業団地送水管布設工事の金入り設計書(当初) ・令和3年度 宮崎霊園線外1線配水管布設替工事 加納台2号線外1線配水管布設替工事 前平住宅1号線外1線配水管布設替工事 古城坂谷線配水管布設替工事 島之内境下1号線外3線配水管布設替工事 幹線管路耐震化事業本郷北方工区配水管布設替工事(その4) 幹線管路耐震化事業本郷北方工区配水管布設替工事(その2) 島之内永池1号線外2線配水管布設替工事 大橋3の2号線外1線配水管布設替工事 下原通線外1線配水管布設替工事 宮本4号線外3線配水管布設替工事の金入り工事設計書(変更)		6/17	公開		水道整備課
173	6/3	請求	令和3年度生目台配水池緊急遮断弁設置工事の変更後の金入り工事設計書		6/16	公開		浄水課
174	6/3	請求	〇〇〇(宮崎市佐土原町西上那珂〇〇〇〇)にかかわるすべての文書、メモ、電子記録		6/17	部分公開	第7条第2号、第4号	保健衛生課
175	6/3	請求	〇〇〇(宮崎市島之内〇〇〇〇)にかかわるすべての文書、メモ、電子記録		6/17	部分公開	第7条第2号、第4号	保健衛生課
176	6/3	請求	〇〇〇(宮崎市佐土原町東上那珂〇〇〇〇)にかかわるすべての文書、メモ、電子記録		6/17	部分公開	第7条第2号、第4号	保健衛生課
177	6/3	請求	令和3年度九日田地区農村地域防災減災事業概要書作成業務委託 金入設計書		6/16	部分公開	第7条第3号	農村整備課
178	6/3	申出	令和4年5月1日から令和4年5月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号(携帯電話を除く) 申請者氏名 ・種目 ・初回許可年月日 ・満了年月日についての一覧表(移動・短期営業、自動販売機等を除く)		6/10	公開		保健衛生課
179	6/3	申出	令和4年5月1日から5月31日までに、宮崎市内で新規確認を受けた理容所・美容所・クリーニング所の一覧表。(施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名)(※理容所、クリーニング所は該当なし)		6/13	公開		保健衛生課
180	6/3	申出	宮崎市管内で令和4年5月1日～令和4年5月31日に新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧。【必要項目】施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類		6/13	公開		保健医療課
181	6/3	申出	宮崎市管内で令和4年5月1日～令和4年5月31日に新規で開設した薬局の一覧。【必要項目】施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類		6/13	公開		保健医療課
182	6/3	申出	宮崎市管内で令和4年5月1日～令和4年5月31日に新規で開設した診療所、歯科診療所の一覧。【必要項目】施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類		6/13	公開		保健医療課
183	6/6	申出	食品営業施設台帳の内、全営業種別において5月末までに営業許可決定した施設(廃業施設は除く) ①営業者名(法人の場合は法人名と代表者名) ②営業者所在地 ③営業所名称(屋号又は商号) ④営業所所在地 ⑤営業種別 ⑥許可番号 ⑦許可年月日(以上7項目)			取下		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
184	6/6	申出	環境営業者台帳の内、全営業種別(登録種別)において5月末までに営業(登録)許可決定した施設及び営業届を収受した施設(廃業施設は除く)以下、営業種別詳細 ①旅館業営業(住宅宿泊施設、旅館業許可施設) ②公衆浴場営業 ③興行場営業 ④美容所開設 ⑤理容所開設 ⑥クリーニング所開設 ⑦プール営業 ⑧墓地、火葬場、納骨堂の経営、拡張、廃止 ⑨温泉利用 ⑩特定建築物(ビルの管理者) ⑪簡易専用水道(貯水槽10トン超) ⑫コインランドリー ⑬コインシャワー ⑭貯水槽水道施設(貯水槽10トン以下) ①営業者名(法人の場合は法人名と代表者名) ②営業者所在地 ③営業所名称(屋号又は商号) ④営業所所在地 ⑤英業種別 ⑥許可又は届出番号 ⑦許可又は届出年月日 ⑧許可又は届出の区別(以上8項目)			取下		保健衛生課
185	6/6	申出	医事及び薬事施設台帳の内、全営業種別において5月末までに営業許可決定した施設及び営業届を収受した施設(廃業施設は除く)以下、営業種別詳細 ①診療所・助産所(法人等) ②病床を有する診療所・助産所 ③薬局開設(麻薬小売業、薬局製造販売医薬品を含む) ④医薬品販売業(卸売・配置販売業を除く) ⑤衛生検査所(登録) ⑥高度管理医療機器等販売業・貸与業 ⑦診療所・助産所(個人) ⑧施術所(あんま、マッサージ、指圧、はり、灸、柔道整復等) ⑨歯科技工所 ⑩管理医療機器販売業・貸与業 ⑪毒物及び劇物販売業(登録) ①営業者名(法人の場合は法人名と代表者名) ②営業者所在地 ③営業所名称(屋号又は商号) ④営業所所在地 ⑤英業種別 ⑥許可又は届出番号 ⑦許可又は届出年月日 ⑧許可又は届出の区別(以上8項目)			取下		保健医療課
186	6/6	申出	医事及び薬事施設台帳の内、全営業種別において5月末までに営業許可決定した施設及び営業届を収受した施設(廃業施設は除く)以下、営業種別詳細 ①診療所・助産所(法人等) ②病床を有する診療所・助産所 ③薬局開設(麻薬小売業、薬局製造販売医薬品を含む) ④医薬品販売業(卸売・配置販売業を除く) ⑤衛生検査所(登録) ⑥高度管理医療機器等販売業・貸与業 ⑦診療所・助産所(個人) ⑧施術所(あんま、マッサージ、指圧、はり、灸、柔道整復等) ⑨歯科技工所 ⑩管理医療機器販売業・貸与業 ⑪毒物及び劇物販売業(登録) ①営業者名(法人の場合は法人名と代表者名) ②営業者所在地 ③営業所名称(屋号又は商号) ④営業所所在地 ⑤英業種別 ⑥許可又は届出番号 ⑦許可又は届出年月日 ⑧許可又は届出の区別(以上8項目)			取下		保健医療課
187	6/6	請求	幹線管路耐震化事業生目台工区配水管布設替工事(その1)の精算根拠(増額分金額入り設計書)		6/16	公開		水道整備課
188	6/6	申出	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設に関する情報一覧 ①工場・事業場名称 ②事業場の所在地 ③施設の種類の ④施設の型式 ⑤設置年月日 ⑥使用燃料 ⑦規模 ⑧通常燃料使用量		6/15	部分公開	第7条第2号	環境指導課
189	6/6	請求	令和4年度都市公園維持管理業務委託(1工区)にかかる金入り設計書		6/16	部分公開	第7条第6号	農林建設課
190	6/6	請求	令和4年度都市公園維持管理業務委託(5工区)にかかる金入り設計書		6/16	部分公開	第7条第6号	農林建設課
191	6/6	請求	令和4年度船引市道草刈業務委託に係る金入り設計書		6/16	公開		農林建設課
192	6/6	請求	医大1号線外13線街路樹維持管理業務委託に係る金入り設計書		6/16	公開		農林建設課
193	6/6	請求	本野原遺跡植栽管理業務委託 金入り設計書		6/14	部分公開	第7条第6号	文化財課
194	6/6	請求	令和4年度南部1地区都市公園等維持修繕工事(単価契約)変更(金入り)設計書		6/14	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
195	6/6	申出	宮崎市内において令和4年5月1日から令和4年5月31日の間に新規に飲食店営業許可を取得した施設の屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日、終了年月日。(移動・短期、自動販売機等を除く)		6/13	公開		保健衛生課
196	6/6	申出	令和4年5月1日から令和4年5月31日までに新規・更新の食品営業許可を取得した施設における、以下の項目の一覧 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・代表者氏名(法人) ・申請者住所(法人) ・申請者電話番号(法人) ・業種および種目 ・許可年月日 ・初回許可年月日 ・終了年月日 ・許可番号(ただし、携帯電話番号、臨時営業を除く)		6/13	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
197	6/7	申出	宮崎市内において令和4年5月1日から令和4年5月31日の間に新規で飲食店営業許可を取得している施設(臨時を除く)の屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話番号を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日、許可番号、開始年月日、終了年月日。法人については申請者住所、申請者電話番号(携帯電話番号を除く)、代表者氏名。		6/13	公開		保健衛生課
198	6/7	申出	令和4年5月1日から令和4年5月31日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所(廃業しているものは除く)の以下の事項の一覧表。(※理容所は該当なし)1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号 4.開設者名 5.代表者氏名(法人のみ) 6.開設者住所(法人のみ) 7.開設者電話番号(法人のみ) 8.確認年月日 9.確認番号		6/13	公開		保健衛生課
199	6/7	請求	東諸県郡国富町□□□ ○○○病院 スプリンクラー設置届出書、着工届出書		6/16	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
200	6/8	請求	宮崎市中心通□□□ ○○○ビル 自動火災報知設備の設置届出書		6/10	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
201	6/9	請求	令和3年度の柔道整復施術所の開設届出数、休止届出数、廃止届出数と年度末の施術所数 平成27年度と令和3年度の開設届出柔道整復施術所名と開設者名、廃止届出柔道整復施術所名と開設者名		6/20	公開		保健医療課
202	6/9	請求	・令和4年度学園通線外68線街路樹維持管理業務委託の当初分、変更分の金入り設計書 ・令和4年度下北方松橋線外26線草刈業務委託の当初分の金入り設計書		6/14	公開		道路維持課
203	6/9	請求	宮崎市原町□□□ ○○○ 自動火災報知設備の設置届書		6/13	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
204	6/10	申出	宮崎市内において令和4年5月1日から令和4年5月31日の間に、食品営業許可を取得した施設及び届出をした施設の以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名(法人のときは、代表者役職及び代表者氏名) ・申請者電話番号(法人) ・申請者住所(法人) ・初回許可年月日 ・許可年月日 ・許可番号(許可のみ) ・業種(種目)(ただし、携帯電話、短期、臨時、仮設、自動車、自動販売機、列車、船舶を除く。)		6/22	公開		保健衛生課
205	6/10	申出	令和4年5月1日から令和4年5月31日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所の以下の事項の一覧表。(※理容所は該当なし) 1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号 4.開設者名 5.代表者氏名(法人のみ) 6.開設者電話番号(法人のみ) 7.確認年月日 8.許可番号		6/16	公開		保健衛生課
206	6/10	請求	・宮崎市市営住宅清武新町団地54-1棟屋上防水改修工事 ・宮崎市営住宅小戸団地146棟屋上防水改修工事 の金入り設計書		6/14	公開		建築住宅課
207	6/10	請求	・宮崎白浜オートキャンプ場管理棟屋上防水改修工事の金入り設計書		6/17	公開		観光戦略課
208	6/10	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和4年6月1日～令和4年6月9日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和4年6月1日～令和4年6月9日までの受付分		6/20	部分公開	第7条第2号	建築行政課
209	6/10	請求	宮崎市高岡総合支所自家用電気工作物保安業務委託の入札・開札調書 ・期間 平成30年度から令和4年度まで		6/15	部分公開	第7条第6号	管財課
210	6/10	請求	高岡福祉保健センター自家用電気工作物保安管理業務委託の入札・開札調書 ・期間 平成30年度から令和4年度まで		6/20	部分公開	第7条第6号	地域保健課
211	6/10	請求	宮崎市立小中学校自家用電気工作物保安管理業務委託の入札・開札調書 ・件名 宮崎市立宮崎小学校外6校自家用電気工作物保安管理業務委託(北部1)ほか 全19件		6/15	部分公開	第7条第6号	学校施設課
212	6/13	申出	第一種動物取扱業者登録簿 (令和4年5月31日時点のもの、保管業のみ)		6/22	公開		保健衛生課
213	6/14	請求	○○○ △△△店 図面			取下		南消防署
214	6/15	請求	令和4年6月15日時点で食品衛生法に基づく営業許可のある施設、及び営業届出のある施設の以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・代表者氏名(法人) ・申請者住所(法人) ・申請者電話番号(法人) ・業種および種目 ・許可年月日 ・初回許可年月日 ・終了年月日 ただし、携帯電話番号、自動販売機、自動車、短期、臨時、仮設移動、実演販売を除く		6/22	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
215	6/15	請求	宮崎市保健所・中央保健センター直流電源装置更新工事に関する金入り設計書		6/20	公開		保健医療課
216	6/15	申出	建築計画概要書 令和4年4月1日から直近のものまで		6/16	公開		建築行政課
217	6/16	請求	宮崎市橋通東一丁目□□□ ○○○ 自動火災報知設備の設置届出書 6階平面図 配線系統図		6/22	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
218	6/16	申出	令和4年5月31日時点で飲食店営業許可のある施設の以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・代表者氏名(法人) ・申請者住所(法人) ・申請者電話番号(法人) ・種目 ・許可年月日 ・初回許可年月日 ・終了年月日 ただし、携帯電話番号、自動販売機、自動車、短期、臨時、仮設移動、実演販売を除く。		6/23	公開		保健衛生課
219	6/16	請求	大淀処理場DO計外改築工事 に関する金入り設計書		6/27	公開		下水道施設課
220	6/16	請求	田野第1配水池配水流量計更新工事、清武第2水源池浄水濁度計更新工事に関する金入り設計書		6/27	公開		営業所工務課
221	6/16	請求	岩切送水ポンプ所電気設備設置外工事に関する金入り設計書		6/21	公開		浄水課
222	6/17	請求	幹線管路耐震化事業導水管布設替工事(但し柏田水源池接続工)の金入り設計書		6/24	公開		浄水課
223	6/20	請求	令和4年度佐土原総合文化センター植栽管理業務委託の金入り設計書		6/29	部分公開	第7条第6号	地域市民福祉課
224	6/20	請求	①宮崎市廃棄物白書の抜粋(令和2年度版・令和3年度版) ②処理履歴がないため文書が存在しない ③エコクリーンプラザみやざきリサイクル品提供工賃実績(令和3年度・令和4年度4月、5月)		6/27	部分公開	第7条第2号	環境政策課
225	6/20	申出	○○○クリニック(宮崎県宮崎市□□□)について ・正式名称 ・廃止年月日		6/27	公開		保健医療課
226	6/20	申出	○○○クリニック(宮崎県宮崎市□□□)について ・カルテの引継ぎ先		6/27	非公開	文書不存在	保健医療課
227	6/20	請求	白浜海水浴場施設整備工事の金入り設計書		6/23	公開		観光戦略課
228	6/20	請求	高岡福祉保健センター中庭デッキ改修工事の金入り設計書		6/28	公開		地域保健課
229	6/20	請求	宮崎市高岡学校給食センター外壁・屋根改修の金入り設計書		6/27	公開		保健給食課
230	6/20	請求	宮崎市総合発達支援センター機能拡充工事のうち建築主体工事の金入り設計書		6/23	公開		親子保健課
231	6/20	請求	フェニックス自然動物園チンパンジー舎補修工事の金入り設計書		6/24	公開		公園緑地課
232	6/20	請求	宮崎市鶴島3丁目□□□ ○○○(集合住宅)圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始届出書(付属資料)・液化石油ガス設備工事(シリンダー)台帳 ・図面(建築図面・配管図面・アイソメ図) ・気密試験結果		-	取下		北消防署
233	6/20	請求	宮崎市鶴島3丁目□□□ ○○○ 防火対象物使用開始届出書の図面		6/27	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
234	6/20	請求	建物名 ○○○ 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始届出書(付属資料)		6/29	部分公開	第7条第2号、第3号	南消防署
235	6/20	請求	宮崎市清武町新町2丁目□□□ ○○○(集合住宅)液化石油ガス設備工事の届出書(付属資料)・液化石油ガス設備工事(シリンダー)台帳 ・図面(建築図面・配管図面・アイソメ図) ・気密試験結果			取下		南消防署
236	6/21	請求	参議院議員通常選挙公営ポスター掲示板作成・設置・撤去業務委託ポスター掲示板の規格変更に伴う追加随意契約金額		6/28	部分公開	第7条第3号	選挙管理委員会事務局
237	6/21	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和4年6月10日～令和4年6月20日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和4年6月10日～令和4年6月20日までの受付分		6/27	部分公開	第7条第2号	建築行政課
238	6/21	請求	令和4年度下北方浄水場及び富吉浄水場外草刈庭園管理業務委託の金入り設計書		6/29	部分公開	第7条第6号	浄水課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定期	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
239	6/21	請求	令和4年度・都市公園等管理業務委託(垂水公園外)・大淀川市民緑地管理業務委託(桜提)当初及び変更の金入り設計書		6/28	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
240	6/22	請求	令和4年度錦町通線外44線路樹幹維持管理業務委託金額入設計書(当初・第一回変更)		6/29	公開		道路維持課
241	6/22	請求	令和4年度橘公園管理業務委託の金額入設計書(当初と変更)		6/28	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
242	6/22	請求	令和4年度宮崎みたま園植栽管理業務委託の金額入設計書		7/1	部分公開	第7条第6号	環境政策課
243	6/22	請求	住所:宮崎市錦本町□□□ 名称:○○○ビル(旧 △△△ビル) 自動火災報知設備図面一式 消防用設備等設置届出書一式 使用開始届出書一式		6/29	部分公開	第7条第2号、 第3号	北消防署
244	6/22	請求	宮崎市芳士□□□ 株式会社○○○ △△△棟 (消防設備)・各設置設備平面図 ・各設備設置届書類(設備が分かるもの)			取下		北消防署
245	6/22	請求	宮崎処理場塩素混和池耐震補強工事 当初・変更(第1回)金入り設計書		7/1	公開		下水道施設課
246	6/23	請求	衆議院議員総選挙 期日前・不在者投票案内看板に係る入札(見積)書		7/4	部分公開	第7条第2号、 第3号	選挙管理委員会事務局
247	6/23	請求	宮崎県議会宮崎市選出議員補欠選挙 期日前・不在者投票案内看板に係る入札(見積)書		7/4	部分公開	第7条第2号、 第3号	選挙管理委員会事務局
248	6/23	請求	令和4年1月宮崎市長選挙 期日前・不在者投票案内看板、設置台数及び落札業者、単価金額及び合計金額		7/4	非公開	文書不存在	選挙管理委員会事務局
249	6/23	申出	令和4年5月31日時点で、食品営業許可及び営業届出のある施設の以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・代表者氏名(法人) ・申請者住所(法人) ・申請者電話番号(法人) ・業種及び種目 ・許可年月日 ・初回許可年月日 ・終了年月日 ・許可番号(ただし、携帯電話番号、臨時営業を除く)		6/29	公開		保健衛生課
250	6/23	申出	令和4年5月31日までの間に、営業(登録)許可決定した旅館業許可施設・公衆浴場・興行場・美容所・クリーニング所(廃業しているものは除く)の以下の事項の一覧表 1.申請者名 2.申請者住所地 3.施設名称 4.施設所在地 5.営業種目 6.許可番号 7.許可又は確認年月日		7/1	公開		保健衛生課
251	6/24	請求	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項に基づく宮崎市が報告を受けた産業廃棄物管理票交付等状況報告書について ①2018年度の実績報告で、事業者の所在地に「宮崎市大字広原□□□」の文字列を含むものの報告内容 ②2018年度の報告で、事業者の所在地に「宮崎市佐土原町下那珂□□□」の文字列を含むものの報告の内容 ③2018年度の報告で、業種に「発電事業者」の文字列を含むものの報告の内容。ただし、個人・法人を直接特定する情報を除く。		7/5	非公開	文書不存在	環境指導課
252	6/27	請求	1 一般廃棄物指定収集袋の物品供給単価契約について(依頼)①[令和3年度分]②[令和4年度分] 2入札・改札調書 [令和3年度分] ①指定収集袋(燃やせるごみ)大袋 ②指定収集袋(燃やせるごみ)中袋 ③指定収集袋(燃やせるごみ)小袋 ④指定収集袋(燃やせるごみ)特小袋 ⑤指定収集袋(燃やせないごみ)特小袋 [令和4年度分] ①指定収集袋(燃やせるごみ)大袋 ②指定収集袋(燃やせるごみ)中袋 ③指定収集袋(燃やせるごみ)小袋 ④指定収集袋(燃やせるごみ)特小袋 ⑤指定収集袋(燃やせないごみ)大袋 ⑥指定収集袋(燃やせないごみ)中袋 ⑦指定収集袋(燃やせないごみ)小袋 ⑧指定収集袋(燃やせないごみ)特小袋		7/1	部分公開	第7条第6号	環境業務課
253	6/27	請求	宮崎市中央卸売市場水産棟直流電源装置更新工事の金入り設計書		6/28	公開		市場課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
254	6/27	請求	〇〇〇株式会社 △△△出張所 消防用設備設置届出書一式(平面図下記設備) 自動火災報知設備、誘導灯、消火器、屋外消火栓、非常電源		7/6	部分公開	第7条第2号、 第3号	南消防署
255	6/28	申出	令和4年1月1日から令和4年5月31日までに申請のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居新築届及び住居表示台帳		7/4	部分公開	第7条第2号	市街地整備課
256	7/1	請求	宮崎市内において令和4年6月1日から令和4年6月30日までに食品衛生法に基づく飲食店営業の新規許可を取得したもの、及び廃止したもののうち、次の事項 ①屋号 ②営業所在地 ③営業所電話番号 ④種目 ⑤初回許可年月日 ⑥廃止年月日 ただし、携帯電話番号、自動販売機、自動車、短期、臨時、仮設移動、実演販売を除く。		7/8	公開		保健衛生課
257	7/1	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和4年6月21日～令和4年6月30日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和4年6月21日～令和4年6月30日までの受付分		7/8	部分公開	第7条第2号	建築行政課
258	7/1	請求	〇〇〇マンション 消防用設備等設置届出内の自動火災報知設備関係(住戸用自動火災報知設備)		7/14	部分公開	第7条第2号、 第3号	南消防署
259	7/4	請求	高松橋改修工事(2工区但し支承交換工)の金額入設計書(当初設計書)		7/15	公開		道路維持課
260	7/5	申出	宮崎市内において、令和4年6月1日から令和4年6月30日の間に新規に飲食店営業許可を取得した施設の 屋号 営業所所在地 営業所電話番号(携帯番号を除く) 申請者氏名 種目 初回許可年月日 終了年月日。(移動・短期、自動販売機等を除く)		7/8	公開		保健衛生課
261	7/5	申出	令和4年6月1日から令和4年6月30日までに新規・更新の食品営業許可を取得した施設における、以下の項目の一覧 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・代表者氏名(法人) ・申請者住所(法人) ・申請者電話番号(法人) ・業種および種目 ・許可年月日 ・初回許可年月日 ・終了年月日 ・許可番号(ただし、携帯電話番号、臨時営業を除く)		7/13	公開		保健衛生課
262	7/5	申出	令和4年6月1日から令和4年6月30日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号(携帯電話を除く) 申請者氏名 ・種目 ・初回許可年月日 ・満了年月日についての一覧表(移動・短期営業、自動販売機等を除く)		7/8	公開		保健衛生課
263	7/5	申出	令和4年6月1日から6月30日までに、宮崎市内で新規確認を受けた理容所・美容所・クリーニング所の一覧表。(施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名)(※クリーニング所は該当なし)		7/11	公開		保健衛生課
264	7/5	申出	宮崎市管内で令和4年6月1日から令和4年6月末日に新規で開設した歯科診療所、施術所(あはき・柔整)の一覧。【取得希望情報】施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類		7/12	公開		保健医療課
265	7/6	請求	宮崎市立住吉小学校外6校音楽室空調整備工事のうち機械設備工事の金入り設計書			取下		学校施設課
266	7/6	請求	・生活系ごみ処理届 ・宮崎市ごみ集積所防護ネット支給申請書		7/15	非公開	文書不存在	環境業務課
267	7/7	請求	宮崎市一般廃棄物指定収集袋製造発注仕様書 令和4年度製造分		7/13	公開		環境業務課
268	7/7	申出	宮崎市内において令和4年6月1日から令和4年6月30日の間に新規で飲食店営業許可を取得している施設(臨時を除く)の屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話番号を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日、許可番号、開始年月日、終了年月日。法人については申請者住所、申請者電話番号(携帯電話番号を除く)、代表者氏名。		7/13	公開		保健衛生課
269	7/7	申出	令和4年6月1日から令和4年6月30日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所(廃業しているものは除く)の以下の事項の一覧表。1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号 4.開設者名 5.代表者氏名(法人のみ) 6.開設者所在地(法人のみ) 7.開設者電話番号(法人のみ) 8.確認年月日 9.確認番号		7/11	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
270	7/7	請求	宮崎市内において令和4年4月1日から令和4年6月30日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場業法について開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業の区分 ②営業所の屋号 ③営業所の住所及び郵便番号 ④営業者の氏名 ⑤営業所の電話番号 ※クリーニング店、興行場は該当なし		7/13	公開		保健衛生課
271	7/7	請求	宮崎市内において令和4年4月1日から令和4年6月30日までに食品衛生法に基づく飲食店営業・食肉販売業・食肉処理業について新規で営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①業種・種目 ②屋号 ③営業所所在地 ④申請者氏名(法人の場合は代表者氏名含む) ⑤営業所電話番号 ⑥初回許可年月日 ただし、携帯電話番号、自動販売機、短期、臨時、仮設移動を除く。		7/13	公開		保健衛生課
272	7/8	請求	小戸保育所新築工事のうち外構工事(2工区)の金入設計書		7/22	公開		保育幼稚園課
273	7/8	請求	6-7号線外2線道路築造及び10号水路工事に伴う金入り設計書		7/22	公開		市街地整備課
274	7/11	請求	宮崎市長宛にあった「簡易専用水道設置届」に係る次の項目の一覧(令和4年6月30日現在) 1設置者の住所、氏名及び電話番号 2建築物の概要①建築物の名称及び建築物衛生法の適用・非適用 ②建築物の所在地 ③建築物の規模 ④建築物の用途 ⑤管理者の住所及び氏名 ⑥給水人口 ⑦供給水道名 ⑧給水管の材質 3受水槽及び高架水槽 ①設置場所 ②材質(本体及び内面) ③設置年月日及び給水年月日 ④有効容量 ⑤滅菌設備の有無		7/22	公開		保健衛生課
275	7/11	申出	宮崎市内において令和4年6月1日から令和4年6月30日の間に、食品営業許可を取得した施設及び届出をした施設の以下の項目・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名(法人のときは、代表者役職及び代表者氏名)・申請者電話番号(法人)・申請者住所(法人)・初回許可年月日・許可年月日・許可番号(許可のみ)・業種(種目)(ただし、携帯電話、短期、臨時、仮設、自動車、自動販売機、列車、船舶を除く。)		7/15	公開		保健衛生課
276	7/11	申出	令和4年6月1日から令和4年6月30日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所(廃業しているものは除く)の以下の事項の一覧表。(※理容所は該当なし) 1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号 4.開設者名 5.代表者氏名(法人のみ) 6.開設者電話番号(法人のみ) 7.確認年月日 8.許可番号		7/15	公開		保健衛生課
277	7/11	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和4年7月1日～令和4年7月10日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和4年7月1日～令和4年7月10日までの受付分		7/15	部分公開	第7条第2号	建築行政課
278	7/11	請求	宮崎市内において令和3年6月1日から令和4年6月30日までに食品衛生法に基づく飲食店営業・食肉販売業・食肉処理業について営業を廃止又は許可を満了したものうち(自販機、仮設営業、短期営業を除く)、次の事項 ①業種・種目 ②屋号 ③営業所所在地 ④申請者氏名(法人の場合は代表者氏名含む) ⑤営業所電話番号 ⑥廃止年月日 ただし、携帯電話番号、自動販売機、短期、臨時、仮設移動を除く。		7/14	公開		保健衛生課
279	7/12	請求	宮崎公立大学植栽管理業務委託の金入設計書 当初及び変更		7/22	部分公開	第7条第6号	企画総務課
280	7/12	請求	令和4年度清武水道施設草刈業務委託の金入設計書 当初及び変更		7/19	公開		営業所工務課
281	7/12	請求	令和4年度下北方浄水場及び富吉浄水場外草刈庭園管理業務委託の金入設計書 当初及び変更		7/22	部分公開	第7条第6号	浄水課
282	7/12	請求	令和4年度佐土原総合文化センター植栽管理業務委託の金入設計書 当初及び変更		7/19	部分公開	第7条第6号	地域市民福祉課
283	7/12	請求	令和4年度市道テクリサーチパーク線外3線 樹木管理業務委託の金入設計書 当初及び変更		7/21	公開		農林建設課
284	7/12	請求	令和4年度石崎川ふれあい公園外4公園管理業務委託の金入設計書 当初及び変更		7/21	部分公開	第7条第6号	農林建設課
285	7/12	請求	令和4年度船引地区市道草刈業務委託の金入設計書 当初及び変更		7/19	公開		農林建設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
286	7/12	請求	・令和4年度本野原遺跡植栽管理業務委託 ・令和4年度赤江町古墳・大淀古墳管理業務委託 の金入設計書 当初及び変更		7/22	部分公開	第7条第6号	文化財課
287	7/12	請求	・令和4年度萩の台汚水処理場除草業務委託 ・令和4年度佐土原クリーンパーク造園管理業務委託 の金入設計書 当初及び変更		7/21	部分公開	第7条第6号	環境施設課
288	7/12	請求	令和4年度宮崎みたま園植栽管理業務委託の金入設計書 当初及び変更		7/19	部分公開	第7条第6号	環境政策課
289	7/12	請求	・令和4年度五十鈴川外6箇所河川草刈等業務委託(北部) ・令和4年度大谷雨水ポンプ場外4造園管理業務委託 の金入設計書 当初及び変更		7/13	公開		土木課
290	7/12	請求	・令和4年度橘公園花壇(橘通東1丁目)外1箇所草花植栽管理業務委託 ・令和4年度橘公園花壇(ホテル前)草花植栽管理業務委託 の金入り設計書		7/21	部分公開	第7条第6号	景観課
291	7/12	請求	・令和4年度西部地区都市公園等維持修繕工事(単価契約) ・令和4年度中央東地区都市公園等維持修繕工事(単価契約) ・令和4年度大淀川市民緑地芝生管理業務委託(親水公園) ・令和4年度橘公園芝生管理業務委託 ・令和4年度都市公園等管理業務委託(郡司分公園外) の金入設計書 当初及び変更		7/21	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
292	7/12	請求	令和4年度大島通線外29線街路樹維持管理業務委託(当初・変更) 令和4年度大塚台1号線外37線街路樹維持管理業務委託(当初・変更) 令和4年度下江上畑線外23線草刈業務委託(当初) 令和4年度下北方松橋線外26線草刈業務委託(当初) 令和4年度希望ヶ丘2の4号線外19線草刈業務委託(当初) ※上記の金入り設計書		7/19	公開		道路維持課
293	7/12	請求	生目の杜医療防災拠点草刈等維持管理業務委託実施設計書(金入り)		7/13	部分公開	第7条第6号	危機管理課
294	7/14	請求	宮崎市上下水道局庁舎高圧受変電設備改修工事 金入り設計書		7/21	公開		総務課
295	7/14	請求	田野公民館・田野地区農村環境改善センター受変電設備更新工事 上記に係る金入り設計書		7/15	公開		地域コミュニティ課
296	7/15	請求	「宮崎市高岡福祉保健センター「穆園館」空調設備更新工事」の金入り設計書		7/25	公開		地域保健課
297	7/15	請求	令和4年度 南部地区道路維持工事(浚渫)(単価契約)(当初・変更) ※上記の金入り設計書		7/26	公開		道路維持課
298	7/15	請求	・ストックマネジメント計画下水道管路点検調査業務委託(4-1工区) ・ストックマネジメント計画下水道管路点検調査業務委託(4-2工区) ・ストックマネジメント計画下水道管路点検調査業務委託(4-3工区) 上記の金額入設計書(当初設計書)の写し		7/27	公開		下水道整備課
299	7/15	請求	・ストックマネジメント計画下水道雨水管路調査業務委託(その1) ・ストックマネジメント計画下水道雨水管路調査業務委託(その2) ・ストックマネジメント計画下水道雨水管路調査業務委託(その3) の単価記載済み実施設計書			取下		下水道施設課
300	7/19	請求	・ストックマネジメント計画下水道雨水管路調査業務委託(その1) ・ストックマネジメント計画下水道雨水管路調査業務委託(その2) ・ストックマネジメント計画下水道雨水管路調査業務委託(その3) 以上3件の単価記載済み実施設計書		7/27	公開		土木課
301	7/19	請求	宮崎市総合発達センター機能拡充工事のうち機械設備工事 金額入り設計書		7/27	公開		親子保健課
302	7/19	請求	宮崎市久峰総合公園屋外便所新築工事の金額入り設計書		7/21	公開		スポーツランド推進課
303	7/19	請求	平成28年度及び25年度の宮崎市大字内海口□□周辺の航空写真		7/21	公開		資産税課
304	7/19	請求	平成26年高岡汚水幹線25-18工区外水道管布設工事 管路番号2059-4 に関する ・宮崎上下水道の資料公開 ・施工業者 ○○○(株)の資料公開 ①公共汚水樹、取付管の設置申請書 ②完工図		8/8	部分公開	第7条第2号	下水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
305	7/19	請求	平成26年高岡汚水幹線25-18工区外水道管布設工事 管路番号2059-4 に関する ・宮崎上下水道の資料公開 ・施工業者 ○○○(株)の資料公開 境界立ち合いに関する資料		8/8	非公開	文書不存在	下水道整備課
306	7/19	請求	大塚台1号線外37線街路樹維持管理業務委託の令和4年度金入り設計書(変更)		7/25	公開		道路維持課
307	7/19	請求	赤江町古墳・大淀古墳管理業務委託の金入り設計書		7/22	部分公開	第7条第6号	文化財課
308	7/19	申出	建築計画概要書 令和4年4月～6月(指定検査確認機関分も含む)		7/20	公開		建築行政課
309	7/19	請求	1.宮崎市民プラザ特定天井改修工事のうち電気設備工事 9.宮崎市民プラザ空調設備更新工事 に関わる金額入設計書		7/21	公開		文化・市民活動課
310	7/19	請求	2.宮崎市中央卸売市場水産棟直流電源装置更新工事に関わる金額入設計書		7/25	公開		市場課
311	7/19	請求	3.宮崎市北消防署西部出張所 屋外訓練場照明LED化工事 8.宮崎市消防局庁舎受変電設備改修工事 に関わる金額入設計書		7/28	公開		総務課
312	7/19	請求	4.宮崎市田野総合支所受変電設備更新工事 6.宮崎市清武総合支所直流電源装置更新工事 7.宮崎市第二庁舎直流電源装置一部改修工事 に関わる金額入設計書		7/27	公開		管財課
313	7/19	請求	5.田野公民館・田野地区農村環境改善センター受変電設備更新工事に関わる金額入設計書		7/21	公開		地域コミュニティ課
314	7/19	請求	10.宮崎市立清武中学校普通教室空調機設置工事 15.宮崎市立大塚中学校北校舎便所改修工事のうち機械設備工事 16.宮崎市立広瀬中学校北校舎北側便所改修工事のうち機械設備工事 17.宮崎市立宮崎南小学校中校舎西側便所棟改修工事のうち機械設備工事 20.宮崎市立宮崎東小学校空気調和設備更新工事 に関わる金額入設計書		7/21	公開		学校施設課
315	7/19	請求	11.宮崎市養護老人ホーム清流園空調設備更新工事(1工区)に関わる金額入設計書		7/25	公開		地域包括ケア推進課
316	7/19	請求	12.宮崎市葬祭センター灯油タンク設置工事(緊急工事)に関わる金額入設計書		7/26	公開		環境政策課
317	7/19	請求	13.宮崎市民目の杜遊古館体験学習館食堂全熱交換器更新工事に関わる金額入設計書		7/22	公開		文化財課
318	7/19	請求	14.佐土原総合文化センター空調(水蓄熱)改修工事に関わる金額入設計書		7/26	公開		地域市民福祉課
319	7/19	請求	19.宮崎市田野児童センター空調設備更新工事に関わる金額入設計書		7/25	公開		子育て支援課
320	7/19	請求	22.宮崎市高岡福祉保健センター「穆園館」空調設備更新工事に関わる金額入設計書		7/25	公開		地域保健課
321	7/19	請求	宮崎市阿波岐原町□□□□ ホテル○○○ 各階平面図(設置届出時の図面)		7/27	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
322	7/20	請求	令和4年度宮崎市立大宮中学校外10校法面草刈業務委託の金額入設計書		7/21	部分公開	第7条第6号	学校施設課
323	7/20	請求	令和4年度宮崎市立内海小学校外20校ワシントンニアーム管理業務委託の金額入設計書		7/21	部分公開	第7条第6号	学校施設課
324	7/20	請求	令和4年度都市公園等管理業務委託(天神山公園外)の金額入設計書		7/22	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
325	7/20	請求	令和4年度大淀川以南雨水幹線等年間維持業務委託の金額入設計書		7/27	公開		土木課
326	7/20	申出	建築計画概要書 令和4年4月1日から直近のものまで		7/21	公開		建築行政課
327	7/20	申出	建築計画概要書 第ERI-22015536 令和4年5月18日付		7/21	公開		建築行政課
328	7/21	請求	宮崎市大字赤江□□□□ ○○○の自動火災報知設備 消防用設備等設置届出書の平面図		7/26	部分公開	第7条第2号、第3号	南消防署
329	7/21	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和4年7月11日～令和4年7月20日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和4年7月11日～令和4年7月20日までの受付分		7/27	部分公開	第7条第2号	建築行政課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
330	7/25	請求	1.宮崎市営住宅生目台団地198棟外壁改修工事 5.宮崎市営住宅国富が丘団地95棟外3棟南面外壁改修工事 7.宮崎市営住宅大島団地160棟外壁改修工事の金額入り設計書		8/1	公開		建築住宅課
331	7/25	請求	2.南宮崎駅二号歩道橋修繕工事 9.地蔵橋橋梁修繕工事の金額入り設計書		8/5	公開		道路維持課
332	7/25	請求	3.宮崎市平和が丘児童プール改修工事の金額入り設計書		8/2	公開		子育て支援課
333	7/25	請求	4.東大宮地区コミュニティセンター管理棟外壁改修工事の金額入り設計書		7/28	公開		地域コミュニティ課
334	7/25	請求	6.宮崎市立広瀬中学校北校舎西棟外壁改修工事の金額入り設計書		7/28	公開		学校施設課
335	7/25	請求	8.宮崎市佐土原総合支所南庁舎外壁改修工事の金額入り設計書		7/27	公開		管財課
336	7/25	請求	令和〇年〇月〇日付けで相談を行った 清武町加納□□□の土地に係わる窓口相談書		8/2	部分公開	第7条第2号、第3号	開発審査課
337	7/26	申出	第一種動物取扱業者登録簿(令和4年7月28日現在)		8/5	公開		保健衛生課
338	7/27	請求	大島線(JRA北)2工区道路改良工事(その2)但し電気設備移設工の金入り設計書		8/9	公開		土木課
339	7/28	請求	令和4年度(宮)四季ヶ丘緑地耐震性水槽新設工事の金額入り実施設計書		8/9	公開		警防課
340	7/28	申出	宮崎市内において令和4年6月30日時点で営業許可・届出のある施設及び令和4年1月1日から令和4年6月30日までに営業許可・届出を廃止した施設の以下の項目一覧。・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名・代表者氏名(法人のみ)・申請者所在地(法人のみ)申請者電話番号(法人のみ)・業種及び種目・許可年月日・初回許可年月日・廃止年月日(廃止施設のみ)・許可番号(許可のみ)・開始年月日(許可のみ)・終了年月日(許可のみ)(ただし、臨時、移動営業、自動販売機、携帯電話番号は除く。又、廃止施設については、データが残存しているものに限る。)		8/3	公開		保健衛生課
341	8/1	申出	レセプト点検等業務委託の落札業者及び落札金額		8/5	部分公開	第7条第3号	社会福祉第一課
342	8/1	申出	令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種予診票点検等業務委託の落札業者および落札金額		8/5	部分公開	第7条第3号	新型コロナウイルスワクチン対策課
343	8/1	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和4年7月21日～令和4年7月31日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和4年7月21日～令和4年7月31日までの受付分		8/3	部分公開	第7条第2号	建築行政課
344	8/1	請求	令和4年度四季ヶ丘緑地耐震性貯水槽新設工事の金入り設計書		8/10	公開		警防課
345	8/1	請求	宮崎市内において令和4年7月1日から令和4年7月31日までに食品衛生法に基づく飲食店営業の新規許可を取得したもの、及び廃止したもののうち、次の事項 ①屋号 ②営業所在地 ③営業所電話番号 ④種目 ⑤初回許可年月日 ⑥廃止年月日 ただし、携帯電話番号、自動販売機、自動車、短期、臨時、仮設移動、実演販売を除く。		8/3	公開		保健衛生課
346	8/1	申出	宮崎市内において令和4年7月28日時点で営業許可のある施設の以下の項目一覧 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・代表者氏名(法人のみ) ・申請者所在地(法人のみ) ・申請者電話番号(法人のみ) ・業種 ・許可年月日 ・初回許可年月日 ・許可番号 ・終了年月日 (ただし、自動販売機、露店、移動営業、臨時、短期、携帯電話番号は除く。)		8/5	公開		保健衛生課
347	8/1	請求	青島処理区外マンホールポンプ場電気設備改築工事(その2)の金入り設計書・代価表		8/8	公開		下水道施設課
348	8/3	請求	令和4年度 工番(更)第19号 北沖神足原線外1線配水管布設替工事の金額入り設計書		8/17	公開		水道整備課
349	8/3	請求	固定資産(土地)評価事務要綱		8/5	公開		資産税課
350	8/3	申出	令和4年7月1日から令和4年7月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号(携帯電話を除く) 申請者氏名 ・種目 ・初回許可年月日 ・満了年月日についての一覧表(移動・短期営業、自動販売機等を除く)		8/5	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
351	8/3	申出	令和4年7月1日から7月31日までに、宮崎市内で新規確認を受けた理容所・美容所・クリーニング所の一覧表。(施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名)(※理容所、クリーニング所は該当なし)		8/5	公開		保健衛生課
352	8/3	申出	宮崎市管内で令和4年7月1日から令和4年7月31日に新規で開設した診療所、歯科診療所薬局、の一覧。【取得希望情報】施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類		8/12	公開		保健医療課
353	8/3	請求	令和4年7月29日入札 宮崎市総合福祉保健センター外壁改修工事(その1)の単価入り設計書		8/5	公開		福祉総務課
354	8/4	申出	宮崎市内において、令和4年7月1日から令和4年7月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名・種目・初回許可年月日・終了年月日。ただし、移動・短期、自動販売機、携帯電話番号を除く		8/5	公開		保健衛生課
355	8/5	申出	宮崎市教育委員会が平成28年度から令和4年度に宮崎市立学校長に配布した 1.個人情報取り扱いに係る同意についての通知や参考文例等資料一式 2.PTAは任意加入や個人情報の保護等に関するQ&Aやチェックリスト等のマニュアル 3.PTAに加入していない家庭の児童、生徒、保護者が不利益にならないような配慮等 下記のような通知や資料一式・授業参観、懇談会、運動会、体育大会等学校行事案内文を保護者に配布時文書作成等の留意事項・学校主催行事を「PTA」と表記しない・行事の主催を明確にし学校行事は学校長名で発出しPTAを用いず「授業参観」「保護者会」等にする・有料一斉メールをPTA回避から利用であっても希望する保護者に対応依頼・行事日程の配慮。授業参観→PTA総会→学級懇談会ではなく保護者全体が対応できる日程にする(PTA行事を挟むことで行き場に困る保護者を出さない) 4.保護者にはPTAは任意加入と知らせるようにする依頼文書 5.学校作成文書に任意団体(PTA)の内容を混在させない。学校の配布物や提出物の一覧に混在や緊急連絡網にPTA連絡網の混在等		8/23	非公開	文書不存在	学校教育課
356	8/8	申出	宮崎市内において令和4年7月1日から令和4年7月31日までに新規で飲食店営業許可を取得している施設における以下の項目 屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、代表者氏名(法人のみ)申請者住所(法人のみ)、申請者電話番号(法人のみ)、種目、初回許可年月日、許可番号、開始年月日、終了年月日 ただし、臨時営業、携帯電話番号を除く		8/10	公開		保健衛生課
357	8/8	申出	令和4年7月1日から令和4年7月31日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所(廃業しているものは除く)の以下の事項の一覧表。(※理容所は該当なし) 1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号 4.開設者名 5.代表者氏名(法人のみ) 6.開設者住所(法人のみ) 7.開設者電話番号(法人のみ) 8.確認年月日 9.確認番号		8/17	公開		保健衛生課
358	8/8	請求	平松配水ポンプ所配水ポンプ設備更新工事の金入り設計書		8/10	公開		配水管理課
359	8/8	申出	宮崎市内において令和4年7月1日から令和4年7月31日までに新規・更新で食品営業許可を取得した施設における、以下の項目の一覧・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名・代表者氏名(法人のみ)・申請者住所(法人のみ)・申請者電話番号(法人のみ)・業種・種目・許可年月日・初回許可年月日・許可番号・終了年月日(ただし、臨時営業、携帯電話番号を除く)		8/12	公開		保健衛生課
360	8/10	申出	宮崎市内において令和4年7月1日から令和4年7月31日の間に、食品営業許可を取得した施設及び届出をした施設の以下の項目・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名・代表者氏名(農人のみ)・申請者住所(法人のみ)・申請者電話番号(法人のみ)・業種(種目)・初回許可年月日・許可年月日・許可番号(許可のみ)(ただし、携帯電話、短期、臨時、仮設、自動車、自動販売機、列車、船舶を除く。)		8/16	公開		保健衛生課
361	8/10	申出	令和4年7月1日から令和4年7月31日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所の以下の事項の一覧表。(※理容所は該当なし) 1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号 4.開設者名 5.代表者氏名(法人のみ) 6.開設者電話番号(法人のみ) 7.確認年月日 8.許可番号		8/17	公開		保健衛生課
362	8/10	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和4年8月1日～令和4年8月9日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和4年8月1日～令和4年8月9日までの受付分		8/10	部分公開	第7条第2号	建築行政課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
363	8/12	申出	宮崎市内で令和4年5月1日から令和4年7月31日に新規で開設した医科診療所の施設一覧（すでに廃業しているものは除く）[項目]施設名称 施設所在地 開設者氏名 診療所電話番号 開設年月日 診療科目		8/25	公開		保健医療課
364	8/12	申出	宮崎県宮崎市大字糸原にあった〇〇〇病院および〇〇〇病院の廃院情報について ①正式な医療機関名称 ②正式な所在地 ③廃院年月日		8/25	公開		保健医療課
365	8/12	申出	宮崎県宮崎市大字糸原にあった〇〇〇病院および〇〇〇病院の廃院情報について ④医療記録の引継先		8/25	非公開	文書不存在	保健医療課
366	8/12	請求	市道追手線配水管布設工事の金入り設計書		8/18	公開		営業所工務課
367	8/12	申出	令和3年度分(令和2年実績)ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(事業場名、住所、高濃度、低濃度、濃度不明別、種類別の保管量がわかる一覧表データ)		8/18	公開		環境指導課
368	8/15	申出	宮崎市内において平成29年1月1日～令和4年6月30日までに新規で飲食店営業許可を所得している施設における以下の項目・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名・種目・初回許可年月日 ただし、臨時、短期、仮設、自動車、自動販売機、携帯電話番号、廃止済み施設を除く		8/18	公開		保健衛生課
369	8/15	申出	平成29年1月1日～令和4年6月30日までに新規確認を受けた理容所・美容所(廃業しているものは除く)の以下の事項の一覧表(申請者氏名、施設の名称、施設の所在地、施設の電話番号、許可年月日)		8/22	公開		保健衛生課
370	8/15	申出	〇〇〇医院(宮崎県宮崎市〇〇〇)について、以下①～③が確認できる資料 ①医療機関の正式名称 ②所在地 ③廃止年月日		8/25	公開		保健医療課
371	8/16	請求	平松配水ポンプ所配水ポンプ設備更新工事の金入り設計書		8/25	公開		配水管理課
372	8/16	請求	令和4年度 宮崎市有害鳥獣対策協議会実施 宮崎県鳥獣被害防止総合対策交付金関係事業 二段張り電気柵資材購入 宮崎市清武町界田地区 入札結果		8/17	公開		森林水産課
373	8/16	請求	令和4年度 工番(拡) 第1号 吉村通線配水管布設工事の金入り設計書		8/17	公開		水道整備課
374	8/17	申出	建築計画概要書 令和4年4月1日～直近のものまで		8/19	公開		建築行政課
375	8/18	請求	①新型コロナウイルス感染症による宮崎市国民健康保険税の減免に関する取扱要綱 ②令和3年度新型コロナウイルス感染症による宮崎市国民健康保険税の減免に関する取扱要綱 ③令和4年度新型コロナウイルス感染症による宮崎市国民健康保険税の減免に関する取扱要綱		8/25	公開		国保収納課
376	8/19	請求	令和4年度 宮崎市男女共同参画に関する市民意識調査集計・分析業務委託 指名競争入札における 入札結果一覧表		8/24	部分公開	第7条第6号	文化・市民活動課
377	8/22	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和4年8月10日～令和4年8月21日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和4年8月10日～令和4年8月21日までの受付分		8/23	部分公開	第7条第2号	建築行政課
378	8/22	請求	令和4年度 宮崎市有害鳥獣対策協議会実施 宮崎県鳥獣被害防止総合対策交付金関係事業 二段張り電気柵資材購入 宮崎市古城地区 入札結果		8/24	公開		森林水産課
379	8/22	請求	令和4年3月末日現在の宮崎市内にある安定型最終処分場および管理型最終処分場、それぞれの件数と所在地、残余容量(各処分場)が分かる資料		8/29	公開		環境指導課
380	8/22	申出	昭和53年12月15日付第72号の位置指定道路にかかる測量図、公図の写し		8/29	部分公開	第7条第2号	建築行政課
381	8/23	請求	令和4年度・宮崎小学校校長室外空調設備更新工事・大塚中学校北校舎便所改修工事のうち機械設備工事・広瀬中学校北校舎便所改修工事のうち機械設備工事・宮崎南小学校中校舎西側便所棟改修工事のうち機械設備工事・宮崎市立赤江東中学校空調設備改修工事(2期工事)の金入り設計書		8/30	公開		学校施設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
382	8/23	請求	令和4年度・総合発達支援センター機能拡充工事機械設備工事の金入り設計書		8/30	公開		親子保健課
383	8/23	請求	令和4年度・宮崎市民プラザ空調設備更新工事の金入り設計書		8/25	公開		文化・市民活動課
384	8/23	請求	令和4年度・養護老人ホーム清流園空調設備更新工事(1工区)の金入り設計書		8/26	公開		地域包括ケア推進課
385	8/23	請求	令和4年度・宮崎市高岡福祉保健センター「穆園館」空調設備更新工事の金入り設計書		8/31	公開		地域保健課
386	8/23	請求	令和4年度・大淀川学習館新館空調機器更新工事の金入り設計書		8/25	公開		生涯学習課
387	8/23	請求	令和4年度・宮崎市清武総合福祉センター空調設備改修工事の金入り設計書		8/25	公開		福祉総務課
388	8/23	請求	令和3年度・宮崎市立清武小学校公共下水道接続外工事・宮崎南小学校北校舎便所改修工事 機械設備工事・赤江東中学校空調設備改修工事(1期工事)の金入り設計書		8/30	公開		学校施設課
389	8/23	請求	令和3年度 小戸保育所新築工事のうち給排水設備工事・小戸保育所新築工事のうち空調・換気設備の金入り設計書		8/25	公開		保育幼稚園課
390	8/23	請求	令和3年度・美術作品収蔵庫設置事業のうち機械設備工事・清武文化会館研修室・和室空調設備更新工事の金入り設計書		8/25	公開		文化・市民活動課
391	8/23	請求	令和3年度・宮崎市中央卸売市場給水消火設備改修工事(その4)・宮崎市中央卸売市場青果棟旧低温せり場更新工事の金入り設計書		8/24	公開		市場課
392	8/23	請求	令和3年度・南部土地区画整理事業記念体育館大規模改造工事 機械設備の金入り設計書		8/29	公開		スポーツランド推進課
393	8/23	請求	令和3年度・赤江公民館空調設備更新工事の金入り設計書		8/26	公開		地域コミュニティ課
394	8/23	請求	令和3年度・宮崎市高岡総合支所空調設備更新工事の金入り設計書		8/25	公開		管財課
395	8/23	請求	令和4年度 ・生目台通線配水管布設替工事 ・第2花見工業団地送水管布設工事 ・第2花見工業団地中継ポンプ所設置工事 ・下北方下郷1号線外1線配水管布設替工事 ・祇園工区配水管布設替工事 ・県道宮崎インター佐土原線配水管布設替工事 ・永楽吾妻線配水管布設替工事 ・恒久田吉線外2線配水管布設替工事 ・本郷北方工区配水管布設替工事(その2) ・湯取野入1号線配水管布設替工事 ・国道220号線配水管布設替工事(但し推進工) ・吉村通線配水管布設替工事 ・北沖神足原線外1線配水管布設替工事 ・幹線管路耐震化事業導水管布設替工事(接続工) ・加納台3号線外1線配水管布設替工事 ・本郷北方配水管布設替工事(その1)の金入り設計書		9/2	公開		水道整備課
396	8/23	請求	令和4年度・幹線管路耐震化事業導水管布設替工事(但し柏田水源池接続工)の金入り設計書		8/31	公開		浄水課
397	8/23	請求	令和4年度・県道高岡綾線配水管布設替工事の金入り設計書		8/31	公開		営業所工務課
398	8/23	請求	令和4年度・大字芳士不断水仕切弁設置工事・平松配水ポンプ所配水ポンプ設備更新工事の金入り設計書		8/29	公開		配水管理課
399	8/23	請求	令和3年度・吉村中通線配水管移設工事の金入り設計書		8/29	公開		配水管理課
400	8/23	請求	令和3年度・生目台配水池緊急遮断弁設置工事の金入り設計書		8/31	公開		浄水課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
401	8/23	請求	令和3年度・本郷北方工区配水管布設替工事(その1)・津和田柳籠線配水管布設替工事・下原通線外1線配水管布設替工事・大塚台1号線配水管布設替工事(その2)・大塚台1号線配水管布設替工事(その1)・本郷北方工区配水管布設替工事(その2)・生目台工区配水管布設替工事(県道推進工)・生目台工区配水管布設替工事(その1)・大橋3の2号線外1線配水管布設替工事・大字浮田宇除橋配水管布設替工事・鈴町宮本原線配水管布設替工事・本郷北方工区配水管布設替工事(その7)・本郷北方工区配水管布設替工事(その6)・本郷北方工区配水管布設替工事(その5)・本郷北方工区配水管布設替工事(山内川推進工)・島之内永池1号線外2線配水管布設替工事・平和が丘東1号線外5線配水管布設替工事・宮本4号線外3線配水管布設替工事・本郷北方工区配水管布設替工事(その3)・生目台工区配水管布設替工事(その3)・本郷北方工区配水管布設替工事(その4)・生目台工区配水管布設替工事(その2)・島之内境下1号線外3線配水管布設替工事・古城坂谷線配水管布設替工事・県道札の元佐土原線外1線配水管布設替工事・県道宮崎西環状線外1線配水管布設替工事・前平住宅1号線外1線配水管布設替工事・月見ヶ丘5の東1号線外4線配水管布設替工事・加納台2号線外1線配水管布設替工事・宮崎壺園線外1線配水管布設替工事の金入り設計書		9/2	公開		水道整備課
402	8/23	請求	令和3年度・宮崎北郷線道路改良に伴う配水管移設工事・市道城内線配水管布設替工事・県道宮崎田野線外1線配水管布設替工事・県道宮崎北郷線外1線配水管布設替工事・宮崎北郷線道路改良に伴う配水管移設工事(本設工)の金入り設計書		8/31	公開		営業所工務課
403	8/24	請求	宮崎市立宮崎港小学校給食室床塗装改修工事の変更契約後の設計書		9/2	公開		保健給食課
404	8/24	請求	令和4年度 工番(更)第10号 幹線管路耐震化事業本郷北方工区配水管布設替工事(その2)の金入り設計書		8/25	公開		水道整備課
405	8/24	請求	宮崎市清武総合福祉センター空調設備改修工事の金入り設計書		8/25	公開		福祉総務課
406	8/24	請求	宮崎市田野児童センター空調設備更新工事の金入り設計書		8/29	公開		子育て支援課
407	8/24	請求	宮崎市神宮西二丁目□□□ ○○○ 各階平面図		9/1	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
408	8/26	申出	令和4年7月31日時点で公衆浴場法、旅館業(ホテル、旅館、簡易宿泊所を含む)の許可を受けている全施設(廃業しているものは除く)の以下の事項の一覧表。1.業種区分 2.施設名称 3.施設所在地 4.施設電話番号 5.開設者名 6.代表者名(法人のみ) 7.開設者所在地(法人のみ)		9/5	公開		保健衛生課
409	8/29	請求	平成13年1月以降平成15年12月までにおいて宮崎市大字熊野□□□の航空写真(1/250)上記期間の内いずれかのカラー写真		9/1	公開		資産税課
410	8/29	申出	平成7年までにおいて宮崎市大字熊野□□□の航空写真(1/250)上記期間の内いずれかのもの(カラー写真)		9/1	公開		資産税課
411	8/29	請求	宮崎市田野総合支所受変電設備更新工事の金入り設計書		8/30	公開		管財課
412	8/29	請求	青島処理区外マンホールポンプ場電気設備改築工事(その2)の金入り設計書		9/2	公開		下水道施設課
413	8/29	請求	宮崎白浜オートキャンプ場管理棟屋上防水改修工事に関する金入り設計書		8/31	公開		観光戦略課
414	8/29	請求	・宮崎市立久峰中学校屋内運動場陸屋根部防水改修工事 ・宮崎市立宮崎西中学校南校舎屋上防水改修工事 ・宮崎市立大宮中学校南校舎屋上防水改修工事 ・宮崎市立吉南小学校屋内運動場陸屋根部防水改修工事 ・宮崎市立青島中学校屋上防水改修工事 ・宮崎市立広瀬小学校南校舎屋根部防水改修工事 に関する金入り設計書		8/30	公開		学校施設課
415	8/29	請求	・東大宮地区コミュニティセンター管理棟屋上防水改修工事 ・生目南公民館屋根防水改修工事 に関する金入り設計書		8/31	公開		地域コミュニティ課
416	8/29	請求	・大淀川学習館自然学習館屋根改修工事 ・きよたけ児童文化センター屋上防水改修工事 に関する金入り設計書		9/1	公開		生涯学習課
417	8/29	請求	・宮崎市民文化ホール屋上防水改修工事(その1) ・宮崎市民文化ホール中庭外壁改修工事 に関する金入り設計書		9/1	公開		文化・市民活動課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定期日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
418	8/29	請求	・宮崎市佐土原総合支所南庁舎屋上防水改修工事 ・宮崎市北地域センター屋上防水改修工事 に関する金入り設計書		8/30	公開		管財課
419	8/29	請求	・宮崎市営住宅清武新町団地54-1棟屋上防水改修工事 ・宮崎市営住宅小戸団地146棟屋上防水改修工事 に関する金入り設計書		9/8	公開		建築住宅課
420	8/29	請求	宮崎市平和が丘児童センター屋上防水改修工事に関わる金額入設計書		8/30	公開		子育て支援課
421	8/29	請求	宮崎市立瓜生野小学校給食室屋上防水改修工事に関わる金額入設計書		9/8	公開		保健給食課
422	8/29	請求	・下北方浄水場2系統沈殿池躯体補修工事 ・生目台配水池No.1屋上防水塗装工事 に関する金入り設計書		9/5	公開		浄水課
423	8/30	請求	宮崎市営住宅追手団地57棟外電気幹線改修工事の金額入り設計書		9/12	公開		建築住宅課
424	8/31	請求	宮崎市総合福祉保健センター屋上防水改修工事(その1)金額入工事設計書		9/1	公開		福祉総務課
425	9/1	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和4年8月22日～令和4年8月31日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和4年8月22日～令和4年8月31日までの受付分		9/6	部分公開	第7条第2号	建築行政課
426	9/1	請求	宮崎市環境業務課南部事務所休憩室空調設備改修工事の金額入り設計書		9/8	公開		環境業務課
427	9/1	請求	宮崎市立赤江東中学校空調設備改修工事(2期工事)のうち機械設備工事の金額入り設計書		9/7	公開		学校施設課
428	9/1	請求	宮崎市橋通東三丁目□□□ ○○○ スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置届出書(地下1階 平面図)		9/8	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
429	9/1	請求	宮崎市橋通東五丁目□□□ ○○○の図面及び自動火災報知設備の設置届出書 2階～8階		9/6	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
430	9/1	請求	宮崎市内において令和4年8月1日から令和4年8月31日までに食品衛生法に基づく飲食店営業の新規許可を取得したもの、及び廃止したもののうち、次の事項 ①屋号 ②営業所在地 ③営業所電話番号 ④種目 ⑤初回許可年月日 ⑥廃止年月日 ただし、携帯電話番号、自動販売機、自動車、短期、臨時、仮設移動、実演販売を除く。		9/5	公開		保健衛生課
431	9/2	請求	宮ノ前谷ノ口線道路改良工事(9工区)の金入り設計書		9/9	公開		農林建設課
432	9/2	請求	フェニックス自然動物園出入口ゲート屋根補修工事の金入り設計書		9/9	公開		公園緑地課
433	9/5	請求	正手線(岡橋)配水管布設工事の金入り設計書		9/9	公開		水道整備課
434	9/5	申出	宮崎市内において、令和4年8月1日から令和4年8月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・代表者氏名(法人のみ) ・種目 ・初回許可年月日 ・終了年月日。ただし、臨時、短期、移動営業、自動販売機、携帯電話番号を除く		9/12	公開		保健衛生課
435	9/5	申出	宮崎市内において令和4年8月1日から令和4年8月31日までに新規・更新で食品営業許可を取得した施設における、以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・代表者氏名(法人のみ) ・申請者住所(法人のみ) ・申請者電話番号(法人のみ) ・業種 ・種目 ・許可年月日 ・初回許可年月日 ・許可番号 ・終了年月日(ただし、臨時営業、携帯電話番号を除く)		9/14	公開		保健衛生課
436	9/5	申出	令和4年8月1日から令和4年8月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・代表者氏名(法人のみ) ・種目 ・初回許可年月日 ・終了年月日 ただし、臨時、短期、移動営業、自動販売機、携帯電話番号を除く		9/12	公開		保健衛生課
437	9/5	申出	令和4年8月1日から8月31日までに、宮崎市内で新規確認を受けた理容所・美容所・クリーニング所の一覧表。(施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名)(※クリーニング所は該当なし)		9/15	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
438	9/5	申出	宮崎市管内で令和4年8月1日から令和4年8月末日に新規で開設した歯科診療所、薬局、施術所の一覧。【取得希望情報】施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類		9/9	公開		保健医療課
439	9/7	申出	〇〇〇 宮崎市加江田〇〇〇〇 スプリンクラー図面		9/8	部分公開	第7条第2号、第3号	南消防署
440	9/7	請求	宮崎県鳥獣被害防止総合対策交付金関係事業 WM+4段張り電気柵資材購入 宮崎市高岡町和石地区 入札結果		9/9	公開		森林水産課
441	9/7	請求	宮崎県鳥獣被害防止総合対策交付金関係事業 WM柵資材購入 宮崎市下古城地区 入札結果		9/9	公開		森林水産課
442	9/7	請求	宮崎県鳥獣被害防止総合対策交付金関係事業 2段張り電気柵 資材購入 宮崎市瓜生野地区 入札結果		9/9	公開		森林水産課
443	9/7	請求	宮崎県鳥獣被害防止総合対策交付金関係事業 WM柵 資材購入 宮崎市細江地区 入札結果		9/9	公開		森林水産課
444	9/8	申出	第一種動物取扱業者登録簿(令和4年9月12日現在)		9/12	公開		保健衛生課
445	9/8	申出	宮崎市内において令和4年8月1日から令和4年8月31日までに新規で飲食店営業許可を取得している施設における以下の項目 屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、代表者氏名(法人のみ)申請者住所(法人のみ)、申請者電話番号(法人のみ)、種目、初回許可年月日、許可番号、開始年月日、終了年月日 ただし、臨時営業、携帯電話番号を除く		9/12	公開		保健衛生課
446	9/8	申出	令和4年8月1日から令和4年8月31日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所(廃業しているものは除く)の以下の事項の一覧表。1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号 4.開設者名 5.代表者氏名(法人のみ) 6.開設者住所(法人のみ) 7.開設者電話番号(法人のみ) 8.確認年月日 9.確認番号		9/15	公開		保健衛生課
447	9/8	請求	令和4年度(更)第13号 幹線管路耐震化事業祇園工区配水管布設替工事の金入り設計書		9/12	公開		水道整備課
448	9/8	請求	令和4年度(更)第22号 県道城ヶ崎清武線配水管布設替工事の金入り設計書		9/12	公開		水道整備課
449	9/8	請求	令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について(令和3年10月13日(水)文部科学省初等中等教育局児童生徒課)		9/16	公開		学校教育課
450	9/9	請求	宮崎市民文化ホール屋上防水改修工事(その1)の公示の金額入り設計書		9/12	公開		文化・市民活動課
451	9/9	請求	宮崎市上下水道局庁舎屋上防水改修工事の公示の金額入り設計書		9/12	公開		総務課
452	9/9	請求	宮崎市芳士〇〇〇 〇〇〇 消防設備に関する図面		9/14	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
453	9/9	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和4年9月1日～令和4年9月8日までの受付分 建築物除却届受付台帳 令和4年9月1日～令和4年9月8日までの受付分		9/16	部分公開	第7条第2号	建築行政課
454	9/9	申出	「全国市長会市民総合賠償補償保険」加入証		9/14	公開		総務法制課
455	9/9	申出	宮崎市民活動保険		9/21	公開		文化・市民活動課
456	9/9	申出	団体総合生活補償保険証券 排水機場の運転・清掃時の傷害補償		9/27	公開		農村整備課
457	9/9	申出	保険証券(令和4年度水門操作に伴う傷害総合保険)		9/26	公開		農林建設課
458	9/9	申出	防火防災訓練災害補償等共済		9/22	公開		総務課
459	9/12	請求	令和4年度 工番(更) 第28号 田ノ平久木野線配水管布設替工事 金額入り設計書		9/22	公開		水道整備課
460	9/12	申出	宮崎市内において令和4年8月1日から令和4年8月31日の間に食品営業許可を取得した施設及び届出をした施設の以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・代表者氏名(法人のみ) ・申請者住所(法人のみ) ・申請者電話番号(法人のみ) ・業種(種目) ・初回許可年月日 ・許可年月日 ・許可番号(許可のみ) (ただし、携帯電話、短期、臨時、仮設、自動車、自動販売機、列車、船舶を除く。)		9/13	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
461	9/12	申出	令和4年8月1日から令和4年8月31日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所の以下の事項の一覧表。1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号 4.開設者名 5.代表者氏名(法人のみ) 6.開設者電話番号(法人のみ) 7.確認年月日 8.許可番号		9/15	公開		保健衛生課
462	9/12	申出	1.宮崎市立小中学校が保護者宛に発行した令和4年度の個人情報取り扱いに係る同意に関わる文書 2.宮崎市立小中学校が保護者宛てに発行した令和4年度の授業参観と懇談会の案内文 3.宮崎市立小学校が令和4年4月入学児童保護者に子ども会やPTA等学校からすると第三者への個人情報提供の同意書(入学説明会や入学後に配布) 4.令和4年度4月入学児童生徒保護者宛に宮崎市立小中学校が発行した入学式の案内文。入学式当日に保護者に配布した資料の一覧表等内容が分かるもの(封筒に印刷ならばその控え)		10/13	公開		生涯学習課
463	9/12	請求	居室内死亡事故一覧表		9/20	公開		建築住宅課
464	9/12	請求	清武総合運動公園日向夏ドーム軒天外改修工事 上記の単価入り設計書		9/15	公開		スポーツランド推進課
465	9/12	請求	宮崎市営住宅島居原団地178棟外外壁改修工事 金入り設計書		9/12	公開		建築住宅課
466	9/12	請求	平成25年～令和4年度 宮崎市に在職する警察OBの配置先及びその人数		9/26	公開		人事課
467	9/13	請求	宮崎市中央卸売市場消火設備改修工事(その5)の金入り設計書(数量内訳書含む)		9/27	公開		市場課
468	9/13	請求	県道高岡線配水管布設替工事 金入り設計書		9/16	公開		水道整備課
469	9/14	請求	令和4年度 宅内排水設備等調査業務委託(野村かのう台) 上記の金額入設計書(当初設計書)の写し		9/22	公開		給排水設備課
470	9/14	請求	・下水道管路施設耐震化工事(4-2工区) ・合流地区管渠改築工事(4-1工区) ・合流地区管渠耐力調査業務委託(4-2工区) 上記案件の単価記載済み実施設計書(当初設計書)の写し		9/22	公開		下水道整備課
471	9/14	請求	宮崎市において令和4年3月1日から令和4年8月31日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所の一覧表。1.業種 2.施設名称 3.施設所在地 4.施設電話番号 5.開設者名 6.開設者所在地(法人のみ) 7.開設者電話番号		9/22	公開		保健衛生課
472	9/15	請求	宮崎市立田野小学校外5校音楽室空調設備工事のうち機械設備工事 上記工事の金入り設計書		9/21	公開		学校施設課
473	9/15	申出	2015年4月1日から2022年9月20日までに許可した宮崎市の旅館業許可施設の以下の事項の一覧表。1.種別 2.施設名称 3.施設所在地 4.施設電話番号 5.営業者氏名 6.許可年月日 7.客室数 8.定員数		9/27	公開		保健衛生課
474	9/15	請求	宮崎市阿波岐原町前浜□□□ ホテル○○○の旅館業(法)に関する以下の事項。1.許可の有無 2.種別 3.有効期限 4.許可年月日		9/22	公開		保健衛生課
475	9/15	請求	令和4年9月14日時点のホテル○○○(営業所所在地:宮崎市阿波岐原町□□□)における食品衛生に関する許可について、次の事項 ・許可の有無(令和4年9月14日時点) ・屋号 ・営業所所在地 ・申請者氏名 ・業種 ・種目 ・初回許可年月日 ・許可年月日 ・開始年月日 ・終了年月日 ・許可番号 ・廃止年月日		9/22	公開		保健衛生課
476	9/15	請求	中央通□□□ ○○○ビル 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書		9/20	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
477	9/16	申出	各筆角権利別清算金明細書(○○○分、○○○分) 清算金通知書、清算金内訳書(○○○、○○○、○○○、○○○四名分)		-	取下		市街地整備課
478	9/20	請求	番所橋橋梁修繕工事(1工区但し塗装工) 番所橋橋梁修繕工事(2工区但し塗装工) 番所橋橋梁修繕工事(3工区但し塗装工) 上の各橋橋梁修繕工事 上記4件の金入り設計書の写し		9/27	公開		道路維持課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
479	9/20	請求	宮崎市営住宅小戸団地147棟外壁改修工事 宮崎市営住宅学園木花台団地224棟外壁改修工事 宮崎市営住宅国富が丘団地102棟外2棟南面外壁改修工事 宮崎市営住宅光団地50棟外壁改修工事 宮崎市営住宅光団地51棟外壁改修工事 宮崎市営住宅大塚台団地110棟外2棟南面外壁改修工事 宮崎市営住宅生目台団地199棟外壁改修工事 宮崎市営住宅鳥居原団地177棟外壁改修工事 宮崎市営住宅鳥居原団地178棟外壁改修工事 宮崎市営住宅鳥居原団地179棟外壁改修工事 上記の金入り設計書		9/29	公開		建築住宅課
480	9/20	請求	「宮崎市北消防署東分署庁舎外壁改修工事」金額・内訳明細書入り設計書		9/28	公開		総務課
481	9/20	申出	建築計画概要書 令和4年4月1日～直近のものまで		9/22	公開		建築行政課
482	9/20	申出	建築計画概要書 第ERI-22021014号 令和4年7月19日付 第ERI-22021038号 令和4年7月21日付 第ERI-22022320号 令和4年7月13日付		9/22	公開		建築行政課
483	9/21	請求	宮崎市営住宅国富が丘団地102棟外2棟南面外壁改修工事金入り設計書		9/29	公開		建築住宅課
484	9/21	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和4年9月9日～令和4年9月20日までの受付分 建築物除却届受付台帳 令和4年9月9日～令和4年9月20日までの受付分		9/29	部分公開	第7条第2号	建築行政課
485	9/21	請求	合流地区外管渠改築工事(3-18工区)の設計変更に伴う単価入りの変更設計書		9/30	公開		下水道整備課
486	9/22	申出	宮崎市において令和4年3月1日から令和4年8月31日の間に食品営業許可を取得した施設及び届出をした施設の以下の項目・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名 代表者氏名(法人のみ)・申請者住所(法人のみ)・申請者電話番号(法人のみ)・業種・種目・初回許可年月日・許可年月日・終了年月日(許可のみ)(ただし、携帯電話番号、臨時、短期、仮設、自動販売機を除く。)		9/28	公開		保健衛生課
487	9/26	請求	宮崎市日ノ出町□□□株式会社○○○△△△工場自動火災報知設備に係る平面図・系統図		9/30	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
488	9/26	申出	○○○産科(宮崎市)の廃止時期、当時の住所、医療記録引継ぎ先の情報の有無と、引継ぎ先があれば引継ぎ先の病院の名称と住所			取下		保健医療課
489	9/27	請求	グループホーム○○○、消防設備設置届出書のうち消防へ通報する火災報知設備の平面図		10/11	部分公開	第7条第2号、第3号	南消防署
490	9/27	請求	宮崎市大橋三丁目□□□○○○自動火災報知設備設置届出書一式 使用開始届出書一式		10/3	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
491	9/27	請求	宮崎駅東通線(2工区)電線共同溝整備工事(その3)金入り設計書		9/29	公開		市街地整備課
492	9/27	請求	・宮崎市高岡学校給食センター調理室照明設備更新工事・宮崎市清武学校給食センター調理室外照明設備更新工事 上記の令和4年度の金額入り設計書		10/6	公開		保健給食課
493	9/27	請求	・佐土原町一般廃棄物埋立処理場仮設電源工事の金額入設計書(当初・変更)		10/3	公開		環境施設課
494	9/27	請求	宮崎市総合発達支援センター機能拡充工事のうち電気設備工事 金額入り設計書		9/29	公開		親子保健課
495	9/27	請求	5 道路維持事務所低圧受電設備切替改修工事 ※上記にかかる令和4年度の金額入設計書		9/29	公開		道路維持課
496	9/27	請求	宮崎市民プラザ特定天井改修工事のうち電気設備工事の金額入設計書		10/4	公開		文化・市民活動課
497	9/27	請求	件名 宮崎市中央卸売市場水産棟直流電源装置更新工事の金入り設計書		10/4	公開		市場課
498	9/27	請求	「宮崎市北消防署西部出張所 屋外訓練場照明LED化工事」「宮崎市消防局庁舎受変電設備改修工事」金額入り設計書		10/4	公開		総務課
499	9/27	請求	・宮崎市田野総合支所受変電設備更新工事・宮崎市清武総合支所直流電源装置更新工事・宮崎市第二庁舎直流電源装置一部改修工事の金額入り設計書		9/30	公開		管財課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定期	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
500	9/27	請求	・田野公民館・田野地区農村環境改善センター受変電設備更新工事 上記工事に関する金入り設計書		9/29	公開		地域コミュニティ課
501	9/27	請求	宮崎市営住宅大島団地159棟外電気幹線改修工事 宮崎市営住宅追手団地57棟外電気幹線改修工事 宮崎市営住宅大島西団地174棟外電気幹線改修工事 上記の金入り設計書		10/7	公開		建築住宅課
502	9/27	請求	的野長嶺線局部改修工事(但し信号機移設工)の金入り工事設計書		9/30	公開		農林建設課
503	9/27	請求	・宮崎市立小戸小学校高圧受変電設備更新工事 ・宮崎市立大塚中学校高圧受変電設備更新工事 上記工事の金入り設計書		9/30	公開		学校施設課
504	9/27	請求	宮崎科学技術館街路灯更新工事 金額入り設計書		9/30	公開		生涯学習課
505	9/27	請求	令和4年度 田野第1浄水場送水流量計外更新工事 清武第1水源地浄水濁度計更新工事 梁瀬第2水源地取水流量計更新工事 清武第3水源地送水流量計更新工事 清武第3水源地取水流量計更新工事 の金額入り工事設計書(当初)		10/4	公開		営業所工務課
506	9/27	請求	令和4年度生目台配水池送水流量計更新工事の金額入り設計書		10/4	公開		浄水課
507	9/27	請求	37.大淀処理場No.2消火槽液位計改築工事 38.宮崎処理場分流ポンプ棟外計測設備改築工事 44.青島処理区外マンホールポンプ場電気設備改築工事(その2) 45.青島処理区外マンホールポンプ場電気設備改築工事(その1) 47.大瀬町地区マンホールポンプ場電気機械設備工事 に関わる金入り設計書		10/4	公開		下水道施設課
508	9/27	請求	宮崎市上下水道局庁舎高圧受変電設備改修工事の金額入り工事設計書(当初)		9/29	公開		総務課
509	9/28	請求	宮崎公立大学研究講義棟受変電設備更新工事の金額入り設計書(ただし、図面は除く)		10/3	公開		企画総務課
510	9/29	請求	令和〇年〇月に発生した火傷の介護保険施設等における事故報告書		10/13	部分公開	第7条第2号、第3号	介護保険課
511	9/29	請求	宮崎市営住宅大島団地159棟外電気幹線改修工事上記の金入り設計書		10/3	公開		建築住宅課
512	9/30	申出	〇〇〇クリニック(宮崎市□□□)について。・廃院年月日		10/13	公開		保健医療課
513	9/30	申出	〇〇〇クリニック(宮崎市□□□)について。・カルテの引継ぎ先		10/13	非公開	文書不存在	保健医療課
514	9/30	請求	宮崎市神宮一丁目2番42号 宮崎県立宮崎東高等学校 自動火災報知設備配線図(屋内運動場)		10/12	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
515	9/30	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和4年9月21日～令和4年9月29日までの受付分 建築物除却届受付台帳 令和4年9月21日～令和4年9月29日までの受付分		10/5	部分公開	第7条第2号	建築行政課
516	10/3	請求	令和4年度 都市公園等管理業務委託(天神山公園外) 金額入設計書(当初・変更)		10/5	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
517	10/3	請求	宮崎市において令和4年9月1日から令和4年9月30日までに食品衛生法に基づく飲食店営業の新規許可を取得したもの、及び廃止したものうち、次の事項 ①屋号 ②営業所所在地 ③営業所電話番号 ④種目 ⑤初回許可年月日 ⑥廃止年月日 ただし、携帯電話番号、自動販売機、自動車、短期、臨時、仮設移動、実演販売を除く。		10/11	公開		保健衛生課
518	10/4	申出	令和4年9月1日から令和4年9月30日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・代表者氏名(法人のみ) ・種目 ・初回許可年月日 ・終了年月日 ただし、臨時、短期、移動営業、自動販売機、携帯電話番号を除く		10/6	公開		保健衛生課
519	10/4	申出	令和4年9月1日から9月30日までに、宮崎市内で新規確認を受けた理容所・美容所・クリーニング所の一覧表。(施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名)(※理容所、クリーニング所は該当なし)		10/13	公開		保健衛生課
520	10/4	申出	宮崎市管内で令和4年9月1日から令和4年9月末日に新規で開設した医科診療所の一覧【取得希望情報】施設名称、施設所在地、電話番号、開設年月日、開設者名、業務種類		10/13	公開		保健医療課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
521	10/4	申出	宮崎市内で令和4年9月1日から令和4年9月末日に新規で開設した施術所の一覧【取得希望情報】施設名称、施設所在地、電話番号、開設年月日、開設者名、業務種類		10/13	部分公開	第7条第2号	保健医療課
522	10/4	請求	件名 住所 宮崎市恒久3丁目□□□ 名称 ○○○ 内容 消防用設備等設置届書に、自動火災報知設備の平面図を添付するため		10/17	公開		南消防署
523	10/4	請求	○○○(旧・△△△ 宮崎市赤江□□□) 消防設備届出に使用するため自火報図、系統図、平面図		10/17	公開		南消防署
524	10/4	請求	宮崎市内において令和4年7月1日から令和4年9月30日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場業法について開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業の区分 ②営業所の屋号 ③営業所の住所及び郵便番号 ④営業者の氏名 ⑤営業所の電話番号 ※クリーニング店、興行場、旅館、公衆浴場は該当なし		10/12	公開		保健衛生課
525	10/4	請求	宮崎市内において令和4年7月1日から令和4年9月30日までに食品衛生法に基づく飲食店営業・食肉販売業・食肉処理業について新規許可を取得したもの、及び廃止したものうち、次の事項 ①屋号 ②営業所所在地 ③営業所電話番号 ④申請者氏名(法人の場合は代表者氏名含む) ⑤業種・種目 ⑥初回許可年月日(新規許可施設のみ) ⑦廃止年月日(廃止施設のみ) ただし、携帯電話番号、自動販売機、短期、臨時、仮設移動を除く。		10/13	公開		保健衛生課
526	10/5	請求	児童相談所設置における有資格者の公募の件		10/19	非公開	文書不存在	子育て支援課
527	10/6	申出	宮崎市内において、令和4年9月1日から令和4年9月30日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名・代表者氏名(法人のみ)・種目・初回許可年月日・終了年月日 ただし、臨時、短期、移動営業、自動販売機、携帯電話番号を除く		10/11	公開		保健衛生課
528	10/6	請求	令和4年度(R3災)601-1402 小永野地区(道路)外1災害復旧工事		10/19	公開		農林建設課
529	10/7	請求	宮崎市橋通東三丁目□□□ ○○○ スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置届出書(地下1階 平面図 有限会社吉岡工房作図)		10/14	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
530	10/7	申出	宮崎市内において令和4年9月1日から令和4年9月30日までに新規・更新で食品営業許可を取得した施設における、以下の項目・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名・代表者氏名(法人のみ)・申請者住所(法人のみ)・申請者電話番号(法人のみ)・業種・種目・許可年月日・初回許可年月日・許可番号・終了年月日 ただし、臨時営業、携帯電話番号を除く		10/11	公開		保健衛生課
531	10/7	請求	宮崎市国民健康保険税の減免に関する規則の平成30年3月30日規則第37号に係る法令審議の全ての写し		10/18	公開		総務法制課
532	10/11	申出	令和4年第2回定例会(3月)議案第37号・38号の位置図・平面図及び認定・廃止の告示。		10/18	公開		道路維持課
533	10/11	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和4年9月30日～令和4年10月10日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和4年9月30日～令和4年10月10日までの受付分		10/21	部分公開	第7条第2号	建築行政課
534	10/12	請求	令和4年度(R3災)601-1001加江田前河原地区(頭首工)災害復旧工事実施設計書		10/13	部分公開	第7条第3号	農村整備課
535	10/12	申出	宮崎市内において令和4年9月1日から令和4年9月30日の間に、食品営業許可を取得した施設及び届出をした施設の以下の項目・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名・代表者氏名(法人のみ)・申請者住所(法人のみ)・申請者電話番号(法人のみ)・業種(種目)・初回許可年月日・許可年月日・許可番号(許可のみ) (ただし、携帯電話、短期、臨時、仮設、自動車、自動販売機、列車、船舶を除く。)		10/14	公開		保健衛生課
536	10/12	申出	令和4年9月1日から令和4年9月30日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所の以下の事項の一覧表。※理容所は該当なし 1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号 4.開設者名 5.代表者氏名(法人のみ) 6.開設者電話番号(法人のみ) 7.確認年月日 8.許可番号		10/18	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
537	10/12	請求	下水道管路施設耐震化工事(4-3工区) 金入り設計書 合流地区管渠改築工事(3-23工区) 金入り設計書 合流地区管渠改築工事(3-14工区) 金入り設計書		10/17	公開		下水道整備課
538	10/12	請求	宮崎市営住宅大坪団地132棟屋上防水改修工事 上記の金入り設計書		10/14	公開		建築住宅課
539	10/12	請求	宮崎市潮見町□□□ ○○○(旧△△△)自動火災報知設備の設置届出書・面積の表記されている箇所・自動火災報知設備に関する箇所・平面図(火報が記載されているもの)		10/20	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
540	10/13	請求	2018年に宮崎市立中学で発覚したいじめの第三者委員会における調査報告書		10/28	部分公開	第7条第2号、第6号	学校教育課
541	10/13	請求	合流地区管渠改築工事(4-4工区)の単価入り設計書		10/19	公開		下水道整備課
542	10/13	請求	宮崎市立国富小学校外6校音楽室空調設備工事のうち電気設備工事 上記工事の金入り設計書		10/18	公開		学校施設課
543	10/13	請求	番所橋橋梁修繕工事(1工区ただし塗装工)の金額入り設計書の写し		10/14	公開		道路維持課
544	10/14	請求	宮崎市高岡町花見□□□ 株式会社○○○ 屋内消火栓設備及び自動火災報知設備の平面図		10/24	部分公開	第7条第2号	北消防署
545	10/14	請求	宮崎市新別府町□□□ ○○○株式会社 △△△営業所倉庫 自動火災報知設備の設置届出書及び図面		10/20	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
546	10/17	申出	田野町□□□、□□□の伐採届(伐採業者を含む)		10/25	部分公開	第7条第2号、第3号	農林建設課
547	10/17	申出	清武町□□□地区内で行っている事業の伐採届の写し。		10/26	非公開	文書不存在	農林建設課
548	10/17	申出	清武町□□□地区内で行っている事業の伐採届の写し。		10/26	部分公開	第7条第2号、第3号	農林建設課
549	10/17	申出	宮崎市内において令和4年9月1日から令和4年9月30日までに新規で飲食店営業許可を取得している施設における以下の項目・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名・代表者氏名(法人のみ)・申請者住所(法人のみ)・申請者電話番号(法人のみ)・種目・初回許可年月日・許可番号・開始年月日・終了年月日 ただし、臨時営業、携帯電話番号を除く		10/20	公開		保健衛生課
550	10/17	申出	建築計画概要書 令和4年4月1日～令和4年9月30日に確認されたもの		10/19	公開		建築行政課
551	10/17	請求	宮崎市営住宅大塚台団地110棟外2棟南面外壁改修工事 上記の金入り設計書		10/18	公開		建築住宅課
552	10/17	申出	建築計画概要書 令和4年4月1日～直近のものまで		10/19	公開		建築行政課
553	10/18	請求	平成30年3月30日規則第37号に係る伺い決裁文書の写しと同伺いを作成するための資料の写し全て		10/20	公開		国保年金課
554	10/18	請求	宮崎市□□□ ○○○クリニックの消防機関へ通報する火災報知設備の平面図		10/26	部分公開	第7条第2号、第3号	南消防署
555	10/19	請求	平成26年3月20日付け宮開審第4号18 裁決書 平成16年11月30日付け宮開審第6号13 裁決書		11/2	部分公開	第7条第2号、第3号	都市計画課
556	10/19	請求	審査請求一覧		11/2	公開		総務法制課
557	10/20	請求	R4.4.12入札の開札調書・令和4年度 公共下水処理場(北部)水質分析等業務委託・令和4年度 公共下水処理場(南部)水質分析等業務委託・令和4年度 農業集落排水処理施設水質分析等業務委託		11/1	部分公開	第7条第6号	下水道施設課
558	10/20	請求	R4.4.14入札の開札調書・公共用水域水質測定業務 R4.4.21入札の開札調書・産業廃棄物最終処分場浸透水等分析測定業務		10/26	部分公開	第7条第6号	環境指導課
559	10/20	請求	①萩の台汚水処理場環境化学分析測定業務入札・開札調書 ②衛生処理センター環境化学分析測定業務入札・開札調書 ③田野町後山不燃物投棄場環境化学分析測定業務入札・開札調書 ④高岡町最終処分場環境化学分析測定業務入札・開札調書 ⑤清武町横狩倉不燃物投棄場環境化学分析測定業務入札・開札調書 ⑥高岡不燃物投棄場環境化学分析測定業務入札・開札調書 ⑦たらのき台不燃物処理場ガス量調査業務委託入札・開札調書		10/25	部分公開	第7条第6号	環境施設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
560	10/20	請求	R4.8.22入札の開札調書・合同河川パトロール水質検査 R4.8.29見積合せの見積結果・令和4年度津和田センター航空機騒音測定装置点検		10/25	公開		環境政策課
561	10/20	請求	令和2年3月3日付けで宮崎市池内町□□□にて都市計画法に基づく許可申請がされたものに対して交付された許可証案の写し		10/24	部分公開	第7条第3号	開発審査課
562	10/20	請求	入札・開札調書		11/1	公開		スポーツランド推進課
563	10/20	請求	様式第57号(第103条関係)入札(見積)書		11/1	部分公開	第7条第2号、第3号	スポーツランド推進課
564	10/21	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和4年10月11日～令和4年10月20日までの受付分 建築物除却届受付台帳 令和4年10月11日～令和4年10月20日までの受付分		10/26	部分公開	第7条第2号	建築行政課
565	10/21	請求	都市計画法に係る開発行為等の規則に違反する開発行為及び建築物の是非等に関する事務手続きを定めた要領。		11/4	公開		開発審査課
566	10/21	請求	宮崎市大字郡司分□□□における既存住宅地性について判断した事のわかる文書の写し		10/31	部分公開	第7条第2号	開発審査課
567	10/24	請求	〇〇〇クリニックの廃院日及び所在地の詳細		11/1	公開		保健医療課
568	10/24	請求	・宮崎市立宮崎北中学校外3校音楽室空調整備工事のうち電気設備工事 上記工事の金入り設計書		11/2	公開		学校施設課
569	10/24	請求	合流地区管渠改築工事(4-4工区) 合流地区管渠改築工事(4-5工区) 上記工事の金額入設計書の写し		10/27	公開		下水道整備課
570	10/25	請求	令和4年10月24日時点で宮崎市内において、食品衛生法に基づく豆腐製造業の営業許可を取得しているもののうち、次の事項 ①屋号 ②営業所所在地 ③営業所電話番号 ④業種 ⑤初回許可年月日 ただし、携帯電話番号を除く。		10/27	公開		保健衛生課
571	10/25	請求	宮崎市日ノ出町□□□ 株式会社〇〇〇 △△△工場 自動火災報知設備に係る平面図・系統図		11/2	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
572	10/25	請求	境界立会申請書 申請地:宮崎市花ヶ島町□□□ 受付日:令和〇年〇月〇日(受付番号11-484) 立会年月日:令和〇年〇月〇日		11/1	公開		用地管理課
573	10/25	請求	仕様書及び契約書(令和4年度単価契約)(トナー④斤内用プリンタトナー及び⑤斤内用トナー/ドラムカートリッジに関するもの)		11/8	部分公開	第7条第3号	契約課
574	10/25	請求	宮崎市宮崎駅東一丁目2番地2 宮崎科学技術館 スプリンクラー設備の図面		10/31	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
575	10/26	請求	確認申請書(建築物) 受付年月日:2019年10月31日 受付番号:996 建築主:有限会社〇〇〇		11/9	部分公開	第7条第2号、第3号	建築行政課
576	10/27	請求	現行の「宮崎市開発審査会付議基準」(告示年月日、告示番号含む。) 現行の「宮崎市市街化調整区域内の立地に関する審査基準」(告示年月日、告示番号含む。)		10/31	公開		開発審査課
577	10/27	請求	宮崎市内において、令和4年10月1日の時点で美容師法施行令第4条において規定されている出張業務を届けているもののうち、次の事項。 ①所属美容所の名称、所在地 ②届出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者氏名)		10/31	公開		保健衛生課
578	10/27	申出	大淀処理区外マンホールポンプ改築工事 大淀処理区マンホールポンプ改築工事(その1) 青島浄化センターNo.2-1循環水ポンプ外改築工事 宮崎処理場塩素混和池耐震補強工事(但し仮設機械電気設備工) に関わる金入り設計書		11/7	公開		下水道施設課
579	10/28	申出	宮崎市市民活動保険制度についての下記文書・令和4年度契約時の入札結果・令和4年度契約の保険証券(補償内容の記載してある面のみ)・令和1, 2, 3年度契約の事故件数および支払い保険金額		11/8	部分公開	第7条第6号	文化・市民活動課
580	10/28	申出	青島浄化センター電気設備改築工事 金入り設計書		11/15	公開		下水道施設課
581	10/28	請求	件名 住所 宮崎市田野町甲□□□ 名称 〇〇〇株式会社 内容 平成27年6月9日 消防用設備等設置届出書 自動火災報知設備の図面		11/9	公開		南消防署
582	10/31	申出	第一種動物取扱業者登録簿(申出日時時点のもの)		11/8	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
583	10/31	請求	・宮崎市立宮崎北中学校外3校音楽室空調整備工事のうち電気設備工事 ・宮崎市立住吉小学校外6校音楽室空調整備工事のうち電気設備工事 ・宮崎市立古城小学校外5校音楽室空調整備工事のうち電気設備工事 ・宮崎市立大塚中学校高圧受変電設備更新工事 上記工事の金入り設計書		11/11	公開		学校施設課
584	10/31	請求	・田野公民館・田野地区農村環境改善センター屋上防水改修工事の工事内訳書(金額入り)一式		11/4	公開		地域コミュニティ課
585	10/31	申出	建設リサイクル法の規定による建築物解体の届出書 令和2年4月1日～令和4年10月31日までの受付分		11/11	部分公開	第7条第2号	建築行政課
586	10/31	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和4年10月21日～令和4年10月30日までの受付分 建築物除却届受付台帳 令和4年10月21日～令和4年10月30日までの受付分		11/10	部分公開	第7条第2号	建築行政課
587	10/31	請求	川原雨水ポンプ場築造工事(但し土木工事)上記の単価記載済み実施設計書		11/1	公開		土木課
588	11/1	請求	宮崎市内において令和4年10月1日から令和4年10月31日までに食品衛生法に基づく飲食店営業の新規許可を取得したもの、及び廃止したもののうち、次の事項 ①屋号 ②営業所所在地 ③営業所電話番号 ④種目 ⑤初回許可年月日 ⑥廃止年月日 ただし、携帯電話番号、自動販売機、自動車、短期、臨時、仮設移動、実演販売を除く。		11/7	公開		保健衛生課
589	11/1	請求	和知川原地区下水道管布設工事(4-1工区)の金入り設計書		11/8	公開		下水道整備課
590	11/1	請求	①令和4年3月30日宮崎市告示第209号施行時の「宮崎市市街化調整区域の立地に関する審査基準」(以下「審査基準」)の法第34条第14号の規定及び附則 ②平成30年4月2日宮崎市告示第231号施行時の審査基準の法第34条第14号の規定及び附則 ③平成27年3月27日宮崎市告示第191号施行時の審査基準の法第34条第14号の規定及び附則 ④平成25年3月27日宮崎市告示第199号施行時の審査基準の法第34条第14号の規定及び附則		11/11	公開		開発審査課
591	11/1	請求	令和〇年〇月〇日、当時〇〇〇〇地区自治会長であった〇〇〇が、宮崎市大宮地域事務所を介して提出した宮崎市長宛ての「要望書」の取扱について、市長まで決裁状況が確認できる文書。		11/11	非公開	文書不存在	開発審査課
592	11/1	請求	①令和4年3月30日宮崎市告示第209号施行時の「宮崎市開発審査会付議基準」(以下「付議基準」)の審査会付議基準その他の規定及び附則 ②平成30年4月2日宮崎市告示第231号施行時の付議基準の審査会付議基準その他の規定及び附則 ③平成27年12月16日宮崎市告示第730号施行時の付議基準の審査会付議基準その他の規定及び附則 ④平成25年3月27日宮崎市告示第199号施行時の付議基準の審査会付議基準その他の規定及び附則		11/11	公開		開発審査課
593	11/2	請求	宮崎市生目の杜運動公園植栽管理業務委託(実施設計書、入札・開札調書) 宮崎市生目の杜運動公園駐車場料金収納及び中央プロムナード花壇維持管理業務委託(委託設計書、内訳書)		11/10	公開		スポーツランド推進課
594	11/2	請求	後援等の承認について(通知)宮崎県平和大使協議会主催の「宮崎未来づくりフォーラム2021」の名義後援に関する申請書、決裁した書類。		11/16	部分公開	第7条第2号	森林水産課
595	11/2	請求	「PEACE ROAD2022inMiyazaki」の名義後援に関する宮崎市の決裁文書と主催者の申請文書		11/16	部分公開	第7条第2号	総務法制課
596	11/4	申出	宮崎市内において令和4年10月1日から令和4年10月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・代表者氏名(法人のみ) ・種目 ・初回許可年月日 ・終了年月日 ただし、臨時、短期、移動営業、自動販売機、携帯電話番号を除く		11/7	公開		保健衛生課
597	11/4	申出	令和4年10月1日から令和4年10月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・代表者氏名(法人のみ) ・種目 ・初回許可年月日 ・終了年月日 ただし、臨時、短期、移動営業、自動販売機、携帯電話番号を除く		11/7	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
598	11/4	申出	令和4年10月1日から10月31日までに、宮崎市内で新規確認を受けた理容所・美容所・クリーニング所の一覧表。(施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名)(※理容所、クリーニング所は該当なし)		11/11	公開		保健衛生課
599	11/4	申出	宮崎市管内で令和4年10月1日から令和4年10月末日に新規で開設した医科診療所、歯科診療所、薬局の一覧【取得希望情報】施設名称、施設所在地、電話番号、開設年月日、開設者名、業務種類		11/10	公開		保健医療課
600	11/4	申出	宮崎市管内で令和4年10月1日から令和4年10月末日に新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧【取得希望情報】施設名称、施設所在地、電話番号、開設年月日、開設者名、業務種類		11/10	非公開	文書不存在	保健医療課
601	11/4	請求	①令和4年3月30日宮崎市告示第209号 ②平成27年3月27日宮崎市告示第191号 ③平成27年12月16日宮崎市告示第730号		11/10	公開		開発審査課
602	11/7	申出	宮崎市において令和4年10月1日から令和4年10月31日までに新規・更新で食品営業許可を取得した施設における、以下の項目・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名・代表者氏名(法人のみ)・申請者住所(法人のみ)・申請者電話番号(法人のみ)・業種・種目・許可年月日・初回許可年月日・許可番号・終了年月日(ただし、臨時営業、携帯電話番号を除く)		11/10	公開		保健衛生課
603	11/8	申出	宮崎市において令和4年10月1日から令和4年10月31日の間に、食品営業許可を取得した施設及び届出をした施設の以下の項目・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名・代表者氏名(法人のみ)・申請者住所(法人のみ)・申請者電話番号(法人のみ)・業種(種目)・初回許可年月日・許可年月日・許可番号(許可のみ)(ただし、携帯電話番号、短期、臨時、仮設、自動車、自動販売機、列車、船舶を除く。)		11/10	公開		保健衛生課
604	11/8	申出	令和4年10月1日から令和4年10月31日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所の以下の事項の一覧表。(※理容所は該当なし) 1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号 4.開設者名 5.代表者氏名(法人のみ) 6.開設者電話番号(法人のみ) 7.確認年月日 8.許可番号		11/14	公開		保健衛生課
605	11/8	請求	宮崎市赤江東中学校特別教室棟外外壁改修工事 金額入工事設計書		11/18	公開		学校施設課
606	11/9	申出	宮崎市において令和4年10月1日から令和4年10月31日までに新規で飲食店営業許可を取得している施設における以下の項目 屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、代表者氏名(法人のみ)申請者住所(法人のみ)、申請者電話番号(法人のみ)、種目、初回許可年月日、許可番号、開始年月日、終了年月日 ただし、臨時営業、携帯電話番号を除く		11/10	公開		保健衛生課
607	11/9	申出	・鶴島中継ポンプ場自家発電設備改築工事 ・生目台1号中継ポンプ場自家発電設備改築工事 の金入り設計書		11/17	公開		下水道施設課
608	11/9	申出	1 下水道雨水資材特別調査業務委託 2 下水道雨水資材特別調査業務委託(その2) の見積合わせの結果		11/22	部分公開	第7条第6号	土木課
609	11/9	申出	3 設計積算に係る資材単価調査業務委託 の見積合わせの結果		11/22	部分公開	第7条第6号	水道整備課
610	11/10	申出	仕様書・入札開札調書及び契約書(令和4年度単価契約)(トナー④庁内用プリンター及び⑤庁内用トナー/ドラムカートリッジに関するもの)		12/28	部分公開	第7条第3号、第6号	契約課
611	11/11	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和4年10月31日～令和4年11月10日までの受付分 建築物除却届受付台帳 令和4年10月31日～令和4年11月10日までの受付分		11/17	部分公開	第7条第2号	建築行政課
612	11/14	請求	大淀台南2号線外2線配水管布設替工事の金入り設計書		11/22	公開		水道整備課
613	11/14	申出	宮崎市管内で令和4年8月1日から令和4年10月31日に新規で開設した医科診療所の施設一覧(すでに廃業しているものは除く)[項目]施設名称 施設所在地 開設者氏名 診療所電話番号 開設年月日 診療科目		11/25	公開		保健医療課
614	11/14	請求	宮崎市営住宅等の管理運営に関する基本協定書		11/24	公開		建築住宅課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
615	11/15	申出	令和4年6月1日から令和4年8月31日までに申請のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居新築届及び住居表示台帳		11/17	部分公開	第7条第2号	市街地整備課
616	11/15	申出	建築計画概要書 令和4年4月1日から直近のものまで		11/17	公開		建築行政課
617	11/15	申出	建築計画概要書 宮崎市 第85号 令和4年10月18日		11/17	公開		建築行政課
618	11/16	請求	物品(印章・ゴム印) 契約課より発注の内訳と金額			取下		契約課
619	11/16	申出	建築計画概要書 所在:宮崎市老松二丁目□□□ 計画変更確認申請:宮崎市 第938号 平成12年11月13日付(建築確認申請:宮崎市 第437号 平成11年6月18日付)		11/18	部分公開	第7条第2号	建築行政課
620	11/16	請求	令和4年12月入所(保育園)に係る ○○○保育園の応募者数とその点数(第1希望から第3希望まで)		11/18	部分公開	第7条第2号、第6号	保育幼稚園課
621	11/17	申出	令和4年4月1日以降に提出された低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物棟の保管及び処分状況等届出書の写し		12/1	公開		環境指導課
622	11/17	申出	宮崎市の中核市指定に伴い、平成10年3月31日に宮崎県との間で行われた事務引継ぎに関する下記の書類 (1)事務引き継書の全部 (2)事務引継書の別冊の内、都市計画・建築行政に関する部分 (3)事務引継書の別冊の内、移譲事務の項目数(総括表)		11/21	公開		企画政策課
623	11/18	請求	合流地区管渠改築工事(4-10工区)の金入りの設計書		11/24	公開		下水道整備課
624	11/18	申出	「宮崎市高岡町五町□□□」の航空写真(縮尺1/3000) 令和元年		11/24	公開		資産税課
625	11/18	請求	宮崎市立那珂小学校屋内運動場改築工事のうち機械設備工事の金入り設計書		11/25	公開		学校施設課
626	11/21	請求	平成12年4月1日施行の宮崎市開発審査会条例第7条において「この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は別に定める。」とされている。この別に定めている公文書 ①宮崎市開発審査会会議の傍聴に関する要領 ②宮崎市開発審査会が行う公開による口頭審理に関する要領 ③宮崎市開発審査会運営要綱		11/25	公開		都市計画課
627	11/21	請求	令和4年9月26日改正前の宮崎市開発審査会の審査請求に係る取扱文書基準		11/25	公開		都市計画課
628	11/21	請求	請求日(令和4年11月21日)現在の「宮崎市開発審査会」の委員名簿		11/25	公開		都市計画課
629	11/21	申出	水質汚濁防止法に基づく特定事業場一覧 R4.11.30現在・工場または事業場の名称・所在地・特定施設番号・設置又は使用届出年月日・廃止年月日・有害物質の有無		12/1	部分公開	第7条第2号	環境指導課
630	11/21	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和4年11月11日～令和4年11月20日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和4年11月11日～令和4年11月20日までの受付分		11/30	部分公開	第7条第2号	建築行政課
631	11/21	請求	宮崎市立小戸小学校外6校音楽室空調整備工事のうち電気設備工事の金入り設計書		11/28	公開		学校施設課
632	11/21	請求	宮崎市下北方町二反五瀬5348-1 大淀川学習館 自動火災報知設備に係る試験結果報告書・平面図・系統図		11/29	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
633	11/22	申出	芳士四本松線、生目の杜西線 2路線の平面図、位置図並びに供用(予定含む)箇所に関する情報		12/2	公開		土木課
634	11/22	請求	宮崎市民プラザ空調設備更新工事の金入り設計書		11/25	公開		文化・市民活動課
635	11/22	請求	平成27年に行われた 宮崎市清武町木原□□□、□□□の地籍調査に係る資料 1.地籍簿 2.地籍調査票 3.委任状 4.調査図		12/6	部分公開	第7条第2号	農村整備課
636	11/22	請求	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(第1号被保険者、第2号被保険者)の入札に係る委託業務入札開札調書		11/24	公開		地域包括ケア推進課
637	11/24	申出	○○○病院(宮崎市□□□)の病院情報について ・廃止時期 ・当時の住所		12/5	公開		保健医療課
638	11/24	申出	○○○病院(宮崎市□□□)の病院情報について ・医療記録引継ぎ先の有無 ・医療記録引継ぎ先の名称と住所		12/5	非公開	文書不存在	保健医療課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
639	11/24	請求	宮崎市吉村町□□□ 学校法人○○○ 自動火災報知設備の工事整備対象設備等着工届書(配線系統図及び平面図)		12/5	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
640	11/24	請求	令和4年度 武第9配水池改修工事のうち配管布設替工事の金入設計書(当初)		11/30	公開		営業所工務課
641	11/25	申出	令和4年5月16日に住居表示実施された薫る坂二丁目(実施前の町名等大字恒久字諏訪・大字恒久字曾井・古城町南田・古城町後藤寺迫の一部)の住居表示のわかる資料図面(住居表示案内図、住居表示台帳、住所新旧(旧新)対照表等)		11/30	公開		市街地整備課
642	11/28	請求	令和4年10月24日付、宮開第62号で部分公開された案件に関する次の文書の写し ①事前協議申出書 ②宮崎市開発審査会に対する諮問及び答申に係るすべての関係文書		12/7	部分公開	第7条第3号	開発審査課
643	11/28	請求	令和4年10月24日付、宮開第62号で部分開示がなされた案件の答申に係る文書		12/7	公開		都市計画課
644	11/28	請求	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(第1号被保険者、第2号被保険者)の入札に係る業務委託入札開札調書		11/30	公開		地域包括ケア推進課
645	11/28	請求	宮崎市橋通西2丁目□□□□ ○○○ビル 自動火災報知設備に係る平面図・系統図		12/9	公開		予防課
646	11/28	請求	宮崎市高岡町高浜□□□ ○○○株式会社 △△△工場クライオポンプ用加熱乾燥炉及びローター加熱乾燥炉の設置届出書		12/6	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
647	11/29	請求	現在の「宮崎市開発審査会の審査請求に係る取扱い文書基準」		12/7	公開		都市計画課
648	11/29	請求	都市計画法第50条第1項に基づく、平成28年4月1日以降の審査請求に関する資料		12/8	非公開	文書不存在	都市計画課
649	12/1	請求	宮崎市において令和4年11月1日から令和4年11月30日までに食品衛生法に基づく飲食店営業の新規許可を取得したもの、及び廃止したもののうち、次の事項 ①屋号 ②営業所在地 ③営業所電話番号 ④種目 ⑤初回許可年月日 ⑥廃止年月日 ただし、携帯電話番号、自動販売機、自動車、短期、臨時、仮設移動、実演販売を除く。		12/5	公開		保健衛生課
650	12/1	申出	指定年月日 平成5年9月2日 指定番号 第13号の道路位置指定に関する 字図、地積測量図、敷地計画図、排水計画図 排水放流先詳細図		12/8	部分公開	第7条第2号	建築行政課
651	12/1	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和4年11月21日～令和4年11月30日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和4年11月21日～令和4年11月30日までの受付分		12/1	部分公開	第7条第2号	建築行政課
652	12/1	申出	指定年月日 昭和53年10月21日 指定番号 第58号の道路位置指定に係る公図、敷地計画図、地籍測量図		12/8	部分公開	第7条第2号	建築行政課
653	12/2	請求	「令和2年度霧島五丁目消防訓練施設用地確定測量業務委託」における ・既存地籍測量図公差確認図 ・既存地籍測量図公差確認表		12/7	公開		総務課
654	12/2	請求	○○○宮崎支社 自動火災報知設備の感知器配線図 1～3F		12/8	公開		南消防署
655	12/5	申出	宮崎市において、令和4年11月1日から令和4年11月30日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・代表者氏名(法人のみ) ・種目 ・初回許可年月日 ・終了年月日。ただし、臨時、短期、移動営業、自動販売機、携帯電話番号を除く。		12/6	公開		保健衛生課
656	12/6	申出	宮崎市において令和4年11月1日から令和4年11月30日までに新規・更新で食品営業許可を取得した施設における、以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・代表者氏名(法人のみ) ・申請者住所(法人のみ) ・申請者電話番号(法人のみ) ・業種 ・種目 ・許可年月日 ・初回許可年月日 ・許可番号 ・終了年月日 (ただし、臨時営業、携帯電話番号を除く)		12/8	公開		保健衛生課
657	12/6	申出	令和4年11月1日から令和4年11月30日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・代表者氏名(法人のみ) ・種目 ・初回許可年月日 ・終了年月日 ただし、臨時、短期、移動営業、自動販売機、携帯電話番号を除く		12/8	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
658	12/6	申出	令和4年11月1日から11月30日までに、宮崎市内で新規確認を受けた理容所・美容所・クリーニング所の一覧表。(施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名)		12/13	公開		保健衛生課
659	12/6	申出	宮崎市内で令和4年11月1日から令和4年11月末日に新規で開設した内科診療所、施術所の一覧。【取得希望情報】施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類		12/13	公開		保健医療課
660	12/6	申出	宮崎市内で令和4年11月1日から令和4年11月末日に新規で開設した歯科診療所、薬局の一覧【取得希望情報】施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類		12/13	非公開	文書不存在	保健医療課
661	12/6	申出	宮崎市全域の字界・字名・家屋を含む「地番」及び「筆界」を示す最新の地図(図面)情報(令和4年1月1日現在)		12/8	公開		資産税課
662	12/6	請求	〇〇〇病院 消防用設備等設置届出書に添付されている消防機関へ通報する火災報知設備の平面図		12/13	部分公開	第7条第2号、第3号	南消防署
663	12/7	申出	宮崎市内で開設している薬局と店舗販売業の施設一覧【必要項目】許可業種、店舗名称、店舗所在地、店舗電話番号、開設者名、休止情報 ※店舗販売業に関しては、上記に加えて、第1類医薬品の取扱いの有無、管理者資格、薬剤師の有無		12/13	公開		保健医療課
664	12/7	請求	令和4年12月1日時点の〇〇〇幼保園の申請状況		12/12	部分公開	第7条第2号	保育幼稚園課
665	12/7	請求	令和4年度工番(営)第49号 巨田地区基幹農道配水管布設工事の金入り設計書		12/12	公開		営業所工務課
666	12/8	申出	宮崎市内において令和4年11月1日から令和4年11月30日までに新規で飲食店営業許可を取得している施設における以下の項目・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名・代表者氏名(法人のみ)・申請者住所(法人のみ)・申請者電話番号(法人のみ)・種目・初回許可年月日・許可番号・開始年月日・終了年月日 ただし、臨時営業、携帯電話番号を除く		12/13	公開		保健衛生課
667	12/8	請求	令和4年12月8日時点で宮崎市内において、食品衛生法に基づく仮設移動営業(飲食店営業及び菓子製造業)の許可を取得しているもののうち、次の事項・屋号・申請者氏名・代表者氏名(法人のみ)・申請者住所(法人のみ)・申請者電話番号(法人のみ)・業種・種目・初回許可年月日・開始年月日・終了年月日 ただし、携帯電話番号、臨時営業を除く		12/15	公開		保健衛生課
668	12/8	請求	令和4年度 工番(更)第26号 幹線管路耐震化事業本郷北方工区配水管布設替工事(その3)の金入り設計書		12/9	公開		水道整備課
669	12/8	請求	地方財政状況調査表 平成26年度から令和3年度		12/21	公開		財政課
670	12/9	申出	宮崎市内において令和4年11月1日から令和4年11月30日の間に、食品営業許可を取得した施設及び届出をした施設の以下の項目・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名・代表者氏名(法人のみ)・申請者住所(法人のみ)・申請者電話番号(法人のみ)・業種(種目)・初回許可年月日・許可年月日・許可番号(許可のみ)(ただし、携帯電話番号、短期、臨時、仮設、自動車、自動販売機、列車、船舶を除く。)		12/13	公開		保健衛生課
671	12/9	申出	令和4年11月1日から令和4年11月30日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所の以下の事項の一覧表。 1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号 4.開設者名 5.代表者氏名(法人のみ) 6.開設者電話番号(法人のみ) 7.確認年月日 8.許可番号		12/13	公開		保健衛生課
672	12/9	申出	宮崎市老松二丁目〇〇〇 家屋の固定資産評価基準に基づく、再建築費評点数算定における各評点項目の標準評点数、使用量、補正係数、及び課税床面積等が記載された計算書、さらに、用途、構造とそれに伴う新築後から最新の課税年度までの経年減点補正率、再構築費評点補正率の適用が明記された資料一式			取下		資産税課
673	12/9	申出	平成9年4月1日付け「建築行政事務の権限委譲に伴う事務引継書」		12/15	公開		開発審査課
674	12/12	申出	宮崎市全域の航空地番図		12/14	公開		資産税課
675	12/12	請求	宮崎市営住宅大島北団地238棟17号室火災復旧工事の金入り設計書		12/13	公開		建築住宅課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
676	12/12	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和4年12月1日～令和4年12月11日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和4年12月1日～令和4年12月11日までの受付分		12/20	部分公開	第7条第2号	建築行政課
677	12/14	請求	宮崎県立宮崎西高等学校の屋内消火栓設備における竣工図面		12/21	部分公開	第7条第2号、第3号	南消防署
678	12/14	請求	宮崎市において令和4年11月1日から令和4年12月14日までに新規確認を受けた理容所、美容所(まつ毛エクステサロンを含む)の次の事項・施設の所在地、電話番号、名称・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者氏名または法人名、代表者名		12/21	公開		保健衛生課
679	12/14	請求	宮崎市丸島町□□□ ○○○ △△△店 自動火災報知設備に係る平面図(2階)・系統図		12/26	公開		北消防署
680	12/16	請求	①令和元年度に実施された宮崎市清武文化会館指定管理者選定に係る結果、及び選定された団体から提示された事業計画等が分かる資料 ②平成30年度に実施された宮崎市民文化ホール指定管理者選定に係る結果、及び選定委員会委員が分かる資料		12/20	公開		文化・市民活動課
681	12/19	請求	①職員の不祥事に係る戸数元市長、清山市長の給与の減額状況が分かるもの ②職員の事務処理誤りによる懲戒処分の内容がわかるもの(マスコミに公表したもの。平成31年度以降のもの)		12/23	公開		人事課
682	12/20	申出	建築計画概要書 令和4年4月1日から直近のものまで		12/23	公開		建築行政課
683	12/21	請求	○○○ △△△棟の自動火災報知設備の平面図		12/26	部分公開	第7条第2号、第3号	南消防署
684	12/21	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和4年12月12日～令和4年12月20日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和4年12月12日～令和4年12月20日までの受付分		12/23	部分公開	第7条第2号	建築行政課
685	12/21	請求	宮崎市□□□ ○○○(○○○クリニック) 自動火災報知設備に係る設置届出書類一式(全階)		1/4	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
686	12/23	請求	①吉村通線(大町工区)道路改良工事(4工区) ③8-1号線外2線道路築造及び10号水路工事 の金入り設計書(当初)		12/28	公開		市街地整備課
687	12/23	請求	②宮崎市中央卸売市場バナナ加工施設室内改修工事の金入り設計書		12/27	公開		市場課
688	12/23	請求	①旧時雨高架タンク所解体撤去工事の金入り設計書		12/28	公開		配水管理課
689	12/23	請求	②富吉浄水場洗浄水槽解体工事の金入り設計書(当初)		12/28	公開		浄水課
690	12/23	申出	建築計画概要書 R4年7月1日～R4年9月30日に確認されたもの(指定確認検査機関分を含む)		12/26	公開		建築行政課
691	12/23	請求	選挙運動に関する収支報告書 ○○○、○○○			取下		選挙管理委員会事務局
692	12/26	請求	地方財政状況調査表 平成13年度から平成25年度		1/4	公開		財政課
693	12/26	申出	地方財政状況調査表 昭和63年度から平成12年度		1/4	公開		財政課
694	12/27	請求	宮崎市中央通□□□ ○○○ビル 自動火災報知設備の系統図及び1階平面図		1/10	公開		北消防署
695	12/27	請求	宝塚2号街区公園外1公園遊具改築工事の金入り設計書		1/5	公開		公園緑地課
696	12/27	請求	宮崎みたま園植栽管理業務委託の金入り設計書		12/28	部分公開	第7条第6号	環境政策課
697	12/28	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和4年12月21日～令和4年12月27日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和4年12月21日～令和4年12月27日までの受付分		1/10	部分公開	第7条第2号	建築行政課
698	12/28	請求	宮崎市大字新名爪□□□ 株式会社○○○への廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく立入検査及び指導等に関する業務日誌(平成29年6月5日及び令和元年7月10日分)		1/5	部分公開	第7条第2号、第3号	環境指導課
699	1/6	請求	令和2年度不用品公売(車両)に関する入札・開札調書		1/17	部分公開	第7条第2号、第3号	管財課
700	1/6	請求	今村通線道路築造及び整地工事の金入り設計書		1/10	公開		市街地整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
701	1/6	請求	宮崎市内において令和4年12月1日から令和4年12月31日までに食品衛生法に基づく飲食店営業の新規許可を取得したもの、及び廃止したもののうち、次の事項 ①屋号 ②営業所在地 ③営業所電話番号 ④種目 ⑤初回許可年月日 ⑥廃止年月日 ただし、携帯電話番号、自動販売機、自動車、短期、臨時、仮設移動、実演販売を除く。		1/18	公開		保健衛生課
702	1/6	請求	宮崎市江平東2丁目□□□ 雑草地個票		1/17	部分公開	第7条第2号	環境指導課
703	1/6	請求	今村通線道路築造及び整地工事の金入り設計書		1/11	公開		市街地整備課
704	1/6	請求	1.合流地区管渠改築工事(4-13工区) 2.合流地区管渠改築工事(4-8工区) 3.合流地区管渠改築工事(4-2工区) 4.和知川原地区下水道管布設工事(4-1工区) の金入り設計書		1/16	公開		下水道整備課
705	1/10	請求	令和〇年〇月〇日付で宮崎市池内町□□□にて都市計画法第4条1項に基づく許可申請(立地基準:同法第34条7号)が出されたものに対して、①取下げに際して申請者により作成された関係資料		1/20	部分公開	第7条第3号	開発審査課
706	1/10	請求	令和〇年〇月〇日付で宮崎市池内町□□□にて都市計画法第4条1項に基づく許可申請(立地基準:同法第34条7号)が出されたものに対して、②取り下げた際の許可申請手数料の扱いに関して作成された会計上の関係書類		1/20	非公開	文書不存在	開発審査課
707	1/10	請求	株式会社〇〇〇の池内町における廃棄物処理の操業計画に関して、環境指導課から事前協議書の提出を依頼した内容が含まれる書類		1/20	部分公開	第7条第2号	環境指導課
708	1/10	請求	①第108回宮崎市開発審査会 議案付議番号第4号に係る議事録 ②第109回宮崎市開発審査会 議案付議番号第4号に係る議事録		1/20	部分公開	第7条第2号、 第5号	都市計画課
709	1/10	申出	宮崎市内において、令和4年12月1日から令和4年12月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・代表者氏名(法人のみ) ・種目 ・初回許可年月日 ・終了年月日 ただし、臨時、短期、移動営業、自動販売機、携帯電話番号を除く		1/18	公開		保健衛生課
710	1/10	申出	宮崎市内において令和4年12月1日から令和4年12月31日までに新規・更新で食品営業許可を取得した施設における、以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・代表者氏名(法人のみ) ・申請者住所(法人のみ) ・申請者電話番号(法人のみ) ・業種 ・種目 ・許可年月日 ・初回許可年月日 ・許可番号 ・終了年月日 ただし、臨時営業、携帯電話番号を除く		1/18	公開		保健衛生課
711	1/10	申出	令和4年12月1日から令和4年12月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・代表者氏名(法人のみ) ・種目 ・初回許可年月日 ・終了年月日 ただし、臨時、短期、移動営業、自動販売機、携帯電話番号を除く		1/18	公開		保健衛生課
712	1/10	申出	令和4年12月1日から12月31日までに、宮崎市内で新規確認を受けた理容所・美容所・クリーニング所の一覧表。(施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名)※クリーニング所は該当なし		1/16	公開		保健衛生課
713	1/10	申出	宮崎市管内で令和4年12月1日から令和4年12月末日に新規で開設した施設の一覧。【取得希望情報】施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類		1/18	公開		保健医療課
714	1/10	申出	宮崎市管内で令和4年12月1日から令和4年12月末日に新規で開設した診療所、歯科診療所、薬局の一覧【取得希望情報】施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類		1/18	非公開	文書不存在	保健医療課
715	1/11	申出	宮崎市内において令和4年12月1日から令和4年12月31日までに新規で飲食店営業許可を取得している施設における以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・代表者氏名(法人のみ) ・申請者住所(法人のみ) ・申請者電話番号(法人のみ) ・種目 ・初回許可年月日 ・許可番号 ・開始年月日 ・終了年月日 ただし、臨時営業、携帯電話番号を除く		1/18	公開		保健衛生課
716	1/11	請求	令和4年度都市公園等管理業務委託(大塚台公園外)の金入り設計書		1/16	部分公開	第7条第6号	公園緑地課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
717	1/11	請求	令和4年度大塚下川原線外12線草刈業務委託の金入り設計書		1/19	部分公開	第7条第6号	道路維持課
718	1/11	請求	令和4年度宮崎市福祉文化公園植栽等管理業務委託の金入り設計書		1/20	部分公開	第7条第6号	生涯学習課
719	1/11	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和4年12月28日～令和5年1月10日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和4年12月28日～令和5年1月10日までの受付分		1/19	部分公開	第7条第2号	建築行政課
720	1/11	申出	宮崎市高岡町浦之名で令和2年6月～令和3年5月までの間に㈱〇〇〇が提出した伐採及び伐採後の届出書(但し、字古河、面早流、面水流を除く)		1/16	部分公開	第7条第2号、 第3号	農林建設課
721	1/12	申出	建築計画概要書 令和4年4月1日から直近のものまで		1/17	公開		建築行政課
722	1/12	申出	建築計画概要書 宮崎市 第105号 令和4年12月22日付		1/17	公開		建築行政課
723	1/13	申出	宮崎市内において令和4年12月1日から令和4年12月31日の間に、食品営業許可を取得した施設及び届出をした施設の以下の項目・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名・代表者氏名(法人のみ)・申請者住所(法人のみ)・申請者電話番号(法人のみ)・業種(種目)・初回許可年月日・許可年月日・許可番号(許可のみ)(ただし、携帯電話番号、短期、臨時、仮設、自動車、自動販売機、列車、船舶を除く。)		1/26	公開		保健衛生課
724	1/13	申出	令和4年12月1日から令和4年12月31日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所の以下の事項の一覧表。1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号 4.開設者名 5.代表者氏名(法人のみ) 6.開設者電話番号(法人のみ) 7.確認年月日 8.許可番号		1/16	公開		保健衛生課
725	1/13	申出	宮崎市管内で令和4年12月末日時点で、施術所(あん摩・はり・きゅう・柔整)の営業届出が出されている施設の一覧 項目 1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号(個人の携帯電話番号を除く) 4.開設者氏名(個人名、法人の場合は、法人名と代表者名) 5.開設者所在地(法人のみ) 6.開設者電話番号(法人のみ) 7.業種区分 8.開設年月日		1/18	公開		保健医療課
726	1/13	請求	宮崎市内山体育館 耐震診断業務委託の平面図及び断面図		1/18	公開		スポーツランド推進課
727	1/13	請求	宮崎市内において令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法について開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業の区分 ②営業所の屋号 ③営業所の住所及び郵便番号 ④営業者の氏名 ⑤営業所の電話番号 ※興行場は該当なし		1/26	公開		保健衛生課
728	1/13	請求	宮崎市内において令和4年10月1日から令和4年12月31日までに食品衛生法に基づく飲食店営業・食肉販売業・食肉処理業について新規で営業許可を取得したもの、及び廃止したもの、次の事項 ①屋号 ②営業所所在地 ③営業所電話番号 ④申請者氏名(法人の場合は代表者氏名含む) ⑤業種・種目 ⑥初回許可年月日(新規許可施設のみ) ⑦廃止年月日(廃止施設のみ) ただし、携帯電話番号、自動販売機、短期、臨時、仮設移動を除く。		1/26	公開		保健衛生課
729	1/16	請求	令和4年度宮崎市観光客消費動向調査業務委託 入札・開札調書		1/27	部分公開	第7条第6号	観光戦略課
730	1/17	請求	宮崎市清武町今泉〇〇〇他8筆 株式会社〇〇〇への廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく立入検査及び指導等に関する業務日誌(令和4年4月～令和4年12月分)		1/27	部分公開	第7条第2号、 第3号	環境指導課
731	1/18	請求	宮崎市大字熊野藤兵衛中洲 宮崎県青島青少年自然の家非常警報設備(放送設備)の平面図		1/27	公開		南消防署
732	1/20	請求	宮崎処理場分流通ポンプ棟耐震補強工事の金入り設計書		1/26	公開		下水道施設課
733	1/20	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和5年1月11日～令和5年1月19日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和5年1月11日～令和5年1月19日までの受付分		1/27	部分公開	第7条第2号	建築行政課
734	1/20	請求	宮崎市清武総合福祉センター給湯管・ボイラー等改修工事の金入り設計書		1/25	公開		福祉総務課
735	1/20	請求	宮崎市生目の杜運動公園南側駐車場汚水ポンプ改修工事の金入り設計書		1/30	公開		スポーツランド推進課
736	1/20	請求	宮崎市民文化ホール加圧給水ポンプ更新工事の金入り設計書		1/24	公開		文化・市民活動課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定期	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
737	1/20	請求	宮崎市立大淀小学校プールろ過機更新工事の金入り設計書		1/27	公開		学校施設課
738	1/20	請求	・宮崎処理場No.5-1最初沈殿池排泥弁外改築工事 ・大淀処理場汚泥濃縮設備改築工事 ・青島浄化センターNo.2-2循環水ポンプ外改築工事 ・大淀処理場次亜塩素酸ソーダ貯槽外改築工事 ・宮崎処理場高度処理棟空気圧縮機外改築工事 ・国富中継ポンプ場No.1汚水ポンプ吐出弁外改築工事 ・大淀処理区外マンホールポンプ改築工事 ・宮崎処理区マンホールポンプ改築工事(その2) ・大瀬町6号マンホールポンプ場No.1汚水ポンプ更新工事 ・宮崎処理場No.7終沈返送汚泥ポンプ外改築工事の金入り設計書		1/30	公開		下水道施設課
739	1/20	請求	・田野第1浄水場No.3ろ過ポンプ更新工事 ・清武第3水源地電動仕切弁外更新工事 ・高浜宮崎ハイテク工業団地中継ポンプ所3号送水ポンプ増設工事 の金入り設計書		2/2	公開		営業所工務課
740	1/20	請求	・下北方浄水場2系12号ろ過池流量調整弁及び表洗弁更新工事 ・下北方浄水場3系送水ポンプ室床排水ポンプ設置工事 の金入り設計書		1/30	公開		浄水課
741	1/20	請求	上ノ原中継ポンプ所外電動弁更新工事の金入り設計書		1/27	公開		配水管理課
742	1/20	請求	・大塚台2号線外15線草刈業務委託 ・生目的野線外23線草刈業務委託 ・小松台南27号線外18線草刈業務委託 ・下北方松橋線外26線草刈業務委託 ・鍋ヶ谷相ヶ通線外25線草刈業務委託 ・防災支援拠点草刈業務委託 ・大塚台1号線外13線草刈業務委託 ・大塚台4号線外10線草刈業務委託 ・学園通線外14線草刈業務委託 ・希望ヶ丘2の4号線外19線草刈業務委託 ・大塚下川原線外12線草刈業務委託 ・生目台東4丁目5号線外33線草刈業務委託 ・下江上畑線外23線草刈業務委託 の金入り設計書		1/27	部分公開	第7条第6号	道路維持課
743	1/20	請求	・南部環境美化センター造園管理業務委託 ・田野町一般廃棄物最終処分場除草業務委託 ・清武町一般廃棄物最終処分場草刈業務委託 ・たらのき台不燃物埋立処理場造園管理業務委託 ・萩の台汚水処理場除草業務委託 ・佐土原清掃センター除草業務委託 ・佐土原クリーンパーク造園管理業務委託 の金入り設計書		1/25	部分公開	第7条第6号	環境施設課
744	1/20	請求	・宮崎市佐土原町春日台団地法面外草刈業務委託 ・宮崎市佐土原町今坂団地下村団地法面草刈業務委託 ・宮崎市佐土原町小牧和田山団地法面草刈業務委託 ・宮崎市高岡町祇園台団地北側西側南側法面草刈業務委託 ・宮崎市高岡町祇園台団地東側法面外草刈業務委託 の金入り設計書		1/27	部分公開	第7条第6号	管財課
745	1/20	請求	・令和4年度佐土原総合文化センター植栽管理業務委託の金入り設計書		1/30	部分公開	第7条第6号	地域市民福祉課
746	1/20	請求	・霧島五丁目消防局管理地草刈業務委託の金入り設計書		1/30	部分公開	第7条第6号	総務課
747	1/20	請求	・宮崎市中央卸市場植木管理業務委託 ・宮崎市中央卸売市場植栽管理業務委託 の金入り設計書		1/27	部分公開	第7条第6号	市場課
748	1/20	請求	・宮崎みたま園植栽管理業務委託 ・市営墓地草刈業務委託(桃山墓地外) ・市営墓地草刈業務委託(下原墓地外)の金入り設計書		1/25	部分公開	第7条第6号	環境政策課
749	1/20	請求	・宮崎市生目の杜運動公園植栽管理業務委託の金入り設計書		1/26	部分公開	第7条第6号	スポーツランド推進課
750	1/20	請求	・宮崎市立宮崎西小学校外9校法面草刈業務委託 外6件業務委託の金入り設計書		1/27	部分公開	第7条第6号	学校施設課
751	1/20	請求	・令和4年度医大1号線外13線街路樹維持管理業務委託 ・令和4年度船引地区市道草刈業務委託 ・令和4年度今泉地区市道草刈業務委託 ・木原地区市道草刈業務委託 ・加納地区市道草刈業務委託 の金入り設計書		1/31	部分公開	第7条第6号	農林建設課
752	1/20	請求	・佐土原城跡花しょうぶ園育成管理業務委託 ・本野原遺跡植栽管理業務委託 ・赤江町古墳・大淀古墳管理業務委託 ・下北方古墳・池内横穴管理業務委託 ・宮崎神宮のオオソラフジ保護管理業務委託 ・櫛古墳管理業務委託 の金入り設計書		1/30	部分公開	第7条第6号	文化財課
753	1/20	請求	・配水管埋用地草刈業務委託 ・二次排水施設除草清掃及び植栽管理業務委託 の金入り設計書		1/27	部分公開	第7条第6号	配水管理課
754	1/20	請求	下北方浄水場及び富吉浄水場外草刈庭園管理業務委託の金入り設計書		1/31	部分公開	第7条第6号	浄水課
755	1/20	請求	宮崎市議会議長への宗教に関する陳情書(令和4年)		1/31	部分公開	第7条第2号	議事調査課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定期日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
756	1/23	請求	・宮崎市立檜北小学校パソコン室空調機更新工事 ・宮崎市立東大宮小学校パソコン室空調機更新工事 の金入り設計書		1/27	公開		学校施設課
757	1/23	請求	宮崎市立高岡小学校児童クラブ空調設備更新工事の金入り設計書		1/24	公開		生涯学習課
758	1/25	請求	宮崎市内において令和5年1月25日時点で食品衛生法に基づく飲食店営業許可を取得しているもののうち、次の事項 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名(法人の場合は代表者氏名含む) ・種目 ・許可年月日 ただし、携帯電話番号、自動販売機、臨時を除く		2/6	公開		保健衛生課
759	1/23	申出	令和4年度届出分(令和3年度の保管状況)ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書の写し		2/6	公開		環境指導課
760	1/27	請求	宮崎市松橋一丁目□□□ ○○○ 使用開始届出届の平面図		2/7	部分公開	第7条第2号、 第3号	北消防署
761	1/27	請求	・生目の杜1号防災緑地備蓄倉庫新築工事の金入り設計書		1/31	公開		地域安全課
762	1/27	請求	・宮崎市久峰総合公園屋外便所新築工事 ・清武総合運動公園日向夏ドーム軒天外改修工事 の金入り設計書		2/2	公開		スポーツランド推進課
763	1/27	請求	・宮崎市立宮崎南小学校中校舎西側便所棟改修工事のうち建築主体工事 ・宮崎市立大塚中学校北校舎便所改修工事のうち建築主体工事 ・宮崎市立広瀬中学校北校舎北側便所改修工事のうち建築主体工事 ・宮崎市立那珂小学校屋内運動場改築工事のうち建築主体工事 ・宮崎市立小戸小学校外6校音楽室空調設備工事のうち電気設備工事 の金入り設計書		2/8	公開		学校施設課
764	1/27	請求	・宮崎市民プラザ特定天井改修工事 ・宮崎市民プラザ特定天井改修工事のうち電気設備工事 の金入り設計書		2/7	公開		文化・市民活動課
765	1/27	請求	・東部5号街区公園便所新築工事 ・阿波岐原森林公園ボードウォーク改築工事 ・令和4年度フェニックス自然動物園マッドマウス改修工事 の金入り設計書		1/31	公開		公園緑地課
766	1/27	請求	・宮崎市消防団赤江分団第2車庫新築工事の金入り設計書		2/1	公開		総務課
767	1/27	請求	・宮崎市宮住宅飛江田団地165棟倉庫改築工事 ・宮崎市宮住宅大島北団地238棟17号室火災復旧工事 ・宮崎市宮住宅大塚台団地123棟8号室火災復旧工事(その1) ・宮崎市宮住宅大島団地159棟外電気幹線改修工事 の金入り設計書		1/30	公開		建築住宅課
768	1/27	請求	・宮崎市清武学校給食センター調理室外照明設備更新工事の金入り設計書		2/3	公開		保健給食課
769	1/27	請求	田野公民館・田野地区農村環境改善センター受変電設備更新工事の金入り設計書		2/1	公開		地域コミュニティ課
770	1/27	請求	宮崎市村角町□□□ 株式会社○○○ △△△工場において発生した火災についての火災調査報告書		2/6	非公開	文書不存在	北消防署
771	1/27	申出	○○○医院(宮崎市□□□)について ①正式名称 ②所在地 ③廃止年月日		2/7	公開		保健医療課
772	1/30	請求	合流地区管渠改築工事(4-16工区)の金入り設計書		2/2	公開		下水道整備課
773	1/30	請求	第303号松小路江原1号線道路災害復旧工事の金入り設計書		2/8	公開		農林建設課
774	1/30	請求	令和4年度601-1201号田野町馬渡地区(道路)災害復旧工事の金入り設計書		2/7	公開		農林建設課
775	1/30	請求	・宮崎地区(宮崎駅東通線)下水道管布設工事(4-2工区) ・吉村地区下水道管布設工事(4-2工区) の金入り設計書		2/8	公開		下水道整備課
776	1/30	請求	・和知川原地区排水路整備工事(1工区) の金入り設計書		2/6	公開		土木課
777	1/30	申出	令和4年12月31日時点で飲食店営業許可のある施設の以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・代表者氏名(法人) ・申請者住所(法人) ・申請者電話番号(法人) ・種目 ・許可年月日 ・初回許可年月日 ・終了年月日 ただし、携帯電話番号、短期、臨時、自動販売機、自動車、仮設移動、実演販売を除く。		2/6	公開		保健衛生課
778	1/30	申出	・街区見出国 ・住居表示台帳		2/8	公開		市街地整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
779	1/30	請求	令和〇年〇月〇日に株式会社〇〇〇において発生した火災に関して、臨場した際に作成した報告書(現場写真及び水質検査結果を含む)		2/2	部分公開	第7条第2号	環境指導課
780	1/30	請求	・麓熊野原線道路擁壁修繕工事 ・番所橋橋梁修繕工事(1工区但し塗装工) ・番所橋橋梁修繕工事(2工区但し塗装工) ・番所橋橋梁修繕工事(3工区但し塗装工) ・上の谷橋橋梁修繕工事 の金入り設計書		2/6	公開		道路維持課
781	1/30	請求	宮崎港小学校給食室床塗装改修工事の金入り設計書		2/3	公開		保健給食課
782	1/30	請求	宮崎市榎児童プール塗装改修工事 金入り設計書		2/3	公開		子育て支援課
783	1/30	請求	宮崎市北消防署東分署庁舎外壁改修工事 金入り設計書		2/3	公開		総務課
784	1/30	請求	・宮崎市営住宅生目台団地199棟外壁改修工事 ・宮崎市営住宅鳥居原団地177棟外壁改修工事 ・宮崎市営住宅鳥居原団地178棟外壁改修工事 ・宮崎市営住宅小戸団地147棟外壁改修工事 ・宮崎市営住宅学園木花台団地224棟外壁改修工事 ・宮崎市営住宅国富が丘団地102棟外2棟南面外壁改修工事 ・宮崎市営住宅光団地50棟外壁改修工事 ・宮崎市営住宅光団地51棟外壁改修工事 ・宮崎市営住宅大塚台団地110棟外2棟南面外壁改修工事 ・宮崎市営住宅鳥居原団地179棟外壁改修工事 の金入り設計書		1/31	公開		建築住宅課
785	1/30	請求	・宮崎市立小松台小学校南校舎外壁改修工事 ・宮崎市立生目台西小学校中校舎外壁改修工事 ・宮崎市立榎北小学校中校舎外壁改修工事 ・宮崎市立赤江東中学校特別教室棟外1棟外壁改修工事 金額入り設計書		2/8	公開		学校施設課
786	1/30	請求	・大淀処理場No.2汚泥駐留槽防食塗装改築工事 ・宮崎処理場No.2卵形消火槽防食塗装改築工事 の金入り設計書		2/2	公開		下水道施設課
787	1/30	請求	川久保水管橋塗装工事及び小松川水管橋外1橋塗装工事の金入り設計書		2/2	公開		配水管理課
788	1/31	請求	令和4年度山ノ口1号地区農業用ため池緊急防災対策工事の金入り設計書		2/6	部分公開	第7条第3号	農村整備課
789	1/31	申出	建設リサイクル法の規定による建築物解体の届出書 令和4年9月1日～令和5年1月31日までの受付分		2/8	部分公開	第7条第2号	建築行政課
790	1/31	請求	宮崎市新別府町□□□ 株式会社〇〇〇 宮崎支店 自動火災報知設備の図面		2/8	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
791	1/31	請求	高岡福祉保健センター「穆園館」防水改修工事の金入り設計書		2/6	公開		地域保健課
792	1/31	請求	宮崎市立広瀬北小学校校舎屋上防水改修工事の金入り設計書		2/8	公開		学校施設課
793	1/31	請求	1 自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報の提出について(依頼)(宮崎地本第204号(令和4年4月21日)) 2 自衛官募集等の推進について(依頼)(防人育第915号(令和4年1月21日)) 3 自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について(防人育第1450号・総行住第14号(令和3年2月5日))		2/9	公開		危機管理課
794	1/31	申出	令和4年12月31日時点で営業許可申請のある理容所・美容所・クリーニング店・旅館業(廃業しているものは除く)の以下の事項の一覧表。1.業種 2.施設名称 3.施設所在地 4.施設電話番号 5.営業者名 6.営業者所在地 7.法人代表者名 8.代表者肩書 9.営業者電話番号 10.許可または確認年月日 11.許可または確認番号		2/6	公開		保健衛生課
795	2/1	請求	宮崎市において令和5年1月1日から令和5年1月31日までに食品衛生法に基づく飲食店営業の新規許可を取得したもの、及び廃止したものうち、次の事項 ①屋号 ②営業所所在地 ③営業所電話番号 ④種目 ⑤初回許可年月日 ⑥廃止年月日 ただし、携帯電話番号、自動販売機、自動車、短期、臨時、仮設移動、実演販売を除く。		2/6	公開		保健衛生課
796	2/1	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和5年1月20日～令和5年1月31日までの受付分 建築物除却届受付台帳 令和5年1月20日～令和5年1月31日までの受付分		2/8	部分公開	第7条第2号	建築行政課
797	2/2	請求	宮崎市DV防止連絡調整会議設置要綱		2/3	公開		文化・市民活動課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
798	2/3	申出	令和5年1月1日から令和5年1月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名・代表者氏名(法人のみ)・種目・初回許可年月日・終了年月日 ただし、臨時、短期、移動営業、自動販売機、携帯電話番号を除く		2/6	公開		保健衛生課
799	2/3	申出	令和5年1月1日から1月31日までに、宮崎市内で新規確認を受けた理容所・美容所・クリーニング所の一覧表。(施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名)		2/7	公開		保健衛生課
800	2/3	申出	宮崎市内で令和5年1月1日から令和5年1月末日に新規で開設した施術所の一覧。【取得希望情報】施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類		2/9	部分公開	第7条第2号	保健医療課
801	2/3	申出	宮崎市内で令和5年1月1日から令和5年1月末日に新規で開設した診療所の一覧【取得希望情報】施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類		2/9	公開		保健医療課
802	2/3	申出	宮崎市内で令和5年1月1日から令和5年1月末日に新規で開設した歯科診療所、薬局の一覧【取得希望情報】施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類		2/9	非公開	文書不存在	保健医療課
803	2/3	申出	宮崎市全域の地番参考図と路線価図 ※データの形式等については、別紙参照		2/7	公開		資産税課
804	2/3	請求	宮崎市民文化ホール屋上防水改修工事(その2)の金入り設計書		2/8	公開		文化・市民活動課
805	2/3	請求	歯科技工所台帳一覧(技工所名、開設者名、開設場所、電話番号、開設年月日、管理者名)		2/9	部分公開	第7条第2号	保健医療課
806	2/6	請求	宮崎市大字跡江口□□□ほかににおいて実施した城平遺跡確認調査報告		2/17	公開		文化財課
807	2/6	申出	宮崎市内において、令和5年1月1日から令和5年1月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名・代表者氏名(法人のみ)・種目・初回許可年月日・終了年月日 ただし、臨時、短期、移動営業、自動販売機、携帯電話番号を除く		2/10	公開		保健衛生課
808	2/6	請求	・宮崎市総合福祉保健センター外壁改修工事(その1)・宮崎市総合福祉保健センター屋上防水改修工事(その1)の金入り設計書		2/9	公開		福祉総務課
809	2/6	請求	宮崎市北消防署東分署庁舎屋上防水改修工事の金入り設計書		2/10	公開		総務課
810	2/6	請求	・宮崎市民文化ホール南面外壁改修工事・宮崎市民文化ホール屋上防水改修工事(その2)の金入り設計書		2/8	公開		文化・市民活動課
811	2/6	請求	・生目台2号中継ポンプ場電気設備改築工事・大淀処理場1系水処理受変電設備改築工事・青島浄化センター電気設備改築工事の金入り設計書		2/10	公開		下水道施設課
812	2/6	請求	ペットボトル等処理業務委託契約書(平成12年度から17年度まで)		2/13	部分公開	第7条第3号	環境政策課
813	2/6	申出	宮崎市内において令和5年1月1日から令和5年1月31日までに新規・更新で食品営業許可を取得した施設における、以下の項目・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名・代表者氏名(法人のみ)・申請者住所(法人のみ)・申請者電話番号(法人のみ)・業種・種目・許可年月日・初回許可年月日・許可番号・終了年月日 ただし、臨時営業、携帯電話番号を除く		2/10	公開		保健衛生課
814	2/7	申出	宮崎市内において令和5年1月1日から令和5年1月31日の間に、食品営業許可を取得した施設及び届出をした施設の以下の項目・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名・代表者氏名(法人のみ)・申請者住所(法人のみ)・申請者電話番号(法人のみ)・業種(種目)・初回許可年月日・許可年月日・許可番号(許可のみ)(ただし、携帯電話番号、短期、臨時、仮設、自動車、自動販売機、列車、船舶を除く。)		2/10	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
815	2/7	申出	令和5年1月1日から令和5年1月31日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所の以下の事項の一覧表。1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号 4.開設者名 5.代表者氏名(法人のみ) 6.開設者電話番号(法人のみ) 7.確認年月日 8.許可番号		2/10	公開		保健衛生課
816	2/7	請求	R4月見ヶ丘団地内道路・排水対策整備工事の金額入り設計書		2/10	公開		道路維持課
817	2/8	請求	1月24日から1月31までに学校教育課に届いた宮崎港小学校の苦情の相談に関するメール		2/22	部分公開	第7条第2号、第4号	学校教育課
818	2/8	請求	①市庁舎内において公費で購読している政党機関紙		2/16	非公開	文書不存在	契約課
819	2/8	請求	②職員が個人で購読している政党機関紙の部数がかかる資料及び政党機関紙を個人が購読することに関する行政文書や通達		2/14	非公開	文書不存在	人事課
820	2/8	請求	③政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可証		2/16	非公開	文書不存在	管財課
821	2/10	請求	川原雨水ポンプ場詳細設計業務委託 報告書		2/21	部分公開	第7条第5号、第6号	土木課
822	2/10	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和5年2月1日～令和5年2月9日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和5年2月1日～令和5年2月9日までの受付分		2/20	部分公開	第7条第2号	建築行政課
823	2/13	請求	宮崎市が中核市に指定されて以降平成25年度までの、各年度ごとの課長級以上の職で退職した者で、再就職した者の状況		2/22	非公開	文書不存在	人事課
824	2/13	請求	民主主義・立憲主義の基盤である思想良心の自由、請願権等をまもるための陳情に関する書類一式		2/20	部分公開	第7条第2号	議事調査課
825	2/13	申出	宮崎市内において令和5年1月1日から令和5年1月31日までに新規で飲食店営業許可を取得している施設における以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・代表者氏名(法人のみ) ・申請者住所(法人のみ) ・申請者電話番号(法人のみ) ・種目 ・初回許可年月日 ・許可番号 ・開始年月日 ・終了年月日 ただし、臨時営業、携帯電話番号を除く		2/20	公開		保健衛生課
826	2/13	申出	宮崎市清武町正手1丁目□□□ ○○○マンションの消防用設備等点検結果報告書		2/17	部分公開	第7条第2号、第3号	南消防署
827	2/13	申出	宮崎市月見ヶ丘5丁目 住居表示台帳 ※公開請求書に添付された地図の区域に該当する街区(42～53街区)及び街区見出図		2/16	公開		市街地整備課
828	2/14	申出	建築計画概要書 令和4年4月1日から直近のものまで		2/20	公開		建築行政課
829	2/14	申出	建築計画概要書 宮崎市 第112号 令和5年1月19日付		2/20	公開		建築行政課
830	2/15	請求	宮崎市地域まちづくりに関する市民意識調査業務 指名競争入札における入札結果一覧表		2/21	部分公開	第7条第6号	地域コミュニティ課
831	2/17	申出	宮崎市管内で令和4年11月1日から令和5年1月31日に新規で開設した医科診療所の施設一覧 (すでに廃業しているものは除く)[項目]施設名称 施設所在地 開設者氏名 診療所電話番号 開設年月日 診療科目		2/28	公開		保健医療課
832	2/17	請求	宮崎市生目の杜運動公園植栽管理業務委託の金入り設計書		2/21	部分公開	第7条第6号	スポーツランド推進課
833	2/20	申出	設計積算に係る資材単価調査業務委託 落札金額・落札会社(入札結果表) 見積書・比較表 委託設計書		2/27	部分公開	第7条第2号、第3号、第6号	水道整備課
834	2/20	請求	令和4年度健康管理システム入力等に係る労働者派遣業務入札・開札調書		2/24	公開		親子保健課
835	2/20	請求	・曾山寺排水路測量設計業務委託 ・飛江田緑松線道路測量設計業務委託 ・大島線2工区道路測量設計業務委託 ・次郎ヶ別府広原線道路概略設計業務委託 ・柏原排水路外路線荘久了設計業務委託 ・野島地区排水路測量設計業務委託 の金額入り当初設計書		2/27	公開		土木課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
836	2/20	請求	<p>令和3年度分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生目台3号歩道橋修繕詳細設計業務委託 ・令和3年度道路橋定期点検業務委託(その9) ・上の谷橋外2橋橋梁修繕詳細設計業務委託 ・道路台帳調整業務委託 ・花ヶ島通線歩道詳細設計業務委託 ・令和3年度道路橋定期点検業務委託(その1) ・令和3年度道路橋定期点検業務委託(その2) ・令和3年度道路橋定期点検業務委託(その3) ・令和3年度道路橋定期点検業務委託(その4) <p>令和4年度分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道南ヶ丘2号線道路法面詳細設計業務委託 ・道路台帳調整業務委託 ・堤内橋外2橋橋梁修繕詳細設計業務委託 ・令和4年度道路橋定期点検業務委託(その1) ・令和4年度道路橋定期点検業務委託(その2) ・令和4年度道路橋定期点検業務委託(その3) ・源太平橋外3橋橋梁修繕詳細設計業務委託 ・辺里山橋外2橋橋梁修繕詳細設計業務委託 ・市道南ヶ丘2号線道路法面地質調査業務委託 ・市道希望ヶ丘2の4号線道路法面地質調査業務委託 <p>の金入り当初設計書</p>		3/1	公開		道路維持課
837	2/20	請求	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度九日田地区農村地域防災減災事業概要書作成業務委託 ・令和3年度山王迫地区農村地域防災減災事業概要書作成業務委託 ・令和3年度宮崎市農村地域防災減災事業ため池劣化状況評価業務委託(その1) ・令和3年度宮崎市農村地域防災減災事業ため池劣化状況評価業務委託(その4) ・令和3年度宮崎市農村地域防災減災事業ため池劣化状況評価業務委託(その5) ・令和3年度宮崎市農村地域防災減災事業ため池劣化状況評価業務委託(その8) ・令和4年度新堤地区農村地域防災減災事業概要書作成 ・令和4年度宮崎市農道橋定期点検業務委託 ・令和4年度スタギ地区農業水路等長寿命化・防災減災事業調査測量設計業務委託 ・令和4年度大瀬8地区市単農道整備事業測量設計業務委託 ・令和4年度加江田車坂地区市単農道整備事業測量設計業務委託 <p>の金入り当初設計書</p>		3/1	部分公開	第7条第3号	農村整備課
838	2/20	請求	令和3年度国指定史跡穆佐城跡A地区斜面復旧測量設計業務委託の金入り当初設計書		2/27	公開		文化財課
839	2/20	請求	<ul style="list-style-type: none"> ・上加納浜手線道路測量設計業務委託 ・令和3年度道路橋定期点検業務委託(その5) ・令和3年度道路橋定期点検業務委託(その6) <p>の金入り当初設計書</p>		3/2	公開		農林建設課
840	2/20	請求	<p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園施設長寿命化計画更新業務委託(健全度調査その1) ・公園施設長寿命化計画更新業務委託(健全度調査その2) ・公園施設長寿命化計画更新業務委託(健全度調査その3) ・公園施設長寿命化計画更新業務委託(予備調査その11) ・公園施設長寿命化計画更新業務委託(予備調査その12) ・フェニックス自然動物園園内給排水設備及び電気設備更新工事基本設計業務委託 ・フローランテ宮崎施設維持工事基本調査設計業務委託 <p>令和4年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園施設長寿命化計画更新業務委託(計画策定その1) ・宮崎市都市公園台帳補充業務委託(その2) <p>の金入り当初設計書</p>		3/1	公開		公園緑地課
841	2/20	請求	令和3年度江田原ふれあい広場代替公園基本設計等業務委託の金入り当初設計書		2/28	公開		地域コミュニティ課
842	2/20	請求	令和3年度宮崎市公営住宅等長寿命化計画中間見直し業務委託の金入り当初設計書		2/24	公開		建築住宅課
843	2/20	請求	令和3年度崎市消防局・北消防署新庁舎整備基本計画策定業務委託金入り当初設計書		2/24	公開		総務課
844	2/20	請求	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度昭和通線(永楽工区)橋梁予備設計業務委託 ・令和3年度新別府通線交差点設計業務委託 <p>の金入り当初設計書</p>		2/28	公開		市街地整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定期日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
845	2/20	請求	令和3年度大型団地内道路排水対策整備測量設計業務委託(春日台団地) 令和4年度和田山11号線測量設計業務委託 令和4年度河原田池農村地域防災減災事業ため池地震・豪雨耐性評価業務委託 の金入り当初設計書		3/2	公開		農林建設課
846	2/20	請求	令和4年度宮崎市学校施設長寿命化計画改定業務委託 令和3年度宮崎市立小学校地質調査業務委託 の金入り当初設計書		2/24	公開		学校施設課
847	2/20	請求	令和4年度 ・宮崎市石崎の杜鯨館水源試掘調査業務委託 の金入り当初設計書 ・公園施設長寿命化計画更新業務委託(計画策定その2)		3/2	公開		スポーツランド推進課
848	2/20	請求	・令和4年度広瀬台団地法面工事測量設計業務委託 ・令和4年度佐土原町住宅団地法面観測業務委託 の金入り当初設計書		2/27	公開		管財課
849	2/20	請求	・令和4年度道路橋定期点検業務委託(その7) 令和4年度農地耕作条件改善(中山・花見地区)地質調査業務委託 令和3年度中山・花見地区地質調査業務委託 の金入り当初設計書		2/27	公開		農林建設課
850	2/20	請求	令和4年度大規模盛土造成地第二次スクリーニング計画策定業務委託の金入り当初設計書		3/1	公開		開発審査課
851	2/20	請求	令和3年度耐震性貯水槽新設工事に伴う地質調査業務委託 令和4年度耐震性貯水槽新設工事に伴う地質調査業務委託 の金入り当初設計書		3/2	公開		警防課
852	2/21	請求	宮崎市全域の地番図		2/22	公開		資産税課
853	2/21	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和5年2月10日～令和5年2月20日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和5年2月10日～令和5年2月20日までの受付分		2/28	部分公開	第7条第2号	建築行政課
854	2/21	請求	社会福祉課第一第二課事務分掌表 全職員の職員名簿			取下		社会福祉第二課
855	2/22	請求	①2019年宮崎市議会議員選挙における公営費用の決算額が記載されている文書(ただし、車、ピラ、ポスターそれぞれの内訳が記載されていること) ②3種の公営費を利用した立候補者数(それぞれ)		3/9	公開		選挙管理委員会事務局
856	2/24	請求	令和5年度都市公園維持管理業務委託(1工区)の金入り設計書 令和5年度都市公園維持管理業務委託(5工区)の金入り設計書		3/2	部分公開	第7条第6号	農林建設課
857	2/24	申出	宮崎市□□□に在籍した○○○病院の閉院日、申請者名及び申請者電話番号		3/8	部分公開	第7条第2号	保健医療課
858	2/24	申出	東諸県郡国富野大字八代南俣□□□ 株式会社○○○の自動火災報知設備の設置届出書及び配置図・見取図		3/7	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
859	2/28	申出	令和4年9月1日から令和4年12月31日までに届出のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居新築届及び住居表示台帳		3/2	部分公開	第7条第2号	市街地整備課
860	2/28	請求	宮崎市立清武中学校屋内運動場陸屋根部屋上防水改修工事 宮崎市立広瀬北小学校校舎屋上防水改修工事の金入り内訳書		3/6	公開		学校施設課
861	2/28	請求	宮崎市立中央卸売市場総合食品売場棟屋上防水改修工事の金入り内訳書		3/2	公開		市場課
862	2/28	請求	宮崎市営住宅大坪団地132棟屋上防水改修工事の金入り設計書		3/2	公開		建築住宅課
863	2/28	請求	宮崎市民文化ホール南面外壁改修工事の金入り設計書		3/1	公開		文化・市民活動課
864	2/28	請求	宮崎市総合福祉保健センター屋上防水改修工事(その1) 宮崎市総合福祉保健センター外壁改修工事(その1)の金入り設計書		3/6	公開		福祉総務課
865	2/28	請求	宮崎市総合発達支援センター機能拡充工事のうち建築主体工事の金入り設計書		3/3	公開		親子保健課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
866	2/28	請求	宮崎市高岡学校給食センター外壁・屋根改修工事の金入り設計書		3/7	公開		保健給食課
867	2/28	請求	宮崎市上下水道局庁舎外壁等改修工事 宮崎市上下水道局庁舎屋上防水改修工事 金入り内訳書		3/2	公開		総務課
868	3/1	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和5年2月21日～令和5年2月28日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和5年2月21日～令和5年2月28日までの受付分		3/8	部分公開	第7条第2号	建築行政課
869	3/1	請求	内海地区治山工事の金額入り工事設計書		3/2	公開		森林水産課
870	3/1	請求	宮崎市内において令和5年2月1日から令和5年2月28日までに食品衛生法に基づく飲食店営業の新規許可を取得したもの、及び廃止したもののうち、次の事項 ①屋号 ②営業所所在地 ③営業所電話番号 ④種目 ⑤初回許可年月日 ⑥廃止年月日 ただし、携帯電話番号、自動販売機、自動車、短期、臨時、仮設移動、実演販売を除く。		3/10	公開		保健衛生課
871	3/2	申出	水質汚濁防止法における有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設が設置されている工場又は事業場及び過去に有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設が設置されていた工場又は事業場の名簿一覧（平成5年3月6日現在）①事業場の名称 ②所在地 ③有害物質の資料 ④当該事業場の代表特定施設		3/7	公開		環境指導課
872	3/2	申出	建築計画概要書 R4年10月1日～R4年12月31日に確認されたもの		3/7	公開		建築行政課
873	3/3	申出	令和5年2月1日から令和5年2月28日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・代表者氏名(法人のみ) ・種目 ・初回許可年月日 ・終了年月日 ただし、臨時、短期、移動営業、自動販売機、携帯電話番号を除く		3/10	公開		保健衛生課
874	3/3	申出	令和5年2月1日から2月28日までに、宮崎市内で新規確認を受けた理容所・美容所・クリーニング所の一覧表。(施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名)		3/8	公開		保健衛生課
875	3/3	申出	宮崎市管内で令和5年2月1日から令和5年2月末日に新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧。【取得希望情報】施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類		3/14	部分公開	第7条第2号	保健医療課
876	3/3	申出	宮崎市管内で令和5年2月1日から令和5年2月末日に新規で開設した医科診療所、歯科診療所、薬局の一覧【取得希望情報】施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類		3/14	非公開	文書不存在	保健医療課
877	3/3	請求	・農業集落排水処理施設(宮崎地区) 自家用電気工作物電気保安管理業務・農業集落排水処理施設(清武地区) 自家用電気工作物電気保安管理業務・農業集落排水処理施設(田野地区) 自家用電気工作物電気保安管理業務の入札開札調書		3/15	部分公開	第7条第6号	下水道施設課
878	3/3	請求	・自家用電気工作物保安管理業務委託(清武)。自家用電気工作物保安管理業務委託(田野)・自家用電気工作物保安管理業務委託(高岡)の入札開札調書		3/10	部分公開	第7条第6号	営業所工務課
879	3/3	請求	令和4年度二次配水施設自家用電気工作物保安管理業務委託の入札・開札調書		3/9	部分公開	第7条第6号	配水管理課
880	3/3	請求	・佐土原学校給食センター自家用工作物保安管理業務委託の見積合わせ調書		3/14	部分公開	第7条第6号	保健給食課
881	3/3	請求	・みやざき動物愛護センター自家用電気工作物保安管理業務委託の見積合わせ調書		3/10	部分公開	第7条第6号	保健衛生課
882	3/3	請求	・教育情報研修センター 自家用電気工作物保安管理業務委託の見積合わせ調書		3/10	部分公開	第7条第6号	教育情報研修センター
883	3/3	請求	・宮崎市道路維持事務所自家用電気工作物保安管理業務委託 ・下北方通線排水機場自家用電気工作物保安管理業務委託の入札・開札調書		3/10	部分公開	第7条第6号	道路維持課
884	3/3	請求	・令和4年度 宮崎市佐土原総合支所自家用電気工作物保安管理業務委託 ・令和4年度 宮崎市青島地域総合センター自家用電気工作物保安管理業務委託の入札開札調書		3/13	部分公開	第7条第6号	管財課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
885	3/3	請求	・①宮崎小学校外6校(北部1) ・②宮崎市東小学校外6校(北部2) ・③大淀小学校外5校(南部1) ・④木花小学校外4校(南部2) ・⑤古城小学校外4校(西部1) ・⑦佐土原小学校外1校(佐土原1) ・⑨田野小学校外1校 ・⑩高岡小学校外1校 ・⑪清武小学校外2校 ・⑭大淀中学校外4校(南部1) ・⑮赤江中学校外4校(南部2) ・⑯佐土原中学校外2項(佐土原) ・⑰清武中学校外1校 自家用電気工作物電気保安管理業務委託の入札開札調書		3/10	部分公開	第7条第6号	学校施設課
886	3/3	請求	・佐土原クリーンパーク自家用電気工作物保安管理業務委託 ・田野町最終処分場自家用電気工作物保安管理業務委託の入札開札調書		3/10	部分公開	第7条第6号	環境施設課
887	3/3	請求	宮崎市保健所・中央保健センター 自家用電気工作物保安管理業務委託の入札開札調書		3/10	部分公開	第7条第6号	保健医療課
888	3/3	請求	・清武地区交流センター ・加納地区交流センター 自家用電気工作物電気保安管理業務委託の令和3年度業務委託随意契約締結伺書		3/16	部分公開	第7条第6号	地域市民福祉課
889	3/3	請求	令和4年度松小路アンダーポンプ場 自家用電気工作物保安管理業務委託の入札開札調書		3/10	部分公開	第7条第6号	農林建設課
890	3/3	請求	令和4年度高岡地区農村環境改善センター 自家用電気工作物電気保安管理業務委託の見積合わせ調書		3/9	部分公開	第7条第6号	地域市民福祉課
891	3/3	請求	・宮崎市環境業務課東部事務所自家用電気工作物保安管理業務委託 ・宮崎市環境業務課南部事務所自家用電気工作物保安管理業務委託 見積合わせ調書		3/8	部分公開	第7条第6号	環境業務課
892	3/3	請求	・大塚公民館外1ヶ所一般用電気工作物保安管理業務委託 ・生目南公民館外2ヶ所自家用電気工作物保安管理業務委託 ・住吉公民館外3ヶ所一般用電気工作物保安管理業務委託 ・西部地区農村環境改善センター外1ヶ所自家用電気工作物保安管理業務委託 ・本郷公民館外1ヶ所一般用電気工作物保安管理業務委託 ・赤江公民館外1ヶ所自家用電気工作物保安管理業務委託 ・生目台地区交流センター自家用電気工作物保安管理業務委託の業務委託随意契約締結伺書		3/17	部分公開	第7条第6号	地域コミュニティ課
893	3/3	請求	・令和4年度佐土原総合文化センター自家用電気工作物保安管理業務委託 ・令和4年度佐土原地区交流センター自家用電気工作物保安管理業務委託 ・令和4年度那珂地区公民館自家用電気工作物保安管理業務委託 ・令和4年度広瀬地区交流センター自家用電気工作物保安管理業務委託の見積合わせ調書		3/10	部分公開	第7条第6号	地域市民福祉課
894	3/3	請求	・蠣原排水機場外2地区自家用電気工作物外保安管理業務委託 ・天神ダム管理所自家用電気工作物保安管理業務委託 ・広沢ダム管理所自家用電気工作物保安管理業務委託の入札開札調書		3/7	部分公開	第7条第6号	農村整備課
895	3/6	申出	宮崎市内において令和5年2月1日から令和5年2月28日の間に、食品営業許可を取得した施設及び届出をした施設の以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・代表者氏名(法人のみ) ・申請者住所(法人のみ) ・申請者電話番号(法人のみ) ・業種(種目) ・初回許可年月日 ・許可年月日 ・許可番号(許可のみ) (ただし、携帯電話番号、短期、臨時、仮設、自動車、自動販売機、列車、船舶を除く。)		3/10	公開		保健衛生課
896	3/6	申出	令和5年2月1日から令和5年2月28日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所の以下の事項の一覧表。 1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号 4.開設者名 5.代表者氏名(法人のみ) 6.開設者電話番号(法人のみ) 7.確認年月日 8.許可番号		3/8	公開		保健衛生課
897	3/6	申出	宮崎市内において、令和5年2月1日から令和5年2月28日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・代表者氏名(法人のみ) ・種目 ・初回許可年月日 ・終了年月日 ただし、臨時、短期、移動営業、自動販売機、携帯電話番号を除く		3/10	公開		保健衛生課
898	3/6	請求	再生可能エネルギーのソーラー設置と蓄電池設置の補助金に伴い、過去5年(令和2年、令和元年、平成30年、平成29年、平成28年)の受付締め切り日が分かる公文書		3/13	公開		環境政策課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
899	3/6	請求	令和5年3月6日現在における宮崎市内の薬局、店舗販売業一覧 薬局及び店舗の名称、薬局及び店舗の所在地、施設電話番号		3/16	部分公開	第7条第2号	保健医療課
900	3/7	申出	宮崎市内において令和5年2月1日から令和5年2月28日までに新規・更新で食品営業許可を取得した施設における、以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・代表者氏名(法人のみ) ・申請者住所(法人のみ) ・申請者電話番号(法人のみ) ・業種 ・種目 ・許可年月日 ・初回許可年月日 ・許可番号 ・終了年月日 ただし、臨時営業、携帯電話番号を除く		3/10	公開		保健衛生課
901	3/8	申出	森林水産課全職員の出張復命書、時間外勤務命令簿、事務引継書 文書保存期間内全て		3/22	部分公開	第7条第2号	森林水産課
902	3/9	請求	〇〇〇 △△△店 自動火災報知設備設置届出書一式		3/20	部分公開	第7条第2号、第3号	南消防署
903	3/9	請求	フローランテ宮崎南ゲート屋根テント災害復旧工事の金入り設計書		3/16	公開		公園緑地課
904	3/9	請求	・宮崎市立赤江小学校屋内運動場内装復旧工事(台風14号被害対応) ④宮崎市立加納中学校駐輪場復旧工事(台風14号被害対応) の金入り設計書		3/16	公開		学校施設課
905	3/9	請求	・宮崎市穂児童プール更衣室改修工事の金入り設計書		3/17	公開		子育て支援課
906	3/9	請求	・宮崎市天ヶ城体育館屋根外復旧工事(緊急工事)の金入り設計書		3/14	公開		スポーツランド推進課
907	3/9	請求	・中村西2丁目 〇〇〇緊急安全措置実施工事の金入り設計書		3/13	公開		建築住宅課
908	3/9	請求	・宮崎市上下水道局庁舎外壁等改修工事の金入り設計書		3/10	公開		総務課
909	3/9	請求	・〇〇〇 △△△店 ・△△△店 ・△△△店 の自動火災報知設備の平面図		3/20	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
910	3/10	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和5年3月1日～令和5年3月9日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和5年3月1日～令和5年3月9日までの受付分		3/13	部分公開	第7条第2号	建築行政課
911	3/10	請求	宮崎市港東一丁目 株式会社〇〇〇 自動火災報知設備の図面		3/15	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
912	3/10	請求	宮崎市江平東町□□□ 株式会社〇〇〇 大倉庫に係る図面		3/15	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
913	3/13	申出	宮崎市内において令和5年3月13日時点で飲食店営業許可を取得している施設における以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・代表者氏名(法人のみ) ・種目 ・初回許可年月日 ただし、臨時、短期、仮設、自動車、自動販売機、携帯電話番号を除く		3/23	公開		保健衛生課
914	3/13	申出	令和5年3月31日までの間に新規確認を受けた設・理容所・美容所・クリーニング所・旅館(廃業しているものは除く)の以下の事項の一覧表 施設名称、施設所在地、施設電話番号、開設者名、確認年月日		3/20	公開		保健衛生課
915	3/13	申出	令和5年3月15日時点の歯科技工所・助産所・施術所の一覧【取得希望情報】施設名・施設住所・施設電話番号・開設者・開設年月日、業態(施術所のみ)		3/20	部分公開	第7条第2号	保健医療課
916	3/14	申出	宮崎市内において令和5年2月1日から令和5年2月28日までに新規で飲食店営業許可を取得している施設における以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・代表者氏名(法人のみ) ・申請者住所(法人のみ) ・申請者電話番号(法人のみ) ・業種 ・種目 ・初回許可年月日 ・許可番号 ・開始年月日 ・終了年月日 ただし、臨時営業、携帯電話番号を除く		3/23	公開		保健衛生課
917	3/14	申出	宮崎市において令和4年9月1日から令和5年2月28日の間に食品営業許可を取得した施設及び届出をした施設の以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 代表者氏名(法人のみ) ・申請者住所(法人のみ) ・申請者電話番号(法人のみ) ・業種 ・種目 ・初回許可年月日 ・許可年月日 ・終了年月日(許可のみ) (ただし、携帯電話番号、臨時、短期、仮設、自動販売機を除く。)		3/23	公開		保健衛生課
918	3/14	申出	自然休養センターの収支決算書 R元年2年3年分		9/8	公開		森林水産課
919	3/14	申出	建築計画概要書 令和4年4月1日から直近のものまで		3/17	公開		建築行政課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
920	3/14	申出	建築計画概要書 宮崎市 第122号 令和5年2月13日付		3/17	公開		建築行政課
921	3/16	申出	令和3年度 大塚台2号線外15線草刈業務委託・生目的野線外23線草刈業務委託・小松台南27号線外18線草刈業務委託・下北方松橋線外26線草刈業務委託・鍋ヶ谷相ヶ迫線外24線草刈業務委託・防災支援拠点草刈業務委託・大塚台1号線外14線草刈業務委託・大塚台4号線外10線草刈業務委託・学園通線外14線草刈業務委託・希望ヶ丘2の4号線外18線草刈業務委託・大塚下川原線外12線草刈業務委託・生目台東4丁目5号線外35線草刈業務委託・下江上畑線外23線草刈業務委託 ●大島通線外29線街路樹維持管理業務委託●錦町通線外43線街路樹維持管理業務委託●大塚台1号線外37線街路樹維持管理業務委託●生目台通線外36線街路樹維持管理業務委託●南宮崎駅東通線外27線街路樹維持管理業務委託●学園通線外68線街路樹維持管理業務委託 ○塩路江良ノ上線外45線路面清掃業務委託○城ヶ崎通線外44線路面清掃業務委託 ※上記設計書・位置図・契約書の写し		3/28	部分公開	第7条第6号	道路維持課
922	3/20	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和5年3月10日～令和5年3月19日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和5年3月10日～令和5年3月19日までの受付分		3/28	部分公開	第7条第2号	建築行政課
923	3/22	申出	地番別紙一式にかかる最終処分場〇〇〇にかかわる産業廃棄物処分業許可証(市長許可分)		3/24	公開		環境指導課
924	3/22	請求	宮崎市高岡総合支所屋上防水改修工事の金入り設計書		3/27	公開		管財課
925	3/22	請求	・赤江東地区交流センター屋上防水改修工事 ・田野公民館・田野地区農村環境改善センター屋上防水改修工事 の金入り設計書		3/27	公開		地域コミュニティ課
926	3/22	請求	宮崎市営住宅大坪団地132棟屋上防水改修工事の金入り設計書		3/22	公開		建築住宅課
927	3/22	請求	・宮崎市中央卸売市場総合食品売場棟屋上防水改修工事 ・宮崎市中央卸売市場管理事務所棟屋上防水改修工事 の金入り設計書		3/27	公開		市場課
928	3/23	申出	①公園施設管理事業 令和4年度 植栽管理・草刈業務に係る契約書、仕様書及び設計書(当初、金額入り) ②公園愛護会促進事業 令和4年度 宮崎市公園愛護会等育成要綱及び愛護会調書③公園位置図 宮崎市公園緑地図		4/6	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
929	3/24	申出	令和4年度(令和3年度保管状況分)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書に係る事業場別集計表		3/29	公開		環境指導課
930	3/24	請求	〇〇〇 △△△店 自動火災報知設備に係る平面図及び系統図		3/29	部分公開	第7条第2号、第3号	南消防署
931	3/27	請求	令和4年9月2日宮開指令第1号77で宮崎市長清山知憲が行った都市計画法第43条第1項の規定による処分に対する審査請求に関し、令和5年3月16日開催された都市計画法第50条第3項に基づく公開による口頭審理の議事録		3/31	部分公開	第7条第2号	都市計画課
932	3/27	請求	春日台地区排水対策整備工事(1工区)の金入り当初設計書		3/31	公開		農林建設課
933	3/27	請求	宮崎市高岡町□□□ 〇〇〇病院 本館・新館 自動火災報知設備に係る系統図・平面図一式		4/7	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
934	3/28	申出	宮崎市民文化ホールの現指定管理者が市に提出した下記資料 ・平成30年度公募時に提出した提出書類B(様式第11～16号) ・令和元年度から令和3年度の事業報告書(収支決算を含む)		6/2	部分公開	第7条第3号	文化・市民活動課
935	3/28	請求	合流地区管渠改築工事(4-4工区)の単価入り変更設計書		3/30	公開		下水道整備課
936	3/30	申出	建築概要書 地名地番:宮崎市橋通東1丁目□□□ 建築確認申請:宮崎市 第891号 平成14年2月1日付		3/31	部分公開	第7条第2号	建築行政課
937	3/31	申出	〇〇〇医院(宮崎市橋通西) ①正式名称 ②廃止年月日		4/12	非公開	文書不存在	保健医療課

2 個人情報開示請求の内容と処理状況(令和4年度)

	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
1	R4.4.7	開示	要介護認定情報		R4.4.15	開示		介護保険課
2	R4.4.19	開示	印鑑登録証明書交付申請書		R4.5.2	不開示	第13条第1項	市民課
3	R4.4.19	開示	請求人に係る令和3年度苦情処理簿		R4.4.21	開示		環境指導課
4	R4.4.26	開示	支援措置申出書		R4.5.2	開示		市民課
5	R4.5.10	開示	差押えにより納付された金額がわかる資料		R4.5.23	開示		納税管理課
6	R4.5.16	開示	救急活動報告書		R4.5.27	部分開示	第15条第6号	北消防署
7	R4.5.25	開示	住民票の写し、印鑑証明、戸籍、戸籍の附票、 税証明の発行履歴		R4.6.6	開示		市民課
8	R4.5.25	開示	住民票の写し、印鑑証明、戸籍、戸籍の附票、 税証明の発行履歴		R4.6.6	開示		市民課
9	R4.5.27	開示	診療報酬明細書			取り下げ		国保年金課
10	R4.6.9	開示	要介護認定審査会資料		R4.6.9	開示		介護保険課
11	R4.6.9	開示	印鑑登録の有無(登録があった場合はその印 影)		R4.6.15	不開示	文書不存在	市民課
12	R4.6.13	開示	救急活動報告書		R4.6.27	部分開示	第15条第6号	北消防署
13	R4.6.22	開示	要介護認定審査会資料		R4.6.27	開示		介護保険課
14	R4.6.30	開示	生活保護ケース記録票		R4.7.12	開示		社会福祉第一課
15	R4.7.1	開示	救急活動報告書		R4.7.15	開示		北消防署
16	R4.7.14	開示	要介護認定審査会資料		R4.7.15	開示		介護保険課
17	R4.7.25	開示	障害者手帳申請書及び診断書の写し		R4.7.27	開示		障がい福祉課
18	R4.8.9	開示	個人番号カード利用一時停止届出書		R4.8.12	部分開示	第15条第6号	情報政策課
19	R4.8.18	開示	救急活動報告書		R4.9.1	開示		北消防署
20	R4.8.31	開示	施設利用分の請求内容		R4.9.7	開示		介護保険課
21	R4.9.20	開示	要介護認定審査会資料		R4.9.22	開示		介護保険課
22	R4.10.4	開示	土地売買契約書		R4.10.11	開示		地域市民福祉課
23	R4.10.11	開示	金融機関への照会に関する回答書類		R4.10.20	不開示	第35条第1項	社会福祉第二課
24	R4.10.11	開示	肝炎ウイルス健診の結果		R4.10.25	開示		健康支援課
25	R4.10.18	開示	土地売買契約書及び建物売買契約書		R4.10.25	開示		建築住宅課
26	R4.10.20	開示	戸籍の附票等の閲覧制限がかかっている理由 がわかる書類		R4.11.1	不開示	第15条第6号	市民課
27	R4.10.21	開示	収入申告用紙		R4.11.4	開示		社会福祉第一課
28	R4.11.4	開示	請求人に関する住民票等の閲覧制限の申請書		R4.11.17	不開示	第15条第6号	市民課
29	R4.11.7	開示	生活保護法第78条にかかる処分の根拠が記載 されている資料		R4.11.21	開示		社会福祉第二課
30	R4.11.16	開示	保育園に関する調整点数		R4.11.18	開示		保育幼稚園課
31	R4.11.21	開示	要介護認定審査会資料		R4.12.9	開示		介護保険課
32	R4.12.7	開示	保育園に関する調整点数		R4.12.12	開示		保育幼稚園課
33	R4.12.22	開示	土地売買契約書及び補償契約書		R4.12.27	開示		市街地整備課
34	R5.1.10	開示	要介護認定情報		R5.1.20	開示		介護保険課
35	R5.1.18	開示	住民票の写し、印鑑登録証明、戸籍、戸籍の附 票、税証明の請求書及び証明書の発行履歴		R5.1.31	開示		市民課
36	R5.1.18	開示	住民票の写し、印鑑登録証明、戸籍、戸籍の附 票、税証明の請求書及び証明書の発行履歴		R5.1.31	開示		市民課
37	R5.1.23	開示	要介護認定審査情報		R5.1.27	開示		介護保険課
38	R5.1.31	開示	生活保護支給の履歴		R5.2.8	開示		社会福祉第一課
39	R5.1.31	開示	個人宛名照会ログ		R5.2.10	部分開示	第15条第3号、6号	子育て支援課
40	R5.1.18	開示	個人宛名照会ログ		R5.2.10	部分開示	第15条第3号、6号	子育て支援課

	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
41	R5.1.18	開示	個人宛名照会ログ		R5.2.10	部分開示	第15条第3号、6号	保育幼稚園課
42	R5.1.18	開示	個人宛名照会ログ		R5.2.10	部分開示	第15条第3号、6号	保育幼稚園課
43	R5.1.31	開示	救急活動報告書		R5.2.8	部分開示		北消防署
44	R5.2.14	開示	保留地売買契約書		R5.2.22	開示	第15条第6号	市街地整備課
45	R5.2.15	開示	戸籍の附票に係る交付申請書		R5.2.28	不開示	文書不存在	市民課
46	R5.2.17	開示	ケアプランの写し		R5.3.3	開示		指導監査課
47	R5.2.17	開示	救急活動報告書		R5.3.3	部分開示	第15条第6号	南消防署
48	R5.2.20	開示	要介護認定審査資料		R5.2.24	開示		介護保険課
49	R5.2.22	開示	住民票の写し、戸籍の附票の請求書及び証明書の発行履歴		R5.3.8	開示		市民課
50	R5.3.9	開示	生活保護のケース記録		R5.3.27	開示		社会福祉第二課
51	R5.3.10	開示	医療要否意見書		R5.3.14	開示		社会福祉第二課
52	R5.3.13	開示	認定審査会対象者一覧		R5.3.17	開示		介護保険課
53	R5.3.15	開示	戸籍証明書及び戸籍の附票に係る交付申請書		R5.3.20	不開示	文書不存在	市民課
54	R5.3.20	開示	診療報酬明細書		R5.3.31	開示		国保年金課
55	R5.3.27	開示	緊急搬送の音声データ		R5.4.6	開示		指令課
56	R5.3.27	開示	個人宛名照会ログ		R5.4.5	開示		保育幼稚園課
57	R5.3.27	開示	個人宛名照会ログ		R5.4.5	開示		保育幼稚園課
58	R5.3.27	開示	個人宛名照会ログ		R5.4.5	開示		保育幼稚園課
59	R5.3.27	開示	個人宛名照会ログ		R5.4.5	開示		保育幼稚園課
60	R5.3.28	開示	住民票及び戸籍の附票に係る交付申請書		R5.4.5	不開示	文書不存在	市民課
61	R5.3.31	開示	支援経過記録と健康記録		R5.4.13	部分開示	第15条第6号	指導監査課

3 情報公開関係例規

(1) 宮崎市情報公開条例

平成14年3月29日

条例第3号

改正	平成16年12月20日条例第34号	平成17年12月20日条例第76号
	平成19年3月23日条例第3号	平成21年12月25日条例第53号
	平成28年3月22日条例第2号	平成30年3月30日条例第3号
	令和4年12月19日条例第28号	令和4年12月19日条例第40号

宮崎市情報公開条例（平成10年条例第33号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、本市の有する公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、広く市政に関する知る権利を尊重するとともに、本市の行う諸活動を市民に説明する責務を全うし、市民の市政への理解と信頼を深め、もって市民参加による公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 一般の利用に供することを目的として保有しているもの

(3) 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（公開を請求するものの責務）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求するものは、この条例の目的に従いその権利を正当に行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

（公開を請求できるもの）

第5条 次に掲げるものは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書（第5号に掲げるものにあつては、当該利害関係に係る公文書に限る。）の公開を請求することができる。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

（公開請求の手続）

- 第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。
- (1) 公開請求をするものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
 - (2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- （公文書の公開義務）
- 第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。
- (1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないとされている情報
 - (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る部分
 - (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
 - (4) 公にすることにより、人の生命、健康、生活、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
 - (5) 実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 公開請求に係る公文書に前条第2号に規定する情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公文書の存否に関する情報)

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第11条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があつた日の翌日から起算して14日以内にならなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を公開請求があつた日の翌日から起算して60日以内の日までに限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、前2項に規定する期間に算入しない。

(公開決定等の期限の特例)

第12条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があつた日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

2 実施機関が議会である場合において、前条の規定による公開決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(理由の記載等)

第13条 実施機関は、第10条第1項の規定により公開請求に係る公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき、又は同条第2項の規定により公開請求に係る公文書の全部を公開しない旨の決定をしたときは、公開請求者に対し、同条各項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該理由は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、同項の決定をした日の翌日から起算して1年以内にその全部又は一部を公開できることが明らかであるときは、その旨を公開請求者に通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に本市（本市が設立した地方独立行政法人を含む。）、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの（以下この条、第19条第3号及び第20条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号ロ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第18条第1項第2号及び第19条第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第15条 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(他の法令等による公開の実施との調整)

第16条 実施機関は、法令等の規定により、公開請求に係る公文書が前条本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同条本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料等)

第17条 公開請求に係る手数料は、無料とする。

2 第15条本文の規定に基づき公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第17条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮崎市情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書及び同法第30条第1項に規定する反論書並びに同条第2項に規定する意見書の写し（当該反論書及び意見書の写しにあっては、提出があった場合に限る。）を添えてしなければならない。

（本市が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

第18条の2 本市が設立した地方独立行政法人がした公開決定等又は当該地方独立行政法人に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

（諮問をした旨の通知）

第19条 第18条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査会の設置等）

第21条 第18条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、宮崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じ審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審査会の調査権限）

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求められない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第23条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第24条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第25条 審査請求人等は、審査会に対し、第22条第3項若しくは第4項又は前条の規定により審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項において同じ。）にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かななければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による交付に係る手数料は、無料とする。この場合において、当該交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該写し又は書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。（調査審議手続の非公開）

第26条 第18条第1項の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第27条 審査会は、第18条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第28条 第21条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(任意的公開)

第29条 実施機関は、第5条に規定するもの以外のものから公文書の公開の申出があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

(公文書の管理)

第30条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

(情報の提供)

第31条 本市は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

2 実施機関は、公開請求をしようとするものが容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供、助言その他公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

(施行の状況の公表)

第32条 市長は、毎年度1回、実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(出資法人の情報公開)

第33条 本市が出資している法人（本市が設立した地方独立行政法人を除く。）で規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の規定に基づく本市の施策に準じ、情報の公開に関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人の保有する情報の公開が図られるよう必要な措置を講じるものとする。
（委任）

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宮崎市情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、改正前の宮崎市情報公開条例（以下「旧条例」という。）の施行の日（議会が保有する公文書については、平成14年4月1日）以後に作成し、又は取得した公文書について適用する。

3 実施機関は、旧条例の施行の日（議会が保有する公文書については、平成14年4月1日）前に作成し、又は取得した公文書について、第5条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

4 この条例の施行の際現にされている旧条例第6条の規定による公文書の公開の請求は、新条例第6条の規定による公開請求とみなす。

5 この条例の施行の際現にされている旧条例第13条に規定する不服申立ては、新条例第18条に規定する不服申立てとみなす。

6 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合は、新条例の相当規定によりしたものとみなす。

7 旧条例第14条第1項の規定により置かれた宮崎市情報公開審査会は、新条例第21条第1項の規定により置く審査会となり、同一性を持って存続するものとする。

（佐土原町等の編入に伴う経過措置）

8 この条例の規定は、佐土原町、田野町及び高岡町（以下「3町」という。）の編入の日（以下「編入日」という。）前の3町の実施機関の職員が、平成15年3月31日以前に作成し、又は取得した公文書については、適用しない。

9 実施機関は、前項の公文書について、第5条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

10 編入日前に、佐土原町情報公開条例（平成14年佐土原町条例第14号）及び田野町情報公開条例（平成14年田野町条例第34号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

（清武町の編入に伴う経過措置）

11 この条例の規定は、清武町の編入の日前の同町の実施機関の職員が、平成15年3月31日以前に作成し、又は取得した公文書については、適用しない。

12 実施機関は、前項の公文書について、第5条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

13 清武町の編入の日前に、清武町情報公開条例（平成14年清武町条例第24号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成16年12月20日条例第34号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第76号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第3号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年12月25日条例第53号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成28年 3 月22日 条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置の原則）
- 2 行政庁（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに公立大学法人宮崎公立大学をいう。以下同じ。）の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年 3 月30日 条例第 3 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年10月 1 日から施行する。（後略）

附 則（令和 4 年12月19日 条例第28号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年12月19日 条例第40号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 宮崎市情報公開条例施行規則

平成14年 7月26日
規則第38号

改正 平成17年 3月31日規則第30号 平成18年 3月31日規則第10号
平成21年 3月30日規則第10号 平成28年 3月30日規則第11号
平成30年 3月30日規則第48号 令和元年 6月27日規則第3号

市長が管理する公文書の公開等に関する規則（平成11年規則第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公開請求書）

第2条 条例第6条第1項第3号の規則で定める事項は、公開請求をするものの希望する公開の方法とする。

2 条例第6条第1項の書面は、公開請求書（様式第1号）によるものとする。

（公開決定等の通知）

第3条 条例第10条第1項の規則で定める事項は、公開の日時及び場所とする。

2 条例第10条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 公文書の全部を公開する旨の決定をしたとき 公開決定通知書（様式第2号）
- (2) 公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき 部分公開決定通知書（様式第3号）
- (3) 公文書の全部を公開しない旨の決定をしたとき 非公開決定通知書（様式第4号）

（期間延長の通知）

第4条 条例第11条第2項の規定による通知は、公開決定等期間延長通知書（様式第5号）により行うものとする。

2 条例第12条の規定による通知は、公開決定等期間特例延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

（意見照会等の通知）

第5条 条例第14条第1項及び第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求の年月日
- (2) 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第14条第1項又は第2項の規定による通知は、意見照会書（様式第7号）により行うものとする。

3 条例第14条第3項の規定による通知は、公開決定第三者通知書（様式第8号）により行うものとする。

（公文書の公開方法）

第6条 条例第15条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ及びビデオテープ 当該録音テープ及びビデオテープを再生装置により再生したものの視聴
- (2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録をディスプレイ装置に出力したものの視聴、当該電磁的記録を印字装置により用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は当該電磁的記録をフロッピーディスク（幅90ミリメートルで2HDのものに限る。以下同じ。）若しくは光ディスク（直径が120ミリメートルで記憶容量が700メガバイトのものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

2 公文書の写しの交付部数は、公開請求1件につき1部とする。

（閲覧又は視聴の中止）

第7条 実施機関は、公文書を閲覧又は視聴するものが当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させることができる。

(費用負担)

第8条 条例第17条第2項の費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、公文書の写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第9条 条例第19条の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第9号)により行うものとする。

(公表の方法)

第10条 条例第32条の規定による公表は、市の広報紙等に掲載して行うものとする。

2 前項の公表は、前年度分の公文書の公開の実施状況について、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 公文書の公開の請求及び申出の状況

(2) 公文書の公開決定等の状況

(3) 審査請求の件数及びその処理状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(出資法人)

第11条 条例第33条第1項の規則で定める法人は、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第30号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成18年3月31日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る費用について適用し、同日前の申請に係る費用については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月30日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成28年3月30日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成30年 3 月30日規則第48号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある既存の規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年 6 月27日規則第 3 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

区分		金額
公文書の写しの作成に要する費用	単色刷りの場合	写し 1 枚につき 10円
	多色刷りの場合	写し 1 枚につき 50円
	外部委託により作成する場合	当該委託契約に定める額
	電磁的記録をフロッピーディスクに複写した場合	フロッピーディスクの購入費相当額
	電磁的記録を光ディスクに複写した場合	光ディスクの購入費相当額
公文書の写しの送付に要する費用		郵便料金相当額
備考		
1 公文書の写しの作成は、日本産業規格 A 列 3 番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。		
2 両面に印刷した公文書の写しについては、片面を 1 枚として算定する。		

様式第 1 号～様式第 9 号（省略）

(3) 宮崎市情報公開審査会規則

平成14年7月5日
規則第29号

改正 平成28年3月30日規則第11号

宮崎市情報公開審査会規則（平成11年規則第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づき、宮崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（補佐人）

第4条 条例第23条第2項の許可の申出は、書面によるものとする。

（意見陳述者の数）

第5条 条例第23条第1項の規定により意見を述べる者の数は、審査請求人、参加人及び諮問庁それぞれ3人以内（補佐人を含む。）とする。ただし、審査会が必要と認めたときは、この限りでない。

（費用負担）

第6条 条例第25条第4項後段に規定する交付に係る費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、その交付を受けるときまでに納付しなければならない。

（議事録）

第7条 審査会の議事録は、議事の概要を記して作成するものとする。

2 審査会の議事録には、会長及び会長が指名する委員1人が署名するものとする。

（庶務）

第8条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第11号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月27日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第6条関係）

区分		金額	
写し又は書面の作成に要する費用	用紙に白黒で複写し、又は出力したもの	1枚につき	10円
	用紙にカラーで複写し、又は出力したもの	1枚につき	50円
写し又は書面の送付に要する費用		郵便料金相当額	
備考			
1 写し又は書面の作成は、日本産業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。			
2 両面に複写し、又は出力したものについては、片面を1枚として算定する。			

4 個人情報保護関係例規

宮崎市個人情報保護条例

平成14年3月29日

条例第2号

改正	平成16年12月20日条例第34号	平成17年12月20日条例第75号
	平成19年3月23日条例第2号	平成21年3月30日条例第2号
	平成21年12月25日条例第52号	平成27年9月18日条例第57号
	平成28年3月22日条例第2号	平成29年3月24日条例第2号
	平成29年6月27日条例第29号	平成30年3月30日条例第3号
	令和3年9月30日条例第49号	

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権を擁護し、及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - ロ 個人識別符号が含まれるもの
- (2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。
- (3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (4) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。
- (5) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）及び事業を営む個人をいう。
- (6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (8) 公文書 実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が

職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

ロ 一般の利用に供することを目的として保有しているもの

ハ 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報保護について必要な措置を講じるとともに、個人情報保護の重要性について事業者及び市民の意識啓発に努めなければならない。

2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報保護に関する本市の施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民は、個人情報保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

2 この条例に基づく請求をしようとする者は、この条例により保障された権利等を正当に行使しなければならない。

(個人情報取扱事務の届出等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報取扱事務の名称及び目的

(2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称

(3) 個人情報の対象者の範囲

(4) 個人情報の記録項目

(5) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(6) 個人情報の収集先

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

4 前3項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、福利厚生等に係る個人情報を取り扱う事務については、適用しない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条、次条及び第9条において同じ。)を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。

- (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務において、本人から収集したのでは当該事務の目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。
 - (7) 他の実施機関から収集する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。
 - (8) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（本市が設立した地方独立行政法人を除く。以下「国等」という。）から収集する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。
- 3 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令等に定めがあるとき。
 - (2) 宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、事務の執行上必要があると認められるとき。
- (利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。
 - (6) 国等に提供する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。
 - (7) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために当該個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他当該個人情報を提供することについて特別の理由があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。
- (特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて、特定個人情報を利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を利用することができる。ただし、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- (提供先に対する制限等)

第9条 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講じるよう求めることができる。

(電子計算機の結合による提供の制限)

第10条 実施機関は、実施機関以外のものとの間において、通信回線での電子計算機の結合による個人情報の提供（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方

式によるものに限る。)を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(個人情報の適正管理)

第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する責任体制を明確にしなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(外部委託に伴う措置等)

第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託するとき、又は本市が設置する公の施設(以下単に「公の施設」という。)の管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるときは、当該委託契約又は当該管理に係る協定において、委託を受けたもの又は公の施設の指定管理者が講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたもの又は公の施設の指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している者若しくは従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(開示請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 次に掲げる者は、本人に代わって前項の規定による開示請求をすることができる。

(1) 開示請求に係る個人情報の本人が未成年者又は成年被後見人(以下「未成年者等」という。)であるときは、その法定代理人

(2) 開示請求に係る個人情報が特定個人情報であるときは、当該特定個人情報の本人の委任による代理人(以下「任意代理人」という。)

(開示請求の手続)

第14条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)により、実施機関に請求しなければならない。

(1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定により、本人に対しても開示することができないとされている個人情報
- (2) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められるもの
- (3) 本市、本市が設立した地方独立行政法人又は国等が行う調査、争訟、交渉、監督、検査等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められるもの
- (4) 開示することにより、個人の生命、身体若しくは財産の保護又は行政上の取締り、犯罪の捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められる個人情報
- (5) 本市又は本市が設立した地方独立行政法人と国等との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあると認められるもの
- (6) 開示請求者以外のものに関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外のものの権利利益を害するおそれがあると認められるもの
- (7) 未成年者等の個人情報であって、法定代理人に開示することが、本人の利益に反すると認められるもの
- (8) 特定個人情報であって、任意代理人に開示することが、本人の利益に反すると認められるもの

(部分開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示決定等)

第18条 実施機関は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に、開示請求に係る個人情報を開示する旨又は開示しない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、開示決定等をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、期間の経過により当該個人情報の全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記するものとする。
- 4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第19条 開示請求に係る個人情報に本市、本市が設立した地方独立行政法人、国等及び開示請求者以外のもの（以下この条、第26条第3号及び第27条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録された公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関

は、開示決定後直ちに、当該意見書（第25条第1項第2号及び第26条第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第20条 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

2 実施機関は、前項の規定により個人情報を開示する場合において、当該個人情報が記録された公文書の保存に支障が生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより開示することができる。

3 第14条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

（簡易開示）

第21条 実施機関が開示することについて明らかに支障がないとしてあらかじめ定めた個人情報については、第14条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定による開示請求があったときは、第18条第1項の規定にかかわらず、開示決定等をしないで、速やかに開示するものとする。この場合において、開示は、前条第1項の規定にかかわらず、規則で定める方法により行う。

3 第14条第2項の規定は、前2項の規定により開示請求をする者及び開示を受ける者について準用する。

（訂正請求）

第22条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 第13条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

（訂正請求の手續）

第23条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、実施機関に請求しなければならない。

- （1）訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- （2）訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- （3）訂正を求める部分及び訂正の内容
- （4）前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

（訂正決定等）

第24条 実施機関は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該訂正請求に係る個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、訂正決定等をしたときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正しない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正する旨の決定をしたときは、訂正請求に係る個人情報を訂正したうえ、訂正請求者に対し、第2項に規定する書面にその旨を記載しなければならない。

5 第18条第4項の規定は、訂正決定等について準用する。

（個人情報の提供先への通知）

第24条の2 実施機関は、前条第4項の規定により個人情報を訂正した場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの

規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求)

第24条の3 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条から第24条の5までにおいて同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)を請求することができる。

(1) 次のいずれかに該当する場合 当該個人情報の利用の停止又は消去

イ 第7条の規定に違反して収集されたとき。

ロ 第8条又は第8条の2の規定に違反して利用されているとき。

ハ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

ニ 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。

(2) 第8条又は番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。

(利用停止請求の手続)

第24条の4 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、実施機関に請求しなければならない。

(1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止決定等)

第24条の5 実施機関は、利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定(以下「利用停止決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、利用停止決定等をしたときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部の利用停止をしない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部の利用停止をする旨の決定をしたときは、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしたうえ、利用停止請求者に対し、第2項に規定する書面にその旨を記載しなければならない。

5 第18条第4項の規定は、利用停止決定等について準用する。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第24条の6 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第25条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮崎市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合(当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場

合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書及び同法第30条第1項に規定する反論書並びに同条第2項に規定する意見書の写し（当該反論書及び意見書の写しにあっては、提出があった場合に限る。）を添えてしなければならない。

（本市が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

第25条の2 本市が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

（諮問をした旨の通知）

第26条 第25条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第27条 第19条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査会の設置等）

第28条 第25条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、宮崎市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、この条例の規定によりその権限に属する事項を処理するとともに、個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じ審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審査会の調査権限）

第29条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求に係る個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された審査請求に係る個人情報の開示を求められない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求に係る個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第29条の2 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに口頭することができる。

(意見書等の提出)

第29条の3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第29条の4 審査請求人等は、審査会に対し、第29条第3項若しくは第4項又は前条の規定により審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録(電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項において同じ。))にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かななければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による交付に係る手数料は、無料とする。この場合において、当該交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該写し又は書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(調査審議手続の非公開)

第29条の5 第25条第1項の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第29条の6 審査会は、第25条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第30条 第28条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第31条 削除

(手数料等)

第32条 この条例の規定(第29条の4第4項を除く。次項において同じ。)に基づく請求に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づき公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(苦情への対応)

第33条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第34条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応じるものとする。

(他の制度との調整等)

第35条 他の法令等の規定により自己に関する個人情報の開示、訂正、利用停止その他これらに類するものの手続が定められているときは、その定めるところによる。ただし、特定個人情報の開示については、当該他の法令等又はこの条例の定めるところにより行うことができる。

2 この条例は、一般の利用に供することを目的として保有している個人情報については、適用しない。

(施行の状況の公表)

第36条 市長は、毎年度1回、実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(出資法人の措置)

第37条 本市が出資している法人（本市が設立した地方独立行政法人を除く。）で規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の規定に基づく本市の施策に準じ、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人の保有する個人情報の保護が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第39条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第12条第2項に規定する委託事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報（公文書に記録されているものに限る。以下この条、次条及び第42条において同じ。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第40条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第41条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第42条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示又は第21条第2項の規定による開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条中宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴くことに係る部分並びに第28条及び第30条の規定は、同年7月1日から施行する。（宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止）

2 宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和59年条例第13号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に行われている個人情報を取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、この条例の施行の日以後速やかに」とする。

4 この条例の施行の際現に旧条例第8条第2項の規定により宮崎市個人情報保護審議会の意見を聴いて行われている電子計算組織の結合は、第10条ただし書の規定により行われているものとみなす。

5 この条例の施行の日前に行われた旧条例第10条又は第11条の規定による申請に係る開示、訂正又は削除については、なお従前の例による。

(佐土原町等の編入に伴う経過措置)

6 佐土原町、田野町及び高岡町（以下「3町」という。）の編入（次項及び第8項において「編入」という。）の際現に3町の実施機関が保有している個人情報を引き続き取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、佐土原町、田野町及び高岡町の編入の日以後速やかに」とする。

7 編入の際現に田野町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和63年田野町条例第7号。以下「田野町条例」という。）第8条ただし書の規定により田野町個人情報保護審査会の意見を聴いて行われている電子計算組織の結合は、第10条ただし書の規定により行われているものとみなす。

8 前項に定めるもののほか、編入の日前に佐土原町個人情報保護条例（平成17年佐土原町条例第1号）、田野町条例及び高岡町個人情報保護条例（平成17年高岡町条例第1号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

（清武町の編入に伴う経過措置）

9 清武町の編入の際現に同町の実施機関が保有している個人情報を引き続き取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、清武町の編入の日以後速やかに」とする。

10 清武町の編入の日前に清武町個人情報の保護に関する条例（平成17年清武町条例第36号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成16年12月20日条例第34号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第75号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月30日条例第2号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月25日条例第52号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成27年9月18日条例第57号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に公立大学法人宮崎公立大学において行われている個人情報を取り扱う事務についての第1条の規定による改正後の宮崎市個人情報保護条例第6条第1項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、宮崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年条例第57号）の施行の日以後速やかに」とする。

3 この条例の施行の日前に行われた第1条の規定による改正前の宮崎市個人情報保護条例第31条の規定による是正の申出に対する処理については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月22日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置の原則）

2 行政庁（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに公立大学法人宮崎公立大学をいう。以下同じ。）の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月24日条例第2号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成29年6月27日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第11条第2項の改正規定、第12条第2項の改正規定（「き損」を「毀損」に改める部分に限る。）及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に行われている要配慮個人情報を取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、この条例の施行の日以後速やかに」とする。

(準備行為)

- 3 改正後の第6条第1項に規定する届出及び第7条第3項の規定による収集の制限のために必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

(宮崎市情報公開条例の一部改正)

- 4 宮崎市情報公開条例(平成14年条例第3号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

- 5 宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年条例第1号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和3年9月30日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 宮崎市個人情報保護条例施行規則

平成14年7月26日
規則第37号

改正	平成17年3月31日規則第30号	平成18年3月31日規則第9号
	平成21年3月30日規則第9号	平成27年10月2日規則第76号
	平成28年3月30日規則第11号	平成30年3月30日規則第2号
	平成30年3月30日規則第48号	令和元年6月27日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(要配慮個人情報)

第1条の2 条例第2条第3号の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。
 - イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
 - ロ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
 - ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。）
 - ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人情報取扱事務等の届出)

第2条 条例第6条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報の記録形態
 - (2) 電子計算機処理の状況
 - (3) 目的外利用等の状況
 - (4) 個人情報取扱事務の外部委託の状況
- 2 条例第6条第1項の規定による届出は、個人情報取扱事務届（様式第1号）又は個人情報取扱事務変更届（様式第2号）により行うものとする。
- 3 条例第6条第2項の規定による届出は、個人情報取扱事務廃止届（様式第3号）により行うものとする。

(開示請求書)

第3条 条例第14条第1項第3号の規則で定める事項は、開示請求をする者の希望する開示の方法とする。

- 2 条例第14条第1項の開示請求書は、個人情報開示請求書（様式第4号）によるものとする。

(本人等の証明に必要な書類)

第4条 条例第14条第2項（条例第20条第3項、第21条第3項、第23条第2項及び第24条の4第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の本人であることを証明するために必

要な書類で規則で定めるものは、次に掲げる書類のいずれかであって、当該本人の氏名及び住所が記載されているものとする。

- (1) 運転免許証
 - (2) 旅券
 - (3) その他これらに類するものとして市長が認める書類
- 2 条例第14条第2項の法定代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次に掲げる書類とする。
- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかであって、当該法定代理人の氏名及び住所が記載されているもの
 - (2) 戸籍の謄本その他の書類であって、当該法定代理人の資格を証明するものとして市長が認めるもの
- 3 条例第14条第2項の任意代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次に掲げる書類とする。
- (1) 第1項各号に掲げる書類のいずれかであって、当該任意代理人の氏名及び住所が記載されているもの
 - (2) 委任状その他の書面であって、当該任意代理人の資格を証明するものとして市長が認めるもの
- (開示決定等の通知)

第5条 条例第18条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 個人情報の全部を開示する旨の決定をしたとき 個人情報開示決定通知書(様式第5号)
 - (2) 個人情報の一部を開示する旨の決定をしたとき 個人情報部分開示決定通知書(様式第6号)
 - (3) 個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたとき 個人情報不開示決定通知書(様式第7号)
- 2 条例第18条第4項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第8号)により行うものとする。
- (意見照会等の通知)

第6条 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第19条第1項の規定による通知は、個人情報意見照会書(様式第9号)により行うものとする。

3 条例第19条第2項(条例第27条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、個人情報開示決定第三者通知書(様式第10号)により行うものとする。

(個人情報の開示方法)

第7条 条例第20条第1項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ及びビデオテープ 当該録音テープ及びビデオテープを再生装置により再生したものの視聴
- (2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録をディスプレイ装置に出力したものの視聴、当該電磁的記録を印字装置により用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は当該電磁的記録をフロッピーディスク(幅90ミリメートルで2HDのものに限る。以下同じ。)若しくは光ディスク(直径が120ミリメートルで記憶容量が700メガバイトのものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付

2 公文書の写しの交付部数は、開示請求1件につき1部とする。

(閲覧又は視聴の中止)

第8条 実施機関は、公文書を閲覧又は視聴する者が当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させることができる。

(簡易開示の告示)

第9条 実施機関は、条例第21条第1項の規定により口頭による開示請求をすることができる個人情報
報を定めたときは、その旨を告示するものとする。

2 条例第21条第2項の規則で定める方法は、前項の規定による告示において定めるものとする。
(訂正請求書)

第10条 条例第23条第1項第4号の規則で定める事項は、訂正の区分とする。

2 条例第23条第1項の書面は、個人情報訂正請求書(様式第11号)によるものとする。
(訂正決定等の通知)

第11条 条例第24条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に
定める通知書により行うものとする。

- (1) 個人情報の全部を訂正する旨の決定をしたとき 個人情報訂正決定通知書(様式第12号)
- (2) 個人情報の一部を訂正する旨の決定をしたとき 個人情報部分訂正決定通知書(様式第13号)
- (3) 個人情報の全部を訂正しない旨の決定をしたとき 個人情報不訂正決定通知書(様式第14号)

2 条例第24条第5項において準用する条例第18条第4項の規定による通知は、個人情報訂正決定等
期間延長通知書(様式第15号)により行うものとする。
(利用停止請求書)

第12条 条例第24条の4第1項の書面は、個人情報利用停止請求書(様式第16号)によるものとする。
(利用停止決定等の通知)

第13条 条例第24条の5第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各
号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 個人情報の全部の利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報利用停止決定通知書(様式
第17号)
- (2) 個人情報の一部の利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報部分利用停止決定通知書
(様式第18号)
- (3) 個人情報の全部の利用停止をしない旨の決定をしたとき 個人情報の利用停止をしない旨の
決定通知書(様式第19号)

2 条例第24条の5第5項において準用する条例第18条第4項の規定による通知は、個人情報利用停
止決定等期間延長通知書(様式第20号)により行うものとする。
(諮問をした旨の通知)

第14条 条例第26条の規定による通知は、個人情報保護審査会諮問通知書(様式第21号)により行う
ものとする。
(費用負担)

第15条 条例第32条第2項の費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、公文書の写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。
(公表の方法)

第16条 条例第36条の規定による公表は、市の広報紙等に掲載して行うものとする。

2 前項の公表は、前年度分の個人情報の開示等の実施状況について、次に掲げる事項を明らかにし
て行うものとする。

- (1) 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求状況
- (2) 個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の状況
- (3) 審査請求の件数及びその処理状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(出資法人)

第17条 条例第37条の規則で定める法人は、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分
の1以上を出資している法人とする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

(宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則の廃止)

2 宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則（昭和59年規則第12号）は、廃止する。

附 則（平成17年3月31日規則第30号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成18年3月31日規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る費用について適用し、同日前の申請に係る費用については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月30日規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成27年10月2日規則第76号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年10月5日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成28年3月30日規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成30年3月30日規則第2号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第48号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある既存の規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年 6 月 27 日規則第 3 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

区分		金額	
公文書の写しの作成に要する費用	単色刷りの場合	写し 1 枚につき	10円
	多色刷りの場合	写し 1 枚につき	50円
	外部委託により作成する場合	当該委託契約に定める額	
	電磁的記録をフロッピーディスクに複写した場合	フロッピーディスクの購入費相当額	
	電磁的記録を光ディスクに複写した場合	光ディスクの購入費相当額	
公文書の写しの送付に要する費用		郵便料金相当額	
備考			
1 公文書の写しの作成は、日本産業規格 A 列 3 番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。			
2 両面に印刷した公文書の写しについては、片面を 1 枚として算定する。			

様式第 1 号～様式第 21 号（省略）

(3) 宮崎市個人情報保護審査会規則

平成14年 6月28日
規則第27号

改正 平成28年 3月30日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市個人情報保護条例(平成14年条例第2号。以下「条例」という。)第30条の規定に基づき、宮崎市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補佐人)

第4条 条例第29条の2第2項の許可の申出は、書面によるものとする。

(意見陳述者の数)

第5条 条例第29条の2第1項の規定により意見を述べる者の数は、審査請求人、参加人及び諮問庁それぞれ3人以内(補佐人を含む。)とする。ただし、審査会が必要と認めるときは、この限りでない。

(費用負担)

第6条 条例第29条の4第4項後段に規定する交付に係る費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、その交付を受けるときまでに納付しなければならない。

(議事録)

第7条 審査会の議事録は、議事の概要を記して作成するものとする。

2 審査会の議事録には、会長及び会長が指名する委員1人が署名するものとする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則(平成28年 3月30日規則第11号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年 4月1日から施行する。

附 則(令和元年 6月27日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年 7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第6条関係）

区分		金額	
写し又は書面の作成に要する費用	用紙に白黒で複写し、又は出力したもの	1枚につき	10円
	用紙にカラーで複写し、又は出力したもの	1枚につき	50円
写し又は書面の送付に要する費用		郵便料金相当額	
備考			
1 写し又は書面の作成は、日本産業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。			
2 両面に複写し、又は出力したものについては、片面を1枚として算定する。			